社会的養護の現状について（参考資料）

平成２８年１月

１．社会的養護の現状　・・・・・　１
２．措置費の現状と充実　・・・・・　７
３．人員配置基準と最低基準の現状と充実　・・・・・１１
４．里親委託の推進　・・・・・１３
５．施設運営指針、里親等養育指針　・・・・・２４
６．社会的養護関係施設の第三者評価等　・・・・・２６
７．市町村における要保護児童対策　・・・・・３４
８．社会的養護の充実のためのこれまでの取組　・・・・・３６
９．平成２３年からの主な取組　・・・・・３８
10．平成２８年度社会的養護関係予算案の概要　・・・・・５８
11．平成２４～２６年度の各種ワーキング等　・・・・・６１
（参考）統計表等　・・・・・７２

1．社会的養護の現状　（１)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約４万６千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数
			9,949世帯	3,644世帯	4,731人
	区分（里親は重複登録有り）	養育里親	7,893世帯	2,905世帯	3,599人
		専門里親	676世帯	174世帯	206人
		養子縁組里親	3,072世帯	222世帯	224人
		親族里親	485世帯	471世帯	702人

ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員５～６名)	
	ホーム数	257か所
	委託児童数	1,172人

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	133か所	601か所	38か所	58か所	247か所	118か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	789人
現員	3,022人	28,183人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,843人	440人
職員総数	4,539人	16,672人	995人	1,788人	2,067人	519人

小規模グループケア	1,078か所
地域小規模児童養護施設	298か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例（平成27年3月末現在）
※施設数、ホーム数（FH除く）、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（平成26年10月1日現在）
※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（平成26年10月1日現在）
※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ（平成26年3月1日現在）
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

（２）児童養護施設の形態の現状

平成２４年３月現在の児童養護施設の５割が大舎制。平成２０年３月は児童養護施設の７割が大舎制だったので、小規模化が進んでいる。引き続き、家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ
保有施設数（N=552）（平成24年3月）	施設数	280	147	226	312	136	32
	%	50.7	26.6	40.9	56.5	24.6	5.8
保有施設数（N=489）（平成20年3月）	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3

※ 社会的養護の施設整備状況調査、調査回答施設数５５２（平成24年3月1日現在）、
調査回答施設数４８９（平成20年3月1日現在）

※「大舎」：1養育単位当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下、
「小規模グループケア」：６名程度

②定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	68 (11.3%)
～ 40	104 (17.3%)
～ 50	139 (23.1%)
～ 60	100 (16.6%)
～ 70	64 (10.6%)
～ 80	49 (8.2%)
～ 90	26 (4.3%)
～ 100	18 (3.0%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	4 (0.7%)
～ 150	5 (0.8%)
151～	4 (0.7%)
総 数	601 (100%)

家庭福祉課調べ
（平成26年10月1日）

（3）小規模化の実施状況

（1）地域小規模児童養護施設の推移

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	149	171	157	190	173	214	182	232	190	250	199	266	221	308
1か所実施	・	・	131	131	140	140	141	141	142	142	145	145	149	149
2か所実施	・	・	22	44	28	56	34	68	39	78	45	90	62	124
3か所以上実施	・	・	4	15	5	18	7	23	9	30	9	31	10	35

（注）平成19年度まで指定は1か所のみ。平成20年7月1日から複数設置が可能。（平成20年度は1施設あたりの実施か所数の内訳調査なし）

（2）小規模グループケア実施状況の推移（児童養護施設）

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	333	395	318	403	335	459	357	559	381	709	395	817	421	936
1か所実施	271	271	233	233	222	222	197	197	171	171	156	156	136	136
2か所実施	62	124	85	170	102	204	139	278	159	318	172	344	186	372
3か所実施	―	―	―	―	11	33	11	33	18	54	21	63	33	99
4か所実施	―	―	―	―	―	―	2	8	13	52	20	80	25	100
5か所実施	―	―	―	―	―	―	5	25	6	30	12	60	17	85
6か所実施	―	―	―	―	―	―	3	18	14	84	19	114	24	144

（3）小規模グループケア実施状況の推移（乳児院）

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	38	39	40	46	49	58	55	74	60	92	63	114	68	133
1か所実施	37	37	34	34	40	40	37	37	35	35	33	33	30	30
2か所実施	1	2	6	12	9	18	17	34	21	42	23	46	26	52
3か所実施	―	―	―	―	0	0	1	3	2	6	4	12	5	15
4か所実施	―	―	―	―	―	―	0	0	1	4	0	0	1	4
5か所実施	―	―	―	―	―	―	0	0	1	5	1	5	4	20
6か所実施	―	―	―	―	―	―	0	0	0	0	3	18	2	12

（注）平成19年度まで指定は1か所のみ。平成20、21年度は2か所、平成22年度は3か所、平成23年度からは6か所まで指定が可能。

（資料）家庭福祉施策関係事業実施状況調査

（４）進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

①中学校卒業後の進路（平成２５年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成２６年５月１日現在の進路）

	進　学				就　職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児　2,388人	2,279人	95.4%	43人	1.8%	30人	1.3%	36人	1.5%
（参考）全中卒者 1,193千人	1,173千人	98.4%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	10千人	0.8%

②高等学校等卒業後の進路（平成２５年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成２６年５月１日現在の進路）

	進　学				就　職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児　1,721人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
うち在籍児　231人	43人	18.6%	31人	13.4%	122人	52.8%	35人	15.2%
うち退所児　1,490人	154人	10.3%	162人	10.9%	1,099人	73.8%	75人	5.0%
（参考）全高卒者 1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
87人	83人	61人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。 全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成26年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

①中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度５月１日現在の進路）

			平成２１年度（Ｈ２２．５．１）		平成２２年度（Ｈ２３．５．１）		平成２３年度（Ｈ２４．５．１）		平成２４年度（Ｈ２５．５．１）		平成２５年度（Ｈ２６．５．１）	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）			2,509人	100.0%	2,538人	100.0%	2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%
	進学	高校等	2,305人	91.9%	2,376人	93.6%	2,377人	94.0%	2,366人	94.8%	2,279人	95.4%
	進学	専修学校等	64人	2.6%	52人	2.1%	42人	1.7%	46人	1.8%	43人	1.8%
	就職		62人	2.5%	49人	1.9%	64人	2.5%	53人	2.1%	30人	1.3%
	その他		78人	3.1%	61人	2.4%	47人	1.9%	31人	1.2%	36人	1.5%
里親委託児（単位：人）			209人	100.0%	250人	100.0%	272人	100.0%	280人	100.0%	278人	100.0%
	進学	高校等	197人	94.3%	241人	96.4%	253人	93.0%	268人	95.7%	262人	94.2%
	進学	専修学校等	4人	1.9%	2人	0.8%	8人	2.9%	3人	1.1%	6人	2.2%
	就職		3人	1.4%	4人	1.6%	5人	1.8%	3人	1.1%	6人	2.2%
	その他		5人	2.4%	3人	1.2%	6人	2.2%	6人	2.1%	4人	1.4%
（参考）全中卒者（単位：千人）			1,188千人	100.0%	1,228千人	100.0%	1,177千人	100.0%	1,185千人	100.0%	1,193千人	100.0%
	進学	高校等	1,163千人	97.9%	1,203千人	98.0%	1,156千人	98.2%	1,166千人	98.4%	1,173千人	98.4%
	進学	専修学校等	5千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%
	就職		6千人	0.5%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.4%
	その他		14千人	1.2%	14千人	1.2%	12千人	1.0%	11千人	0.9%	10千人	0.8%

家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。 全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度５月１日現在の進路）

			平成２１年度（Ｈ２２．５．１）		平成２２年度（Ｈ２３．５．１）		平成２３年度（Ｈ２４．５．１）		平成２４年度（Ｈ２５．５．１）		平成２５年度（Ｈ２６．５．１）	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）			1,444人	100.0%	1,600人	100.0%	1,543人	100.0%	1,626人	100.0%	1,721人	100.0%
	進学	大学等	187人	13.0%	191人	11.9%	169人	11.0%	200人	12.3%	197人	11.4%
		専修学校等	146人	10.1%	177人	11.1%	170人	11.0%	167人	10.3%	193人	11.2%
	就職		969人	67.1%	1,112人	69.5%	1,087人	70.4%	1,135人	69.8%	1,221人	70.9%
	その他		142人	9.8%	120人	7.5%	117人	7.6%	124人	7.6%	110人	6.4%
里親委託児（単位：人）			175人	100.0%	174人	100.0%	204人	100.0%	228人	100.0%	270人	100.0%
	進学	大学等	47人	26.9%	45人	25.9%	41人	20.1%	46人	20.2%	63人	23.3%
		専修学校等	34人	19.4%	25人	14.4%	40人	19.6%	56人	24.6%	54人	20.0%
	就職		75人	42.9%	86人	49.4%	96人	47.1%	105人	46.1%	129人	47.8%
	その他		19人	10.9%	18人	10.3%	27人	13.2%	21人	9.2%	24人	8.9%
（参考）全高卒者（単位：千人）			1,064千人	100.0%	1,069千人	100.0%	1,061千人	100.0%	1,088千人	100.0%	1,047千人	100.0%
	進学	大学等	573千人	53.9%	581千人	54.3%	572千人	53.9%	579千人	53.2%	563千人	53.8%
		専修学校等	230千人	21.6%	246千人	23.0%	245千人	23.1%	258千人	23.7%	242千人	23.1%
	就職		192千人	18.0%	167千人	15.7%	172千人	16.2%	184千人	16.9%	183千人	17.4%
	その他		69千人	6.5%	75千人	7.1%	72千人	6.8%	68千人	6.3%	60千人	5.7%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。 全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

２．措置費の現状と充実

（１）施設の人員配置と措置費について

施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成２４年度には、基本的人員配置の引上げ等を行い、２７年度予算においては、児童養護施設等の職員配置の改善（５．５：１→４：１等）に必要な経費を計上したところである。

○児童養護施設の措置費の人員配置

・施設長1人
・家庭支援専門相談員　1人
・個別対応職員　　1人
・小規模施設加算　1人（定員45人以下）
・栄養士　1人（定員41人以上）
・調理員等 4人（定員90人以上30人ごとに1人を加算）
・事務員　1人
・管理宿直専門員（非常勤、1人）
・医師1人（嘱託）

＋

・児童指導員、保育士
・0・1歳児
1.6:1（1.5:1、1.4:1、1.3:1）
・2歳児
2:1
・年少児（3歳～）
4:1（3.5:1、3:1）
・少年（就学～）
5.5:1（5:1、4.5:1、4:1）
※（）内は加算にて対応。

＋

・里親支援専門相談員加算　1人
・心理療法担当職員加算　1人
・看護師加算　1人
・職業指導員加算　1人
・小規模グループケア加算
　グループ数×（常勤1人＋宿直管理等職員(非常勤)1人）

○措置費
（例）定員45人（職員配置：５．５：１）の
　　児童養護施設の場合

事務費
・一般分保護単価　　178,200円
・里親支援、心理、基幹的職員加算を行った場合　　21,300円
・民間施設給与等改善費
　8%～25%加算

＋

事業費
・一般生活費　　49,030円
・その他（各種の教育費、支度費、医療費等）
　予算額１人平均　24,800円

⇨

児童１人月額
約27万円

※このほかに、小規模グループケア加算６グループ実施の施設の場合、更に、児童１人月額 約８万３千円加算

措置費による教育及び自立支援の経費

〇平成２１年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
〇平成２４年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算（55，000円）を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額（特別基準を含めた場合 216，510円→268，510円）を行った。
〇平成２５年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
〇平成２７年度予算においては、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。

		支弁される額　（H27年度予算）
幼稚園費		実費　※平成21年度～
入進学支度費		小学校1年生：40，600円（年額/1人）　中学校1年生：47，400円（年額/1人）
教育費	学用品費等	小学校：2，170円（月額/1人）　中学校：4，300円（月額/1人）
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費	実費（中学生を対象）　※平成21年度～
	部活動費	実費（中学生を対象）　※平成21年度～
特別育成費		公立高校：22，910円（月額/1人） 私立高校：33，910円（月額/1人） 高等学校第1学年の入学時特別加算：61，030円（年額/1人） 資格取得等のための特別加算（高校3年生）：56，570円（年額/1人）　※平成24年度～ ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象 補習費（学習塾費等）：15，000円（月額／1人） 補習費特別保護単価（個別学習支援）：25，000円（月額／1人）
学校給食費		実費（小学生及び中学生を対象）
見学旅行費		小学校6年生：　21，190円（年額/1人） 中学校3年生：　57，290円（年額/1人） 高等学校3年生：111，290円（年額/1人）
就職、大学進学等支度費		就職支度費・大学進学等自立生活支度費：81，260円（1人1回） 特別基準（親の経済的援助が見込めない場合の加算）：194，930円　合計276，190円

児童養護施設等入所児童への学習支援の充実（平成27年度～）

事業の目的

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

事業内容

○小学生等（※）に対する学習支援

学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、ボランティアが施設を訪問するなどして学習指導を行う。
（学習指導費加算の対象に小学生等を追加。１人あたり月額＠８千円）

○高校生等（※）に対する学習支援

学業に遅れのある高校生の児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。
（特別育成費の項目として「補習費」を追加。１人あたり月額＠１５千円）

○特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児（中学生及び高校生）に対する学習支援

対人関係が難しい発達障害があるなど、個別（マンツーマン）の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。
（特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。１人あたり月額＠２５千円）

※母子生活支援施設は、中学生も含む

対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設

（２）１８歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は１８歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、２０歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、１８歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、１９歳で退所する児童は、１割以下（平成２２年度高校卒業児童）となっていることから、平成２３年１２月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合
H22：153人（9．6%）→H23：182人（11．8%）→H24：263人（16．2%）→H25：231人（13．4%）

児童福祉法　第31条（保護期間の延長等）

２　都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成2．3．5　児発133）

（５）在所期間の延長

ア　児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（　略　）更に施設入所を継続させることができる。
特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ　在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について　（平成23．12．28　雇児発1228第2号）

１　措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、 …、満１８歳を超えて満２０歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
具体的には、
① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの
などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

３．人員配置基準と最低基準の現状と充実

（１）人員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S23～37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H23	H25
乳児院（10人以上）		（看護師）3：1	2.5：1					2：1						1.7：1						0.1歳　同左 2歳　2：1 3歳以上4：1	0.1歳　1.6：1 2歳　2：1 3歳以上　4：1
児童養護施設	3歳未満	10：1	9：1		8：1			3：1			3：1			2：1						0歳　1.7：1 1歳以上同左	0.1歳　1.6：1 2歳　2：1 3歳以上　4：1 小学生以上　5.5：1
	3歳以上							6：1			5：1			4：1							
	少年							8：1			7：1			6：1							
情緒障害児短期治療施設		10：1	9：1											5：1							4.5：1
児童自立支援施設		8：1	7：1		6：1												5：1				4.5：1
母子生活支援施設		寮母：1名 少年指導員：少年20人以上で1名									寮母：1名 少年指導員：1名									母子支援員・少年指導員 各　20世帯未満：1名 20世帯以上：2名	母子支援員10世帯未満：1名 10世帯以上:2名 20世帯以上：3名 少年指導員　同左

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

※ H23年6月の改正は、現行の措置費の内容の最低基準への反映

		S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H24	H27
乳児院（10人以上）		（看護師）2.5:1						2:1					1.7:1					0・1歳　同左 2歳　2:1	同左 同左 3歳以上4:1	0・1歳　1.6:1 2歳　同左 3歳以上同左	0・1歳1.6(1.5、1.4、1.3):1 2歳　同左 3歳以上 4(3.5、3):1
児童養護施設	3歳未満	5:1						3:1					2:1						0歳　1.7:1 1・2歳　同左	0・1歳 1.6:1 2歳　同左	0・1歳 1.6(1.5、1.4、1.3):1 2歳　同左
	3歳以上	10:1	9:1	8:1		7:1	6:1		5.5:1	5:1			4:1							同左	4(3.5、3):1
	少年					8:1			7.5:1	7:1			6:1							5.5:1	5.5(5、4.5、4):1
情緒障害児短期治療施設		10:1	9:1						8:1	7:1	6:1		5:1							4.5:1	4.5(4、3.5、3):1
児童自立支援施設		8:1	7:1		6:1										5:1					4.5:1	4.5(4、3.5、3):1
母子生活支援施設	母子指導員	1名										20世帯未満：1名 20世帯以上：2名								10世帯未満：1名 10世帯以上：2名 20世帯以上：3名	10世帯未満：1名 10世帯以上：2名 20世帯以上：3名 30世帯以上：4名
	少年指導員	50世帯未満：1名 50世帯以上：2名									40世帯未満：1名 40世帯以上：2名					20世帯未満：1名 20世帯以上：2名				同左	同上

※1　H10 及び H16 の改正は、法律改正により乳児院への１歳以上児入所、児童養護施設への０歳児の入所が可能になったことに伴う形式的な改正
※2　H27の（）書き部分は、加算にて対応

（２）居室面積及び居室定員の最低基準の改定

①居室面積（１人当たり）の引上げ

	昭和23年	昭和36年	平成10年	平成23年6月～
乳児院	１．65㎡以上			２．47㎡以上
児童養護施設	２．47㎡以上		３．3㎡以上	４．95㎡以上 （乳幼児のみの居室は3．3㎡以上）
情緒障害児短期治療施設		２．47㎡以上	３．3㎡以上	４．95㎡以上
児童自立支援施設	２．47㎡以上		３．3㎡以上	４．95㎡以上
母子生活支援施設	１人あたり ２．47㎡以上		１人あたり ３．3㎡以上	１室あたり 30㎡以上

（参考）

・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3．3㎡／人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。（その後、養護老人ホームは10．65㎡／人以上、障害者支援施設は9．9㎡／人以上に引き上げられている）

②居室定員の上限の引下げ

	昭和23年	昭和36年	平成23年6月～
児童養護施設	15人以下		４人以下 （乳幼児のみの居室は6人以下）
情緒障害児短期治療施設		５人以下	４人以下
児童自立支援施設	15人以下		４人以下

４．里親委託の推進　（１）里親制度の概要

○里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- 平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
- 平成20年の児童福祉法改正で、「**養育里親**」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
- 平成21年度から、養育里親と専門里親について、**里親研修**を充実

種類	養育里親	専門里親	養子縁組を希望する里親	親族里親
対象児童	要保護児童	次に揚げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

- 里親手当（月額）　養育里親　72，000円（2人目以降36,000円加算）　専門里親　123，000円（2人目以降87,000円加算）
  ※平成21年度に引上げ（それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円）
- 一般生活費　乳児　56,830円、 乳児以外49,290円（食費、被服費等。1人月額）（平成27年度）
- その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等）

養育里親の里親研修と認定の流れ

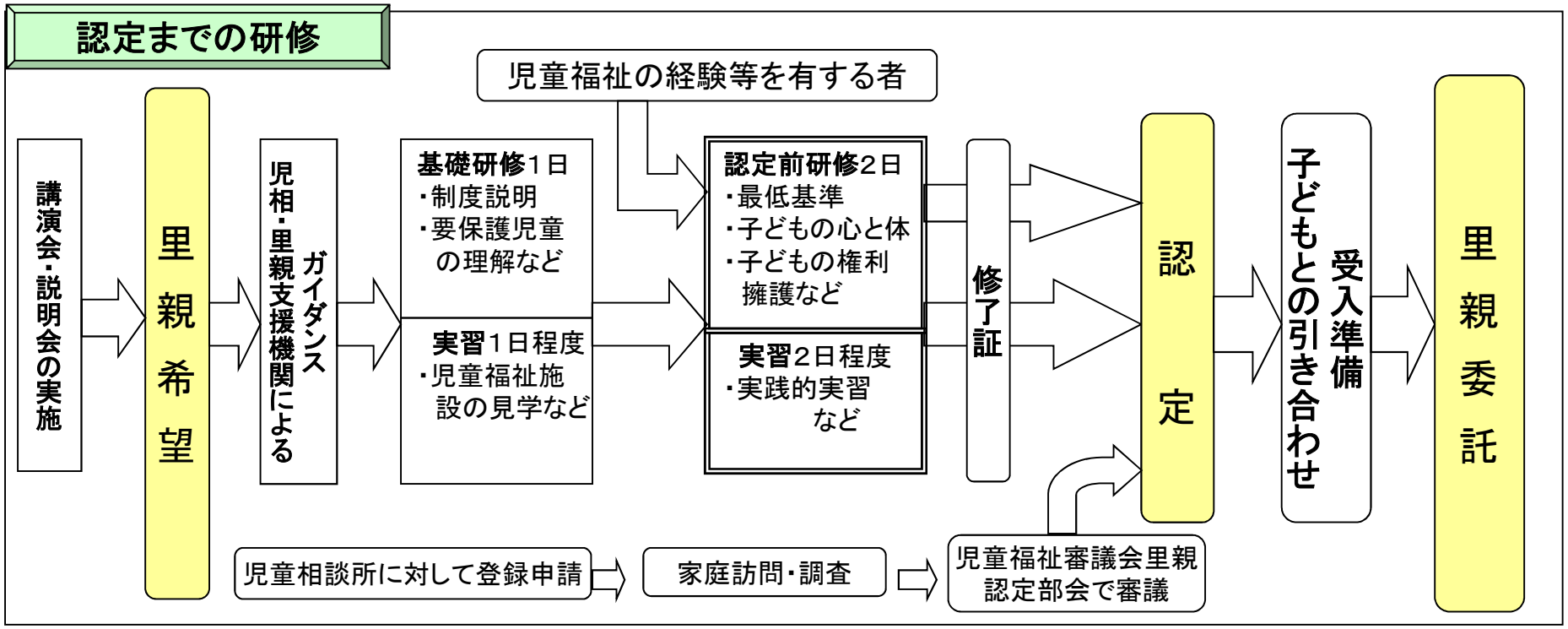

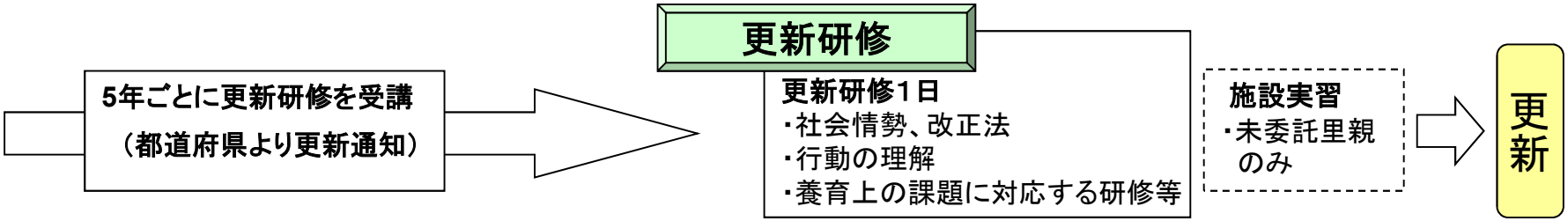

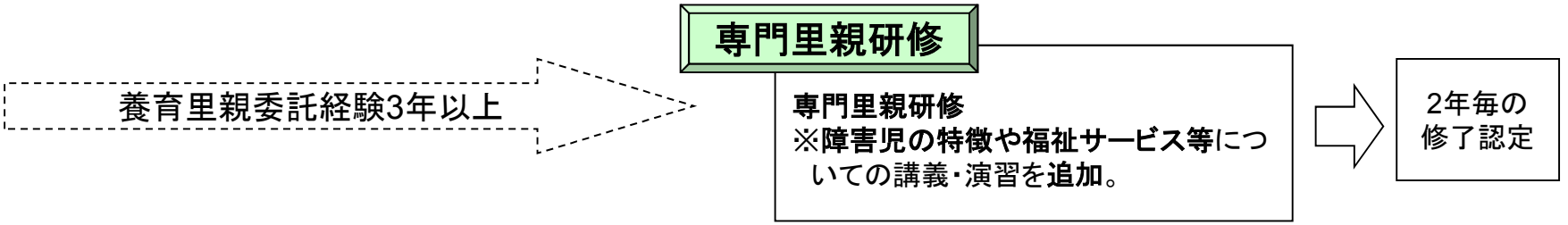

里親研修カリキュラム（例）

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目　　的	期　間	内　　容
(1)基礎研修 ・養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	１日 ＋ 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	２日 ＋ 実習２日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（ﾏｯﾁﾝｸﾞ、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・登録または更新後5年目の養育里親 ・登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	１日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習（１日）が必要	①社会情勢、改正法など（ex 子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

○過去10年間で、福岡市が6．9%から32．4%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。

○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 （１６→２６比較）	里親等委託率	
			平成１６年度末	平成２６年度末
１	福岡市	25.5%増加	6.9%	32.4%
２	大分県	21.1%増加	7.4%	28.5%
３	さいたま市	20.7%増加	11.0%	31.7%
４	静岡県	16.6%増加	10.6%	27.2% （静岡市・浜松市分を含む）
５	石川県	15.4%増加	2.1%	17.5%
６	富山県	14.3%増加	7.3%	21.6%
７	岡山県	13.7%増加	5.5%	19.2%
８	香川県	13.5%増加	6.5%	20.0%
９	栃木県	13.4%増加	7.9%	21.3%
１０	福岡県	13.0%増加	4.0%	17.0%

※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい（宮城県：29.5%増（8.0%→37.5%）、岩手県17.6%増（10.4%→28.0%）、仙台市：12.2%増（11.6%→23.8%））が、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、除いている。

（参考）都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

（資料）福祉行政報告例（平成27年3月末現在）

		里親等		乳児院		児童養護施設		計
		数（人）①	率 ②（①/⑦）	数（人）③	率 ④（③/⑦）	数（人）⑤	率 ⑥（⑤/⑦）	⑦（①+③+⑤）
1	北海道	522	26.87%	53	2.73%	1,368	70.41%	1,943
2	青森県	77	22.00%	21	6.00%	252	72.00%	350
3	岩手県	115	27.98%	37	9.00%	259	63.02%	411
4	宮城県	178	32.30%	67	12.16%	306	55.54%	551
5	秋田県	13	6.07%	27	12.62%	174	81.31%	214
6	山形県	36	13.90%	14	5.41%	209	80.69%	259
7	福島県	70	16.59%	13	3.08%	339	80.33%	422
8	茨城県	97	13.60%	65	9.12%	551	77.28%	713
9	栃木県	135	21.26%	66	10.39%	434	68.35%	635
10	群馬県	69	15.47%	34	7.62%	343	76.91%	446
11	埼玉県	347	19.40%	170	9.50%	1,272	71.10%	1,789
12	千葉県	237	20.12%	85	7.22%	856	72.67%	1,178
13	東京都	445	12.13%	411	11.20%	2,813	76.67%	3,669
14	神奈川県	268	13.62%	186	9.45%	1,514	76.93%	1,968
15	新潟県	122	39.23%	27	8.68%	162	52.09%	311
16	富山県	35	21.60%	13	8.02%	114	70.37%	162
17	石川県	44	13.97%	18	5.71%	253	80.32%	315
18	福井県	19	9.41%	23	11.39%	160	79.21%	202
19	山梨県	87	28.06%	28	9.03%	195	62.90%	310
20	長野県	64	10.08%	52	8.19%	519	81.73%	635
21	岐阜県	53	9.22%	32	5.57%	490	85.22%	575
22	静岡県	213	27.17%	59	7.53%	512	65.31%	784
23	愛知県	261	13.74%	162	8.53%	1,476	77.73%	1,899
24	三重県	93	18.49%	36	7.16%	374	74.35%	503
25	滋賀県	100	32.57%	34	11.07%	173	56.35%	307
26	京都府	77	10.05%	73	9.53%	616	80.42%	766
27	大阪府	274	8.81%	324	10.42%	2,512	80.77%	3110
28	兵庫県	182	11.64%	121	7.74%	1,260	80.61%	1563
29	奈良県	52	15.85%	21	6.40%	255	77.74%	328
30	和歌山県	57	14.50%	32	8.14%	304	77.35%	393
31	鳥取県	54	20.85%	32	12.36%	173	66.80%	259
32	島根県	45	22.28%	18	8.91%	139	68.81%	202
33	岡山県	86	15.99%	21	3.90%	431	80.11%	538
34	広島県	105	13.65%	45	5.85%	619	80.49%	769
35	山口県	79	15.05%	24	4.57%	422	80.38%	525
36	徳島県	45	15.79%	20	7.02%	220	77.19%	285
37	香川県	38	20.00%	20	10.53%	132	69.47%	190
38	愛媛県	61	11.82%	42	8.14%	413	80.04%	516
39	高知県	48	12.34%	26	6.68%	315	80.98%	389
40	福岡県	341	20.37%	126	7.53%	1,207	72.10%	1674
41	佐賀県	39	13.93%	18	6.43%	223	79.64%	280
42	長崎県	73	14.75%	30	6.06%	392	79.19%	495
43	熊本県	77	10.24%	49	6.52%	626	83.24%	752
44	大分県	140	28.51%	17	3.46%	334	68.02%	491
45	宮崎県	65	13.98%	30	6.45%	370	79.57%	465
46	鹿児島県	84	11.11%	41	5.42%	631	83.47%	756
47	沖縄県	181	34.61%	13	2.49%	329	62.91%	523
	全　国	5,903	16.48%	2,876	8.03%	27,041	75.49%	35,820

（注１）「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

（注２）各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

（２）里親支援の体制整備について

(1) 里親委託推進の方策

・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、ＮＰＯや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

(2) 里親支援の重要性

・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。

里親支援の体制整備

(1) 里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定
（委託直後の２か月間は２週に１回程度、委託の２年後までは毎月ないし２か月に１回程度、その後は概ね年２回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。）
・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
・レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

(2) (1) を実行するための体制整備

・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。）
・里親支援機関事業の里親委託等推進員　（26年10月現在:207児相中162人）
・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員（平成26年10月現在:325か所）
→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。（児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

①里親支援と里親支援機関

○里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やＮＰＯなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。

○里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。
- ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
- ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
- ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど

○里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。

○ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う（平成２３年４月に実施要綱改正済）
また、平成２３年４月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。

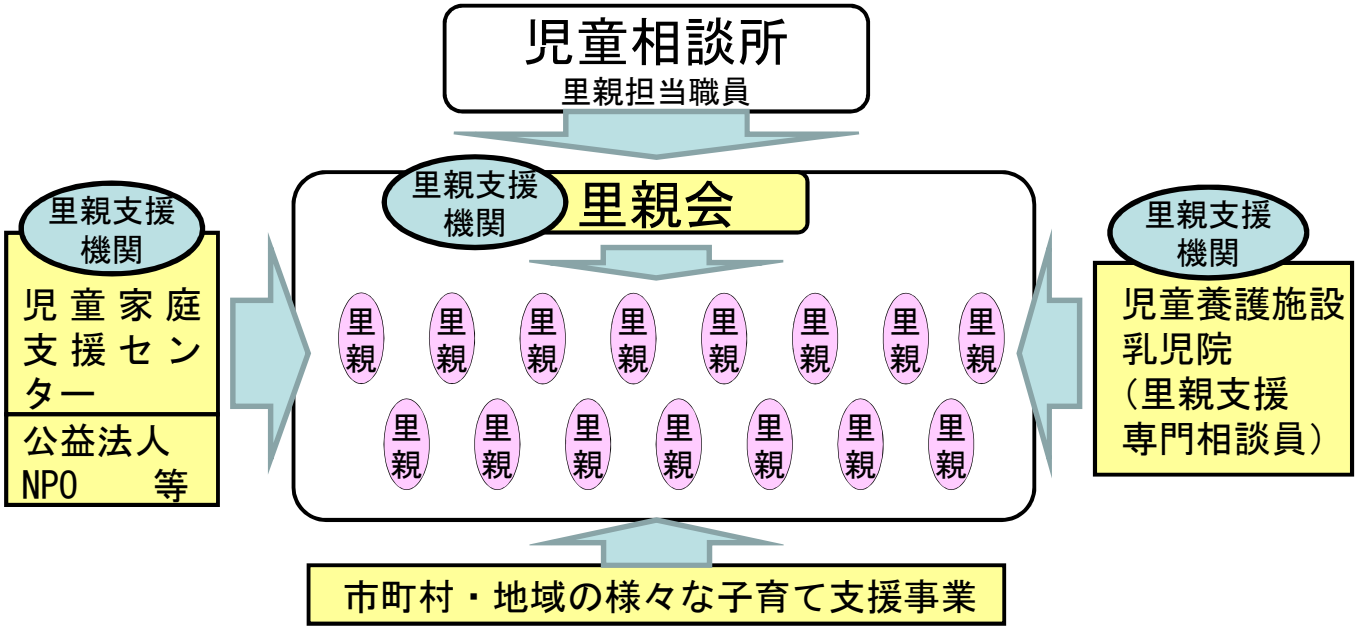

里親支援機関事業

実施主体
- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

里親制度普及促進事業	普及啓発
	養育里親研修
	専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等
	里親家庭への訪問支援
	里親による相互交流
里親トレーニング事業	里親トレーナーによる新規里親、未委託里親に対するトレーニング

②里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

〔趣　旨〕　・施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援体制の充実を図るとともに、施設と里親との新たなパートナーシップを構築する。

〔人　材〕　・社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司資格のある者、又は施設や里親で５年以上児童の養育に従事した者であって、里親制度に理解があり、ソーシャルワークの視点を持てる人
・実践を積み重ねながら、里親支援の在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高める。

〔役　割〕　・①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援（児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つ。）

〔活　動〕　・里親と子どもの側に立つ専任の職員。施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らない。
・児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。
・児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

〔位置付け〕　・配置施設を里親支援機関に指定し、役割を明示する。
・児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動する。

施設の地域支援機能の充実と家庭的養護の推進

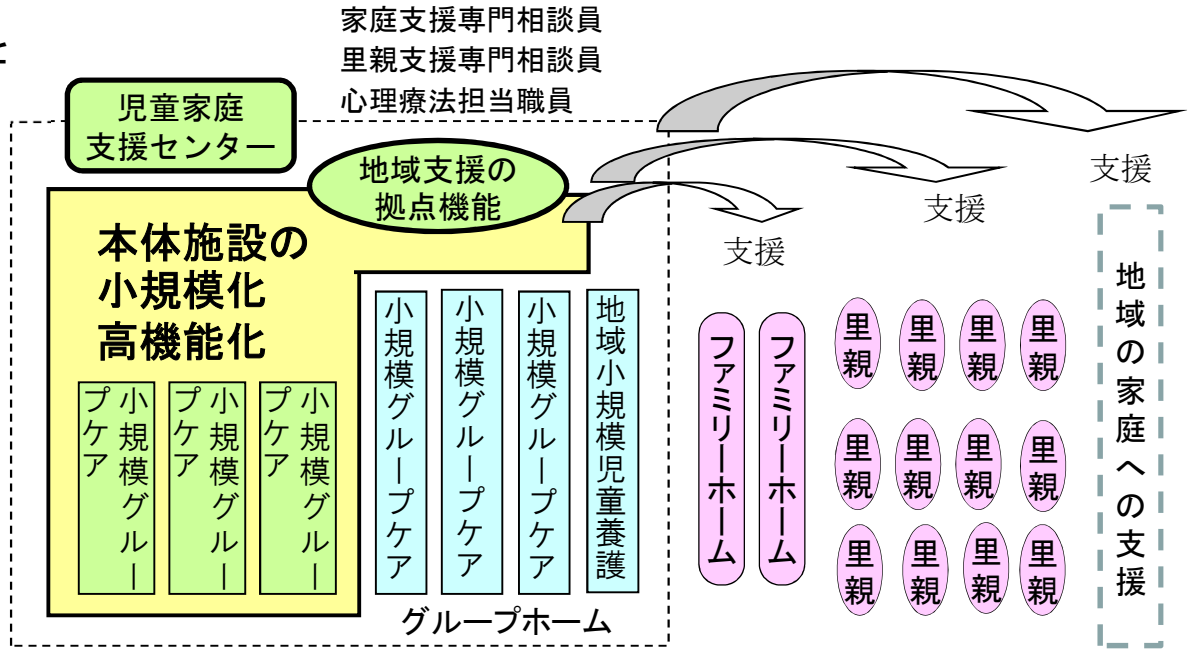

③児童相談所単位での里親支援の体制整備

○各児童相談所単位で、児相の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会の里親支援担当者、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員等が、チームとして、里親委託推進・里親支援の活動を行う

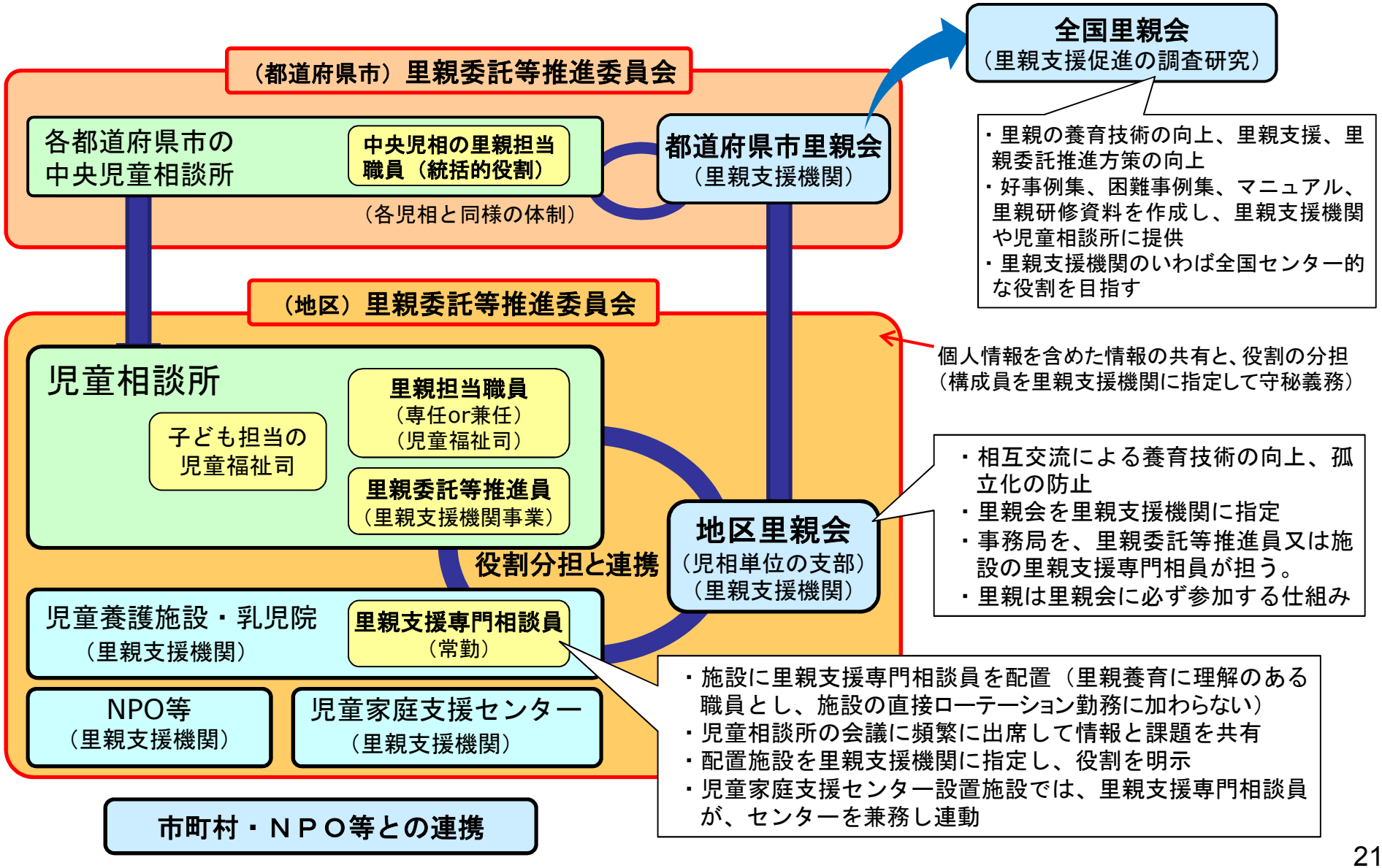

④里親支援機関と児童相談所の役割

都道府県市（児童相談所）の里親委託・里親支援についての業務

都道府県市・児童相談所が直接行う必要がある業務

・里親支援機関の協力を得ながら、児童相談所が中心となって行う。

里親支援機関に行わせること可能な業務

・児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、ＮＰＯ等）へ委託等して積極的に推進する。

※地域の実情に応じ、各機関の特徴を生かして分担・連携

※里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、全てにかかわる

	都道府県市・児童相談所が直接行う必要がある業務	里親支援機関に行わせること可能な業務
里親制度普及		●新規里親の開拓 ・里親制度の広報啓発 ・講演会、説明会、体験発表会等の開催 ●里親候補者の週末里親等の調整
里親の認定・登録	○認定、登録に関する事務 ・申請の受理 ・里親認定の決定、通知 ・里親の登録、更新、取消申請の受理等	●里親への研修 ・登録前研修の実施 ・更新研修の実施 ・その他の研修
里親委託	○委託に関する事務 ・里親委託の対象となる子どもの特定 ・子どものアセスメント ・委託する里親の選定 ・里親委託の措置の決定 ・措置に当たっての里親や子どもへの説明 ・自立支援計画の策定、里親への説明	●里親委託の推進 ・未委託里親の状況や意向の把握 ・子どもに適合する里親を選定するための事前調整 ・里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整
里親支援・指導	○里親指導・連絡調整 ・養育上の指導、養育状況の把握 ・実親（保護者）との関係調整 ・レスパイトケアの利用決定 ・自立支援計画の見直し	●里親家庭への訪問、電話相談 ●レスパイトケアの調整 ●里親サロンの運営（里親の相互交流　） ●里親会活動への参加勧奨、活動支援
委託解除	○里親委託の解除 ・委託解除の決定 ・解除に当たっての里親や子どもへの対応	●アフターケアとしての相談

⑤里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業

①普及促進
- 里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する

②養育里親研修（養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修の実施）
- 養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する

③専門里親研修
- 被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業

「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う

①里親委託支援等
- 児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進

②訪問支援
- 里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う

③相互交流
- 里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

里親トレーニング事業（新規）

<u>（里親登録後の）新規里親、未委託里親のリストアップ、トレーニング</u>
- 一定程度のトレーニングを行えば里親委託可能な新規里親及び未委託里親をリストアップ
- 里親トレーナーを配置し、新規里親及び未委託里親に対するトレーニングを実施
- トレーニングを実施した里親リストを都道府県（児童相談所）に登録して委託を推進

実施主体
- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

5. 施設運営指針、里親等養育指針

○第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設等の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像などが記されている。※「２．社会的養護の基本理念と原理」の部分は、６つの指針共通の部分である。

○第Ⅱ部各論に挙げられた項目は、目指すべき方向である。施設は、自己評価、第三者評価によりこれらの項目の点検を行い、より良い支援を提供できるよう質の改善を図る構成となっている。

＜指針の基本構成＞

第Ⅰ部　総論

１．目的
２．社会的養護の基本理念と原理
３．施設の役割と理念
４．対象児童等
５．養育、支援等のあり方の基本
６．施設の将来像

第Ⅱ部　各論

１．養育、支援等
２．家族への支援
３．自立支援計画、記録
４．権利擁護
５．事故防止と安全対策
６．関係機関連携・地域支援
７．職員の資質向上
８．施設の運営

○社会的養護の基本理念
①子どもの最善の利益、　②すべての子どもを社会全体で育む

○社会的養護の原理
①家庭的養護と個別化、　④家族との連携協働、
②発達の保障と自立支援、　⑤継続的支援と連携アプローチ
③回復を目指した支援、　⑥ライフサイクルを見通した支援

○各指針案の特徴
・児童養護施設：養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
・乳児院：乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
・情短施設：心理治療、児童心理治療施設の通称
・児童自立支援施設：生活環境づくり、生活の中の教育
・母子生活支援施設：入所者支援の充実
・里親・ファミリーホーム：養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり

○第Ⅱ部は、第三者評価基準の評価項目に対応（児童養護８６、乳児院６７、情短８７、児童自立８６、母子施設７３項目）

○各指針は第Ⅰ部・第Ⅱ部全体で、２万字～２万５千字。

（参考）施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
第Ⅰ部　総論	第Ⅰ部　総論	第Ⅰ部　総論	第Ⅰ部　総論	第Ⅰ部　総論	第Ⅰ部　総論
1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理					
3. 児童養護施設の役割と理念	3. 乳児院の役割と理念	3. 情緒障害児短期治療施設の役割と理念	3. 児童自立支援施設の役割と理念	3. 母子生活支援施設の 役割と理念	3. 里親・ファミリーホームの役割と理念
4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 利用対象	4. 対象児童
5. 養育のあり方の基本	5. 養育のあり方の基本	5. 治療・支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 家庭養護のあり方の 基本
6. 児童養護施設の将来像	6. 乳児院の将来像	6. 情緒障害児短期治療施設の将来像	6. 児童自立支援施設の将来像	6. 母子生活支援施設の将来像	6. 里親等の支援
第Ⅱ部　各論	第Ⅱ部　各論	第Ⅱ部　各論	第Ⅱ部　各論	第Ⅱ部　各論	第Ⅱ部　各論
1　養育・支援	1　養育・支援	1　治療・支援	1　支援	1　支援	1　養育・支援
2　家族への支援	2　家族への支援	2　家族への支援	2　家族への支援		
3　自立支援計画、記録	3　自立支援計画、記録	3　自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	2　自立支援計画、記録	2 自立支援計画と記録
4　権利擁護	4　権利擁護	4　権利擁護	4　権利擁護	3　権利擁護	3　権利擁護
5　事故防止と安全対策	5　事故防止と安全対策	5　事故防止と安全対策	5　事故防止と安全対策	4　事故防止と安全対策	
6　関係機関連携・地域支援	6関係機関連携・地域支援	6　関係機関連携・地域支援	6　関係機関連携・地域支援	5　関係機関連携・地域支援	4関係機関・地域との連携
7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7職員の資質向上	6　職員の資質向上	5　養育の技術向上等
8　施設の運営	8　施設運営	8　施設運営	8　施設運営	7　施設運営	

６．社会的養護関係施設の第三者評価等

（１）福祉サービス第三者評価事業について

○福祉サービスの「第三者評価」は、社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。

○そのメリットは、自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、取り組みの具体的な目標設定を可能とするとともに、評価を受ける過程で、職員の自覚と改善意欲の醸成、課題の共有化が促進されること。また、利用者等からの信頼の獲得と向上が図られること。

○行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものを目指し、福祉サービスの質の向上を意図している。

○福祉サービスの第三者評価は施設が任意で受審する制度であったが、社会的養護関係施設においては、平成24年度より任意だった第三者評価を義務化した。

○第三者評価の推進体制

①全国推進組織：全国社会福祉協議会

・第三者評価事業普及協議会及び第三者評価基準等委員会を設置
・第三者評価機関認証ガイドライン、第三者評価基準ガイドライン等の策定　等

②都道府県推進組織：行政３２，社協１２，社団財団２，その他１

・第三者評価機関認証委員会及び第三者評価基準等委員会を設置
・評価機関の認証、評価調査者の研修　等

○第三者評価事業の経緯

・平成10年6月、「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」で第三者評価の実施を提言
・平成12年6月、施行された社会福祉法第78条で「福祉サービスの質の向上のための措置等」を規定
・平成13年3月、「福祉サービスの質に関する検討会」で、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」をとりまとめ
・平成13年5月、「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領」を局長通知として発出（任意の受審）
・平成16年5月、「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について」を局長通知として発出
・平成22年3月、第三者評価ガイドラインの見直し（共通５３項目）
・平成24年3月、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」を局長通知として発出（義務化）
・平成24年3月、「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」を課長通知として発出
・平成26年4月、「「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」を局長通知として発出
・平成27年2月、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」を局長通知として発出

（２）社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

○社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。

○受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み （平成26年4月通知）	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み （平成27年2月通知）
受審	規定なし（受審は任意）	3か年度に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関（全国で有効） ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3か年度で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①＋第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし（自己評価は任意）	毎年度、自己評価を行わなければならない。

※「全国推進組織」は、全国社会福祉協議会

社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

（全国共通基準の場合）

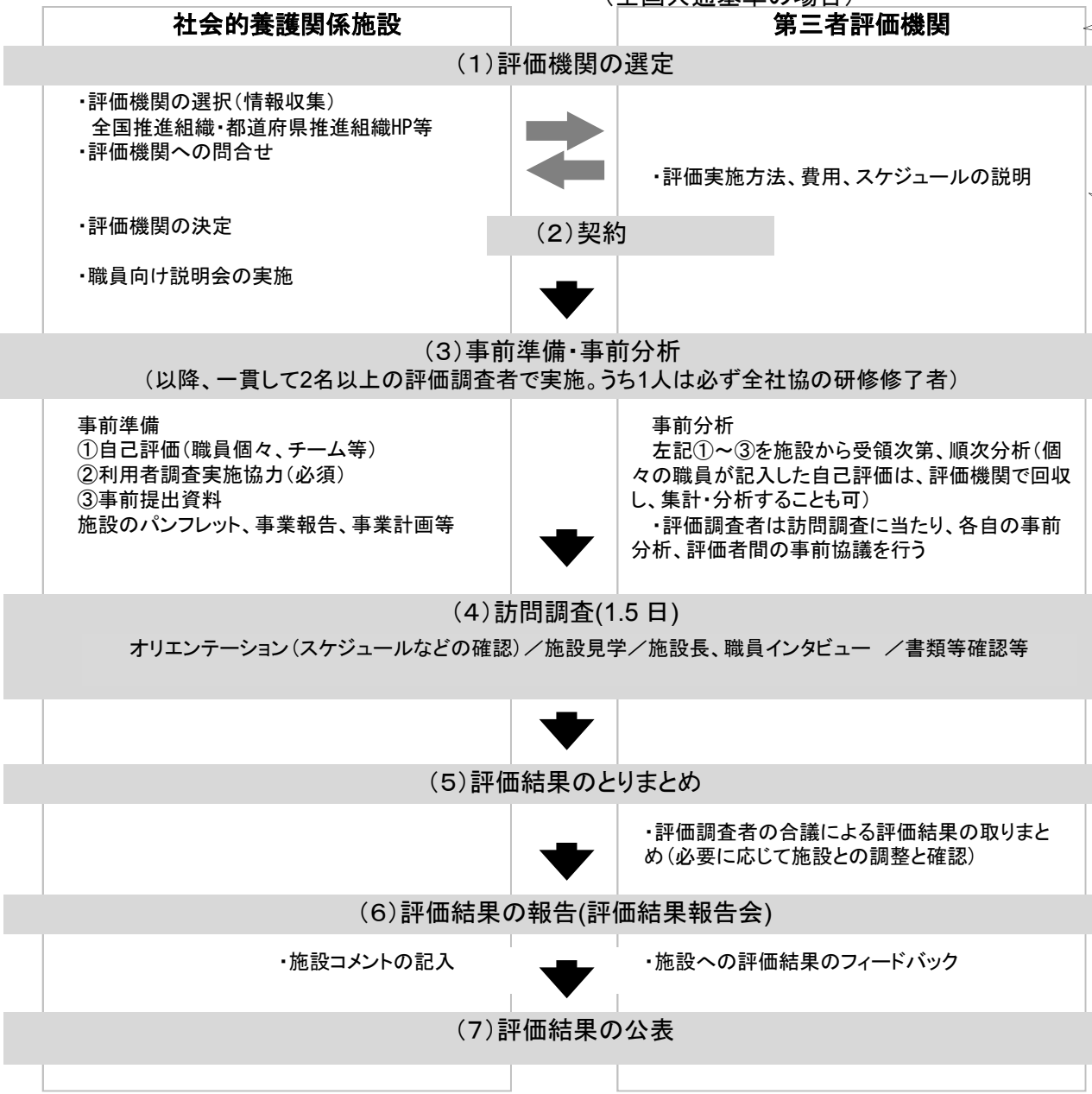

第三者評価機関の評価調査者の役割は、施設の現状や課題を明らかにして、質の向上を図るために、施設職員の気付きを促すこと。

評価実施方法の説明で、評価機関と自己評価の方法の打ち合わせを行うが、第三者評価では、いかに適切に自己評価できたかが鍵となること。

社会的養護関係施設第三者評価の訪問調査では、福祉サービス第三者評価に比し、外形的な判断を行うことが難しいため調査者と職員との対話を重視。

ａｂｃの3段階評価で示されるが、ａ評価は施設運営指針に掲げられている目指すべき状態であるため、標準的な施設は、ｂ評価の項目が多くなると考えられること。

評価結果の公表は、全国社会福祉協議会のホームページ上で行われる。
公表することにより、施設運営の透明性、信頼性を担保。

社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も**施設の職員全体で、施設運営を振り返ること**が基本となります。

社会的養護関係施設第三者評価基準見直しの検討経過

○社会的養護関係施設第三者評価基準については、３年毎に見直すこととなっている。
（平成24年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）
○平成２６年４月に福祉サービス全体の共通評価基準が、53項目から45項目に改定。
（平成26年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）

○平成２６年６月２３日　平成２６年度第１回第三者評価等推進研究会開催。

・[児童養護WG]　7/22,8/18,9/11,10/6（4回）　・[乳児院WG]　7/22,8/29,9/22,10/16（4回）
・[情短施設WG]　7/24,8/29,9/30,10/23（4回）　・[児童自立支援施設WG] 7/14,8/13,9/4,10/7（4回）
・[母子生活支援施設WG]　7/25,8/26 ,10/8,11/6（4回）

○平成２６年１１月１９日　平成２６年度第２回第三者評価等推進研究会開催

第三者評価基準見直しワーキンググループ

◎は座長

○児童養護施設WG　（◎武藤素明、福田雅章、則武直美、側垣二也、高橋誠一郎、山縣文治、岡田賢宏、新津ふみ子）
○乳児院WG　（◎平田ルリ子、横川哲、水谷暢子、甲斐國英、本間正彦、潮谷恵美、藤本勝彦）
○情緒障害児短期治療施設WG　（◎髙田治、平田美音、松風勝代、白土隆司、細江逸雄、坂口繁治）
○児童自立支援施設WG　（◎相澤仁、梶原敦、井苅献太、田中進、吉川正美、野田正人、新津ふみ子、岡田賢宏）
○母子生活支援施設WG　（◎菅田賢治、大澤正男、廣瀬みどり、芹澤出、乙部公裕、山辺朗子、田崎基）

↓

第三者評価等推進研究会（厚労省）・児童部会社会的養護小委員会（全社協）
柏女霊峰委員長＋5WG座長＋5評価調査者

↓

福祉サービスの質の向上推進委員会（第三者評価全国推進組織：全国社会福祉協議会）

↓

平成27年2月17日
通知発出

評価調査者継続研修・評価調査者養成研修（全社協）

社会的養護関係施設の第三者評価基準見直しのポイント

○ 大前提

・社会的養護関係施設の第三者評価は、通知により、概ね3年ごとの見直しを行うこととなっている。

・平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が53項目から45項目へ改定したことも受け、社会的養護関係施設の第三者評価共通評価基準の解説版の作成及び内容評価基準の見直しを行うこととなった。

○ 見直しの方法

・平成26年6月、5施設及び評価機関代表者で構成される第三者評価等推進研究会において、見直しのルールを決め、7月に施設種別毎にワーキンググループを立ち上げ、それぞれで共通評価基準解説版及び内容評価基準改定版の検討を行った。

・施設種別毎に4回のワーキンググループを開催し、見直された共通評価基準解説版と内容評価基準改定版は、11月、第三者評価等推進研究会において、擦り合わせが行われ、全国推進組織（全国社会福祉協議会）に設置される「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、承認され、平成27年2月、通知として発出されることとなった。

○ 見直しの内容

・社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針の項目の並び順に合わせ、共通評価基準と内容評価基準を一体となるように溶け込ませていたが、平成26年4月の改正通知により福祉サービス全体の第三者評価の推進を図るため、共通評価基準（介護や障害、保育施設等と共通であり、自由に策定できない基準）と内容評価基準（共通評価基準の付加基準で、各施設種毎に策定できる基準）に分けることとした。

・共通評価基準は、社会的養護関係施設での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、福祉サービスの共通評価基準を、言葉の置き換え、内容の加筆・削除等を行い、社会的養護関係施設の共通評価基準解説版を作成した。

・共通評価基準では、評価項目の整理・統合が行われ、着眼点の配置を変え、解説事項についても、目的、趣旨・解説、評価の留意点を明確に区分し、評価項目の理解が図られるように内容の拡充が行われているが、これを受けて、社会的養護関係施設の内容評価基準も同様の整理や修正を行った。

・内容評価基準の改定では、評価機関や各種別施設から第三者評価や自己評価を実施する際に、

①評価項目や着眼点の数が多い。重複している評価項目や着眼点については一つにまとめる必要がある。

②意味を理解しやすい文章となるように表現などを修正する必要がある。

③全施設種別で共通的に取り組むべき事項については共通化する必要がある。

等の事前調査で上がっていた意見を反映し、評価基準の整理を行った。

旧評価基準と新評価基準の比較

旧評価基準

	（運営指針各論に沿った並び順）	児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
		共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容
1	養育・支援	1	30	1	19	1	28	1	28	1	23
2	家族への支援		3		3		3		3		
3	自立支援計画、記録	6		6		6		6		6	1
4	権利擁護	8	10	8	4	8	11	8	10	8	7
5	事故防止と安全対策	3		3		3		3		3	1
6	関係機関連携・地域支援	7	1	7		7		7	1	7	
7	職員の資質向上	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1
8	施設の運営	25		25		25		25		25	
共通評価・内容評価各項目数		53	45	53	27	53	43	53	43	53	33
評価基準合計項目数		98		80		96		96		86	

新評価基準

	（共通評価基準に沿った並び順）		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
			共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容
Ⅰ	支援の基本方針と組織	1理念・基本方針	1		1		1		1		1	
		2経営状況の把握	2		2		2		2		2	
		3事業計画の策定	4		4		4		4		4	
		4支援の質の向上への組織的・計画的な取り組み	2		2		2		2		2	
Ⅱ	組織の運営管理	1施設長の責任とリーダーシップ	4		4		4		4		4	
		2人材の確保・育成	7		7		7		7		7	
		3運営の透明性の確保	2		2		2		2		2	
		4地域との交流、地域貢献	5		5		5		5		5	
Ⅲ	適切な支援の実施	1子ども本位の支援	12	15	12	4	12	16	12	15	12	9
		2支援の質の確保	6	26	6	18	6	26	6	26	6	19
共通評価・内容評価各項目数			45	41	45	22	45	42	45	41	45	28
評価基準合計項目数			86		67		87		86		73	

運営指針各論に沿った並び順から共通評価基準に沿った並び順へ

○ 旧評価基準は、運営指針各論に沿った並び順で構成されていたが、
○ 新評価基準は、運営指針各論に基づいて、改定されているが、共通評価基準に沿った並び順に内容評価基準を付加する構成となっている。

運営指針各論（児童養護施設）

8	施設の運営
7	職員の資質向上
6	関係機関連携・地域支援
5	事故防止と安全対策
4	権利擁護
3	自立支援計画、記録
1	養育・支援
2	家族への支援

共通評価基準

Ⅰ	支援の基本方針と組織	1理念・基本方針
		2経営状況の把握
		3事業計画の策定
		4支援の質の向上への組織的・計画的な取り組み
Ⅱ	組織の運営管理	1施設長の責任とリーダーシップ
		2人材の確保・育成
		3運営の透明性の確保
		4地域との交流、地域貢献
Ⅲ	適切な支援の実施	1子ども本位の支援
		2支援の質の確保

7．市町村における要保護児童対策

○平成１６年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
- ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
- ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
- ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ

○平成１７年４月に、「市町村児童家庭相談援助指針」等の策定

○平成２０年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。

○社会的養護の施設が要保護児童対策地域協議会に参加して地域支援の連携を図ったり、養育支援訪問事業を市町村から受託するなどの取組が重要。

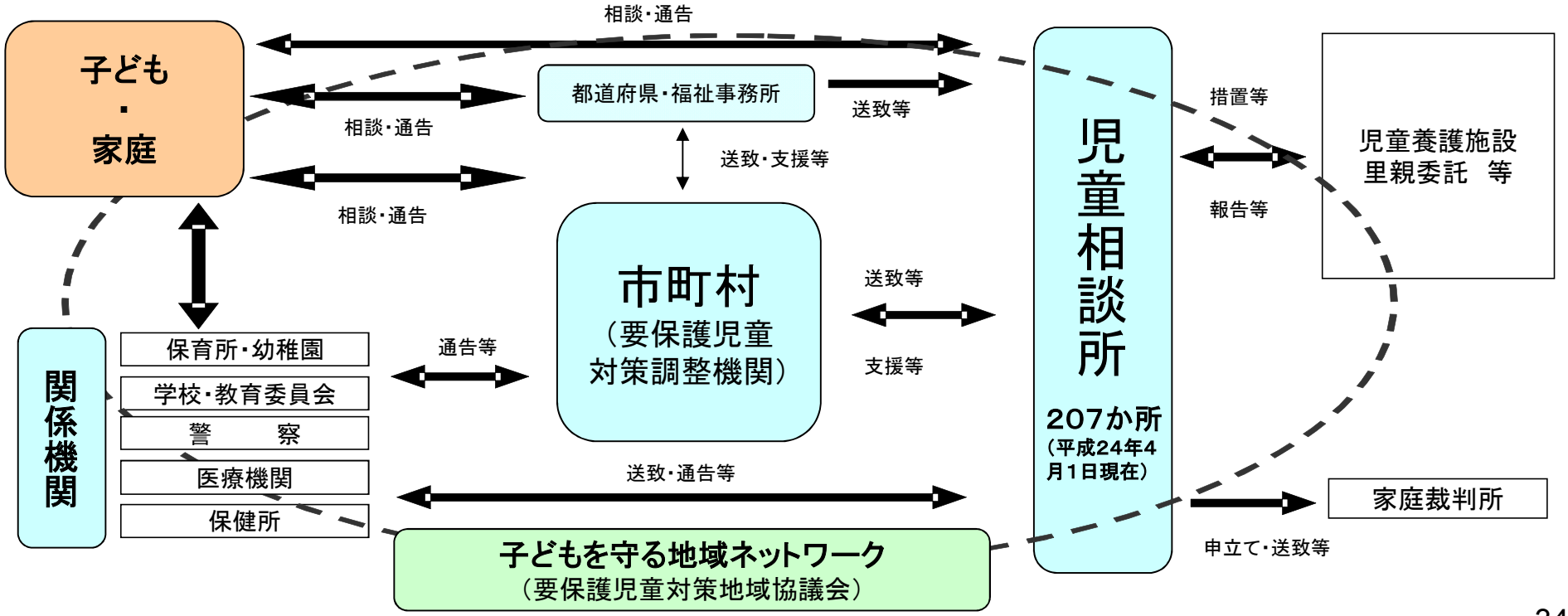

児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
【H25.4.1実施率95．3%】

訪問内容
- 子育て支援の情報提供
- 母親の不安や悩みに耳を傾ける
- 養育環境の把握

訪問者
保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

連携

母子保健法に基づく訪問事業

ケース対応会議

特に必要なケース

要保護児童対策地域協議会
【設置率：98．9%（H25.4.1）】

調整機関
（養育支援訪問事業中核機関）

進行管理

特に必要なケース

進行管理

連絡調整

養育支援訪問事業
【H25.4.1実施率：70．3%】

訪問内容
保護者の育児、家事等養育能力を向上させるための支援

訪問者
保健師・助産師・看護師・保育士等

その他の支援
（児童相談所による対応等）

8. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し
- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合（平成9年改正）
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の創設（平成9年改正）
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化（平成16年改正）
  - ・乳児院:　2歳未満の乳児院　→　必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
  - ・養護施設:　乳児を除く児童　→　必要な場合は乳児を含む
- ・地域住民に対する児童の養育に関する相談助言を規定（平成15年改正）
- ・アフターケアを位置付け（平成16年改正）

②地域化、小規模化の推進
- ・児童家庭支援センターの創設（平成9年改正）
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設（H14）
- ・地域小規模児童養護施設（H12）、小規模グループケア（H16）

③措置費による加算職員の配置
- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

④施設基準の充実
- ・施設整備費の基準面積の引上げ（居室7.1㎡→9.0㎡、全体23.5㎡→25.9㎡、H12）
- ・最低基準の居室面積の引上げ（2.47㎡→3.3㎡、H10）

⑤行政体制
- ・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化）、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)

平成20年児福法改正時からの主な取組

○里親制度等の推進
- ・里親制度の改正（養育里親制度、里親支援機関の創設等）
- ・里親手当の倍額への引上げ
- ・ファミリーホーム創設

○アフターケア事業の充実
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
- ・地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施（平成20年度～）→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業

○施設の質の向上
- ・基幹的職員（スーパーバイザー）の養成・配置
- ・被措置児童等虐待防止

○計画的整備
- ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備　等
- ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定

今後の取組

○　被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充

○　より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進

○　社会的養護の児童の自立支援策の推進　等

9. 平成23年からの主な取組

（1）里親委託ガイドラインの策定（平成23年3月30日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

（平成23年9月1日、平成24年3月29日改正）

1．里親委託の意義

〇何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。里親は、子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である。

2．里親委託優先の原則

〇家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、

①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、

②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、

③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、

などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討するべきである。

3．里親委託する子ども

〇里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。

4．保護者の理解

〇里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。

〇里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。

〇家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第２８条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

5．里親への委託

〇里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。

〇専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、委託を検討する。

〇養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

〇親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。

〇特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。

○１８歳以降、２０歳に達するまでの措置延長については、継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。
○里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

６．里親の認定・登録

○里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。
○養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが２０歳に達した時に、里親の年齢が概ね６５歳以下であることが望ましい。

７．里親への支援

○里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。
○里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、委託直後の２か月間は２週に１回程度、委託の２年後までは毎月ないし２か月に１回程度、その後は概ね年２回程度訪問する。そのほか、養育が不安定になった場合などには、必要に応じて訪問する。
○定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。
○里親の相互交流、研修、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談などの支援。

８．子どもの権利擁護

○里親委託の子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができることなどを伝える。里親には、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

９．里親制度の普及と理解の促進

○市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

１０．里親委託及び里親支援の体制整備

○児童相談所の里親担当職員は、できる限り専任であることが望ましい。
○里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、里親委託及び里親支援を推進する。
○児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員は、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するもの。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携し、里親支援を行う。児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
○里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やＮＰＯなど、様々な主体が参加し、特色に応じて役割分担と連携を図る。
○都道府県市の里親委託等推進委員会の設置。全国の里親委託等推進委員会の設置。

（２）児童福祉施設最低基準の当面の見直しの概要（平成23年6月17日公布施行）

１．職員配置基準関係

（１）加算職員の配置の義務化

① 家庭支援専門相談員

※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 家庭支援専門員の要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、施設従事経験５年以上、児童福祉司の任用資格のある者

② 個別対応職員

※ 乳児院（定員20人以下を除く）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

③ 心理療法担当職員（対象者10人以上に心理療法を行う場合）

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 心理療法担当職員の要件は、大学で心理学の課程を修めて卒業し心理療法の技術を有する者　等

（２）現行の措置費に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記

① 乳児院

・看護師・児童指導員・保育士：　1歳児 １．７:１、2歳児 ２:１、3歳以上児 ４:１（現在は乳児１．７:１のみ規定）

・定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配

② 母子生活支援施設

・母子支援員（母子指導員を改称）及び少年指導員を、20世帯以上施設で各２人配置（現在は各１人のみ規定）

・保育所に準ずる設備がある場合に、保育士を３０:１で配置（最低1人）

③ 児童養護施設

・定員４５人以下の施設に、児童指導員又は保育士を1人加配

・乳児を入所させる場合に、看護師を乳児１．７:１で配置

※（1）①②は、経過措置として、平成23年度末までは置かないこともできる。

※このほか、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

２．設備基準関係

① 居室面積の下限の引上げ

・乳児院　　1人1．65㎡以上　→　2．47㎡以上

・母子生活支援施設　1人概ね3．3㎡以上　→　1室30㎡以上

・児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム
　　1人3．3㎡以上　→　4．95㎡以上（児童養護施設の乳幼児のみの居室は3．3㎡以上）

② 居室定員の上限の引下げ

・児童養護施設　　１５人以下　→　４人以下（乳幼児のみの居室は６人以下）

・情緒障害児短期治療施設　　５人以下　→　４人以下

・児童自立支援施設　　１５人以下　→　４人以下

③ 相談室の設置の義務化

・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設　（情短施設は規定済）

※①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用

※このほか、小規模グループケアやグループホームの便所は、男女別の設置を要しないこととする改正

３．各施設の運営理念等関係

① 乳児院における養育（第23条、第25条）

・「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等、表現の見直し。

・家庭環境の調整、関係機関との連携について規定。

② 母子生活支援施設における生活支援（第29条）

・「生活指導」の規定を「生活支援」に変更するとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直し。

・「授産場」の規定（第30条）を削除（現在は、設置されていないため）

③ 児童養護施設における養護（第４４条、第４５条）

・「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定。

・「生活指導」について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」を追加。

・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定。

・「職業指導」の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定。

④ 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導、家庭環境の調整（第７６条）

・家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明」「親子関係の再構築等が図られるよう」等の表現の見直し。

４．総則関係

① 運営の一般原則(第5条)

・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定

② 施設職員の一般要件の規定（第7条、第7条の2)

・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

③ 衛生管理の規定（第10条）

・入浴回数１週２回以上という規定を、希望等を勘案し に改める

④ 食事の規定(第１１条)

・食を営む力の育成（食育）の文言を追加。

・小規模グループケアやグループホームで調理する場合は、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定を弾力化。

（３）「社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正の概要（平成23年9月1日公布）

１．施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化（児童福祉施設最低基準の改正、公布日施行）

○ 社会的養護の施設長の資格要件については、これまで、児童自立支援施設を除き、児童福祉施設最低基準に規定がない。
社会的養護の施設には、施設長による親権代行等の規定があり、本年の民法等改正でもその役割が重くなるとともに、被虐待児の増加等により、施設運営の質の向上が求められており、施設長の役割は大きい。このため、社会的養護の施設について、施設長の資格要件を最低基準に規定するとともに、施設長研修を義務化する。

○施設長の資格要件

・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の施設長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設の運営能力を有するものでなければならない。

(a) 精神保健又は小児保健に学識経験を有する医師（乳児院は、小児保健に学識経験を有する医師）

(b) 社会福祉士

(c) その施設と同じ種別の施設に３年以上勤務した者

(d) 上記と同等以上の能力を有する者であると都道府県等が認める者で、次のイ～ハの期間の合計が３年以上のもの又は全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了したもの
イ 児童福祉司資格者にあっては、児童福祉事業（本庁児童担当課等を含む）の従事期間
ロ 社会福祉主事資格者にあっては、社会福祉事業の従事期間
ハ 社会福祉施設の勤務期間（イ又はロの期間を除く）

※施設長就任時の研修を行う「厚生労働大臣が指定する者」は、全国乳児福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国情緒障害児短期治療施設協議会、全国母子生活支援施設協議会を指定。
※施行の際現に施設長である者には、この資格要件の規定は適用しない。
※家庭裁判所からの送致があるなど特別の位置づけがある児童自立支援施設の施設長には、従来より規定があり、施設長研修は国立武蔵野学院が実施。上記(a)は、精神保健に学識経験のある医師。上記(c)(d)は５年以上（国立武蔵野学院講習修了者は３年以上）。(d)の全国社会福祉協議会の施設長講習課程修了は該当しない。

○２年に１回以上の施設長研修の受講の義務化

・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の施設長は、２年に１回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。

※研修は、厚生労働大臣が指定する上記の施設種別団体が行う（児童自立支援施設は、全国児童自立支援施設協議会）

２．社会的養護の施設の第三者評価の義務化（児童福祉施設最低基準の改正、平成２４年４月１日施行）

○ 第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設は、子どもが施設を選べない措置制度であり、親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付ける。

○ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設は、定期的に外部の者による評価を受けるとともに、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならないことを最低基準に定める。

○ 具体的には、３年に１回以上の受審を義務づけ、第三者評価を行わない年には自己評価を行うこととする。

※第三者評価基準の見直しや評価調査者研修などの実施準備を行い、実質的に、24年度後半に義務化後の第三者評価を行えるようにする。

※ファミリーホーム及び自立援助ホームは、小規模であること等から、現行の努力義務規定のとおりとする。

３．親族里親の要件の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

○ これまで民法の扶養義務との関係を考慮し、３親等以内の親族による里親は親族里親とし、親族里親には、子どもの養育費用を支給しているが、里親手当は支給していない。

※親族里親には、一般生活費（月額47,680円）や教育費等を支給しているが、里親手当（月額72,000円）は支給していない。これは、3親等内親族には、民法上、扶養義務があるか又は課されることがあることを踏まえ、養育の実費に限ったもの。

※民法第８７７条第１項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」、同条第２項「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」

○ しかし、３親等内の親族のうちでも、直系血族（祖父、祖母）や兄弟姉妹と異なり、おじ、おばには、特別な事情がある場合に家庭裁判所が審判で扶養義務者とする場合を除き、扶養義務はない。

このため、児童福祉法施行規則の親族里親の定義を変更し、扶養義務者でないおじ、おばについては、養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引受けを促す。

※ 施行の際現に受けている親族里親の認定については、なお従前の例による。（認定の変更は可能）

※ 親族が養育里親となる場合は、養育里親研修は、親族が里親になる場合に必要性の高いものに限定できる。

４．自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

○ 自立援助ホーム及び母子生活支援施設は、入所希望者が行政に入所を申し込む仕組みであり、その選択に資するため、児童福祉法施行規則で、施設の情報を自由に利用できるような方法で提供することとされている。しかし、今般、自立援助ホームの制度の適用を可能とした「子どもシェルター」のように、虐待を受けた児童等の緊急の避難先であるため、位置情報の自由な提供は適切ではない場合がある。母子生活支援施設も、ＤＶを受けた母子が生活しており、同様である。

○ このため、 児童福祉法施行規則を改正し、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供は、入所者の安全確保のため必要があるときは、入所希望者等に直接提供する方法によることとする。

（４）児童福祉施設最低基準の条例委任について

１．改正の背景

○　地方分権改革推進委員会第３次勧告（平成21年10月7日）で方針が示された3つの重点事項（（a）施設・公物設置管理の基準、（b）協議、同意、許可・認可・承認、（c）計画等の策定及びその手続）のうち、地方要望分に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づき関連法律を改正。

○地方分権改革推進計画において、施設等の基準を条例に委任する場合における国の基準の類型は、次のとおりとされた。

① 従うべき基準：　条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 参酌すべき基準：地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 標準：　法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

２．改正の概要

○児童福祉法の改正

・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年5月2日公布）により、児童福祉法を改正。（平成24年4月1日施行）

⇨
・児童福祉施設の人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任
・人員、居室面積、人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準を「従うべき基準」とし、その他の基準を「参酌すべき基準」とする

※ただし、施行日から１年を超えない期間内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられている。

○この法改正を踏まえ、児童福祉施設最低基準を、次のとおり改正（平成23年厚生労働省令第127号、平成23年10月7日公布）

⇨
・省令の名称を「児童福祉施設の施設及び運営に関する基準」に改正。
・都道府県等が条例で定める基準を最低基準と称する。
・最低基準に規定されていた各基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分。

※保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域について、「従うべき基準」を「標準」とする。（平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）

（５）ファミリーホームの要件の明確化について（平成２４年４月１日施行）

○ファミリーホームは、平成２０年の児童福祉法改正で「小規模住居型児童養育事業」として実施されたが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度としたものである。

○しかし、実施後３年を経過し、里親から移行したファミリーホームのほかに、新たに開設したファミリーホームの中には、施設分園型グループホームとの相違があいまいな形態も生じ、本来の理念を明確化してほしいとの関係者の意見があることから、「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定に合わせ、理念と要件を明確化する。（児童福祉法施行規則と実施要綱を改正）

＜理念の明確化＞

○「里親及びファミリーホーム養育指針」という形で、指針を里親と一体のものとして示す。

○ファミリーホームは、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念を明確化する。

○ファミリーホームは、里親が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではないという位置づけ。

＜要件規定等の見直し＞

①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「小規模住居型児童養育事業所」と称しており、施設的な印象となっている。

②「三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる」としており、３人の養育者の場合があるなど、家庭養護の特質が明確でない。

③「一人以上の生活の本拠を置く専任の養育者を置く」としており、生活の本拠を置かない養育者も認められており、家庭養護の特質が明確でない。

④「入居定員」「入居させる」など、施設的な印象となっている。

⑤養育者の要件として、養育里親の経験者のほか、児童福祉事業に従事した経験が有る者等となっており、要件が緩い。

⇒

①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「ファミリーホーム」と称する。（小規模住居型児童養育事業所の用語は廃止）

②「夫婦である2名の養育者＋補助者1名以上」又は「養育者1名＋補助者2名以上」とし、家庭養護の特質を明確化する。

③「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」とし、家庭養護の特質を明確化する。

④「委託児童の定員」などの用語に改める。

⑤養育者の要件は、養育里親の経験者のほか、乳児院、児童養護施設等での養育の経験が有る者等に改める。

ファミリーホームの形態について

※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。（それ以外は補助者）
※養育者２名（配偶者）＋補助者１名、又は養育者１名＋補助者２名
※措置費は、常勤１名分＋非常勤２名分　（児童６名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で３名以上に充てても良い）

自営型

①養育里親の経験者が行うもの

②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの

夫婦で小規模住居型児童養育事業を行う場合（いずれも専業）
補助者１名を非常勤で雇用

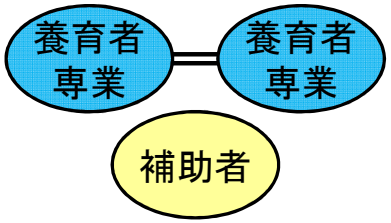

夫婦で小規模住居型児童養育事業を行う場合（一方が他の仕事と兼業）
補助者1～2名を非常勤で雇用

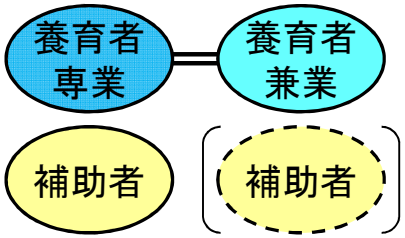

単身で小規模住居型児童養育事業を行う場合
補助者２名を非常勤で雇用

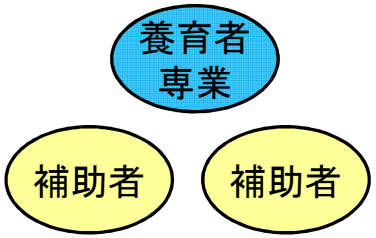

法人型

③施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの

法人が夫婦を雇用して養育者として事業を行う住居に住まわせる場合
補助者１名を非常勤で雇用

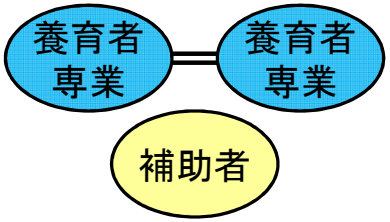

法人が養育者を雇用して事業を行う住居に住まわせる場合　（養育者の配偶者は同居人）
補助者２名を非常勤で雇用

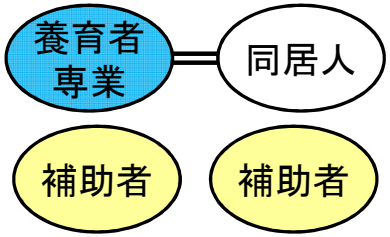

法人が単身の養育者を雇用して事業を行う住居に住まわせる場合
補助者２名を非常勤で雇用

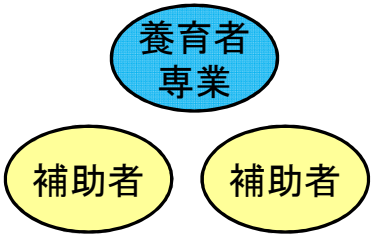

（６）妊娠･出産･子育て等に係る相談体制等の整備について

○平成15年7月～平成22年3月までの児童虐待による死亡事例386人のうち77人（19．9%）が、日齢0日児（67人）又は日齢1日以上の月齢0か月児（10人）であり、その大部分が関係機関が関与する機会がないか極めて少ないケースであることから、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。

○平成２３年７月２７日付けで「妊娠期からの妊娠･出産･子育て等に係る相談体制等の整備について」（雇用均等･児童家庭局総務課長・家庭福祉課長･母子保健課長通知）を都道府県市に通知し、体制整備を推進

○妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各相談機関が、相互に連携して適切な対応を行えるようにするとともに、社会的養護による支援制度について、各相談機関等に周知し、必要とする人への的確な情報提供と活用の促進を図り、児童虐待の防止を図ることが必要。

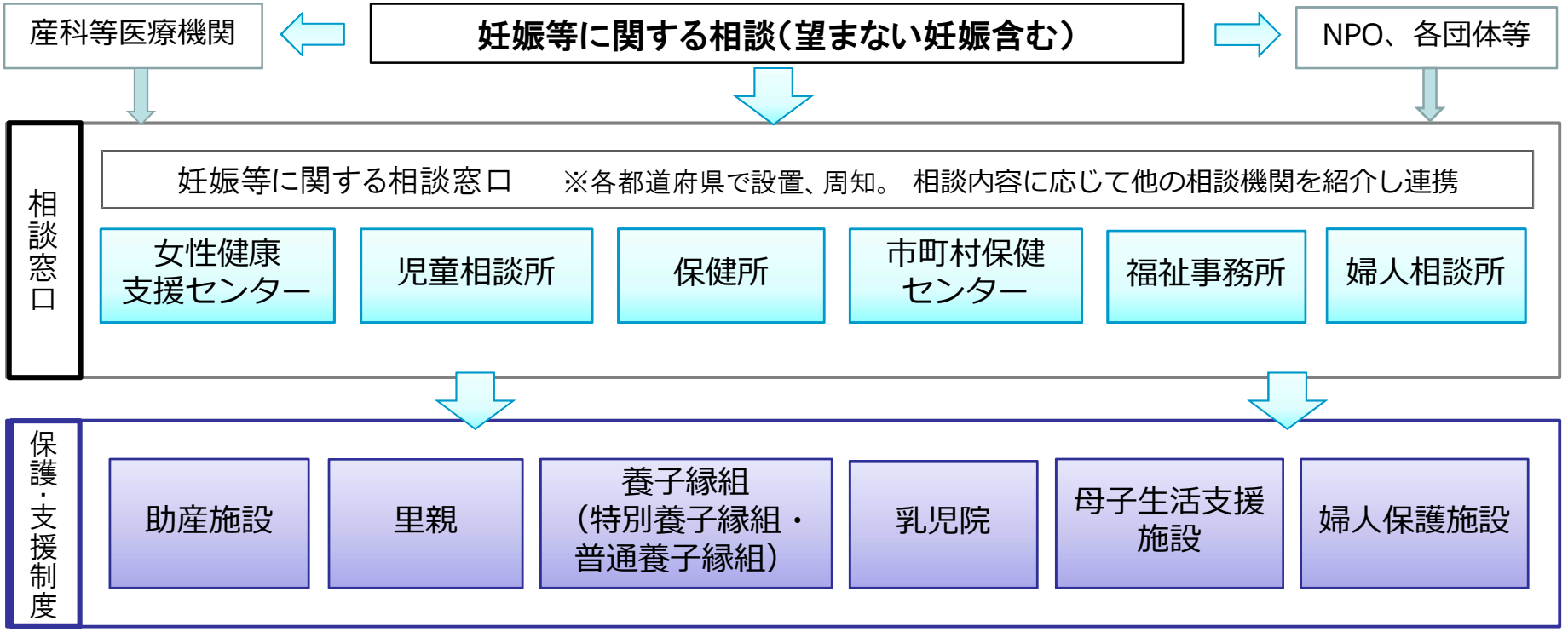

（７）民間事業者による養子縁組あっせん事業について

○ 民間事業者による養子縁組あっせん事業

民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、１８歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を 反復継続して行う行為をいう。

※　民間事業者による養子縁組成立数　平成２４年度１１６人（１５事業者の計）（家庭福祉課調べ）

※　民間事業者のほか、児童相談所も養子縁組あっせんを実施。養子縁組による措置解除数　平成２４年度３０６人（家庭福祉課調べ）

○ 営利目的でのあっせん禁止及び第２種社会福祉事業の届出

・　営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、**児童福祉法**で禁止

※　違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

・　業として実施する場合は、**社会福祉法**の第２種社会福祉事業に当たり、都道府県知事等に届出が必要

※　都道府県知事等は、事業者に対する調査権限を持ち、必要な場合には事業の停止命令等を行うことができる、事業者がそれに従わない場合は罰則（6月以下の懲役、50万円以下の罰金）が科せられる。

○ 養子縁組あっせん事業に関する通知

■**「養子縁組あっせん事業の指導について」**（平成26年5月１日　厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

・　事業の実施に当たり、交通、通信等に要する**実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。**

・　**児童の権利条約の規定を十分に尊重**するための遵守事項を規定

※　自分の子を育てるための公的支援等の説明義務や連携の実施、実親の同意撤回の妨害禁止、国内監護の優先の原則等を規定

・　**事業の適正な運営を担保**するため、必要な体制や書類の作成・保管、養親希望者等への説明義務等を規定

※　社会福祉士及び児童福祉司等の有資格者２名以上の配置、支援の内容・方法等を示した業務方法書の作成、記録の保管、養親希望者への説明等を規定。また、営利目的が外形的に疑われるような事業運営（関連会社の設立など）を禁止。

■**「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」**
（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

・　実費」の積算方法や「負担金」の徴収方法、「寄附金」の任意性の確保のための遵守事項等について規定

・　金品の取扱いの透明性を確保するため、負担金の積算方法や額の目安等の公表、養親希望者等への説明等を規定

（８）施設入所中の児童等の児童手当について

○施設入所中又は里親等委託中の児童については、従来は、親による監護生計要件を満たす場合のみ、直接その親に対して支給していたが、今般の法律では、施設入所中又は里親等委託中の全ての対象児童について施設設置者、里親等に支給することとした。

【支給対象者】　施設の設置者、里親、ファミリーホームを行う者

※施設やファミリーホームの所在地、里親の住所地の市町村が支給

※保護者の疾病等により２か月以内の期間を定めて行われる入所等の場合を除く。

※里親の場合、里子にかかる手当は施設等受給資格者として、実子に係る手当は一般受給資格者として、別々に請求・認定

【支給額】　0歳～3歳未満　一人（一律）　15,000円

3歳～中学校修了　一人（一律）　10,000円

※施設の設置者に第何子という概念が存在しないことや、入所している児童の間で支給額に差をつけることの公平性の観点等から、３歳～中学校修了までの児童には一人一律10,000円を支給。

【対象施設等】　乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、障害児入所施設、指定医療機関、救護施設、更生施設、婦人保護施設　等

【適切な管理】　児童手当の支給を受けた施設設置者・里親等は、これを適切に管理しなければならない。

（児童福祉施設設備運営基準・里親養育最低基準等に規定）

・他の財産と区分して管理すること。　・収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

・手当の支給の趣旨に従って用いること。　・退所した場合には速やかに児童に取得させること。

	①親のいない児童	②28条措置の場合等の親が監護生計要件を満たしていない児童	③それ以外の児童（親が監護生計要件を満たす場合のみ）
平成21年度以前の児童手当	×	×	○（親へ支給）
平成22年度の対応	△（安心こども基金で施設等へ支給）	△（安心こども基金で施設等へ支給）	○（親へ支給）
平成23年度子ども手当特別措置法 →　平成24年度以降の児童手当法**（恒久化）**	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）

（参考）児童手当・子ども手当制度の比較

	児童手当法（～21年度）	子ども手当法（22年4月～23年9月）	子ども手当特別措置法（23年10月～24年3月）	児童手当法（24年度～）
支給対象となる児童・支給額	【0～3歳未満】 月額10,000円 【3歳～小学校修了】 第1子・第2子 月額 5,000円 第3子以降 月額10,000円 【中学生】 （支給せず）	【0歳～中学生】 一律 月額13,000円	【0～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～小学校修了】 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円	**1．所得制限内** 【0～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～小学校修了】 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円 **2．所得制限超** ※当分の間の特例給付（法附則） （24年6月分 ～） 月額 5,000円
	＜給付総額：1兆円（21年度）＞	＜給付総額：2.7兆円（23年度1次）＞	＜給付総額：2.6兆円（23年度3次）＞ ※特措法の影響は4ヶ月分（23年度）	＜給付総額：2.3兆円（H24年度）＞ ※子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等に関する検討規定（改正法附則）
所得制限	所得制限 有り 被用者：年収860万円 （専業主婦、児童二人世帯） ※ 扶養親族数により差がある。	所得制限 無し	（特別措置法 附則） ・平成24年6月分から所得制限を実施。 ・所得制限を超える者に税制上・財政上の所要の措置を講じる。	所得制限 有り（24年6月分～） 年収960万円 （専業主婦、児童二人世帯） ※ 扶養親族数により差がある。
手当を必要とする児童に届く改善				
■施設入所の児童、里親	・親が監護している →親へ支給 ・親がいない等 →支給されない	・親が監護している →親へ支給 ・親がいない等 →「安心子ども基金」から支給	すべての児童について施設（設置者）・里親へ支給	
■両親の別居	児童の生活費を主に負担している親へ支給		児童と同居している親に支給	
■子どもの居住地	国外でも支給	国外でも支給（確認の厳格化）	留学を除き、支給しない	
地域の実情に対応するための措置			①保育料の特別徴収、②学校給食費等の本人同意による充当 地域独自の子育て支援交付金の創設 → 一般財源化等に伴い、規定を設けない	

（９）民法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。【平成23年６月３日　公布（一部施行）　／　平成24年４月１日施行】

１．親権と親権制限の制度の見直し

○　子の利益の観点の明確化等

（現行）
- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

（改正後）　【民法関係】
- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○　親権停止制度の創設

（現行）
- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

（改正後）　【民法関係】
- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○　親権喪失・管理権喪失原因の見直し

（現行）
- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が，管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

（改正後）　【民法関係】
- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○　親権喪失等の請求権者の見直し

（現行）
- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）　【民法関係】
- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（現行）
- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）　【児童福祉法関係】
- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

（現行）
- 施設入所中の児童に親権者等がいない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がいない児童については、親権を代行する者がいない。

⇒

（改正後）　【児童福祉法関係】
- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がいない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

（現行）
- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

⇒

（改正後）　【児童福祉法関係】
- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。
- 児童の生命、身体の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

（参考） 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

<table>
<tr><th></th><th>親権者（父母）・未成年後見人のない場合
（親権喪失・停止の場合も含む。）</th><th colspan="2">親権者（父母）又は未成年後見人のある場合</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th>未成年後見人あり</th><th>親権者（父母）あり</th></tr>
<tr><td>在宅の場合</td><td>親権を行う者なし
※　法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。
※　児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。</td><td>未成年後見人による後見
（親権行使）</td><td>親権者による親権行使</td></tr>
<tr><td>一時保護中</td><td rowspan="2"><u>児童相談所長による親権代行</u>
（児童相談所長による監護措置）</td><td>同上</td><td>同上</td></tr>
<tr><td colspan="2"><u>児童相談所長による監護措置</u>　（親権者等の<u>不当な妨げの禁止</u>）
<u>親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置</u></td></tr>
<tr><td>里親等委託中</td><td rowspan="2"><u>児童相談所長による親権代行</u>
里親等による監護措置</td><td>同上</td><td>同上</td></tr>
<tr><td colspan="2">里親等による監護措置　（親権者等の<u>不当な妨げの禁止</u>）
<u>親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置</u></td></tr>
<tr><td>施設入所中</td><td rowspan="2">施設長による親権代行
（施設長による監護措置）</td><td>同上</td><td>同上</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設長による監護措置　（親権者等の<u>不当な妨げの禁止</u>）
<u>親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置</u></td></tr>
</table>

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

（現行）
- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がないとき等に、親権者と同一の権利義務を有し、後見（身上監護、財産管理など）を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

（改正後） 【民法関係】
- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。

（未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。）
（家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。）

（参考） 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】
- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。
  一般的な後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】
- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人　等

4. 一時保護の見直し

（現行）
- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

（改正後） 【児童福祉法関係】
- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し（※）

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

（現行）
- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認める時は、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

（見直し後） 【児童福祉法関係】
- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて（概要）

1 ガイドラインの趣旨

○ 親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが法律上、明確化されることから、児童相談所、施設、里親等での対応に資するよう、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等について示すもの。

※以下「児童」には、18歳以上の未成年者を含む。

2 不当に妨げる行為の事例

○ 「不当に妨げる行為」としては次のものが想定（詳細は別紙）。施設、里親等で該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助。

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）（暴行、脅迫、連れ去り、面会の強要等）
イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為（騒音・振動、施設の汚損・破損等）
ウ その他（関係者へのア・イの行為等）

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えると考えられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の真の意向を踏まえる必要。他方、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為
イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為
ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為
エ 児童の教育上支障を生じさせる行為
オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

(3) その他の場合

- その他、親権者等の主張に混乱が見られる場合、一貫性がない場合等には、監護に支障を生じるおそれがあり、該当する場合がある。

3 不当に妨げる行為があった場合の対応等

○ 児童相談所は、一時保護・措置開始時に、保護者に対し、施設長等による監護措置、不当に妨げる行為の禁止、緊急時の対応等について説明。
○ 不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置が可能だが、できる限り親権者等の理解を得ることが望ましく、また、理解が得られず、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。
○ このため、事例に応じ、次の(1)～(4)の対応が考えられる。（※犯罪、危険行為等に対しては、警察へ通報する等の対応。）
○ 施設長等が対応方針等について判断に迷う場合は、児童相談所に相談。児童相談所は、必要に応じ児童福祉審議会から意見聴取。

(1) 親権者等への説明

- 事例に応じ児童相談所や施設等から、児童の利益の観点から理解を求める。理解が得られない場合には、不当に妨げる行為に該当することを説明し、調整。
- 施設等が説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

- 改善のない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信制限や、接近禁止命令（強制入所措置の場合）での対応が考えられる。
- 児童相談所から親権者等に対し、これらの対応がとられうることを説明し、監護措置への理解を求める。理解を得られない場合には、これらの対応を検討。

(3) 親権制限の審判等の請求

- 上記で対応できず、親権の制限が必要な場合には、事案に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判請求が考えられる。
- 法令等で明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。
- 児童相談所から親権者に対し、親権制限の審判を請求する必要が生ずることになる旨説明し、理解を求める。改善が見込めない場合に審判請求を検討。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

- 児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても監護措置が可能。児童の利益を最優先に考え、適切な措置。
- 施設長、里親等が緊急の監護措置を行った場合には、都道府県等への報告義務あり。

「2 不当に妨げる行為の事例」の詳細　　（別紙）

(1) 態様、手段が適切でない場合

➢ 親権者等が児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）
- ✓ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ✓ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ✓ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ✓ 児童を強引に連れ去る行為、外出・外泊から帰さない行為
- ✓ 無断で又は拒否するにもかかわらず敷地内に立ち入る行為、退去しない行為
- ✓ つきまとい、はいかい、交通の妨害等の行為
- ✓ 面会・通信の制限又は施設等の拒否にもかかわらず面会等を行う行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、繰り返しの電話、郵便、FAX、メール等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず児童の情報の提供を執拗に要求する行為
- ✓ 非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする（教唆する）行為
- ✓ 児童にたばこ、酒、危険物（火気、刃物等）等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為
- ✓ 騒音、振動を立てる行為 、関係施設等を汚損・破損する行為
- ✓ 施設、職員等を中傷する内容のビラの配布、掲示、ネット上への掲載等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ✓ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他
- ✓ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対するア・イの行為
- ✓ 第三者にア・イの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えると考えられる場合

➢ 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。

➢ 児童の意向を踏まえる必要。その際、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真の児童の意向を見極める必要。

➢ 児童の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為
- ✓ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ✓ 施設等から自立する際、児童が借りる住宅への同居や生活の世話を強いる行為
- ✓ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為
- ✓ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず又は妨げる行為（携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等）
- ✓ 学校･職場に正当な理由なく又は施設等との約束に反し無断で訪問･連絡する行為
- ✓ 児童が希望する適切な就職等に正当な理由なく同意せず又は妨げる行為
- ✓ 児童の意思に反して親権者等の希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ✓ 児童の就労先に対し、児童の賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ✓ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為
- ✓ 児童に必要な医療を正当な理由なく受けさせない行為（精神科医療を含む。）
- ✓ 児童に必要な保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為（予防接種、健康診査等）
- ✓ 児童に必要な福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為（療育手帳等）
- ※ 医療保護入院、予防接種については、各法令に基づき、保護者の同意が必要。

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為
- ✓ 学校の通常の授業や行事に、正当な理由なく、出席・参加させない行為
- ✓ 特別支援学校等を就学先とすることを不服として就学させない行為
- ※ 障害児については、障害の状況に照らし、専門家・保護者の意見聴取の上、就学先を決定。
- ✓ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ✓ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ✓ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学・休学手続を行う行為
- ✓ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為
- ✓ 一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ✓ 親権者等の好みの髪型、服装等を強いる行為
- ✓ 児童に過剰の金銭、物品等を与える行為

(3) その他の場合

➢ 上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ✓ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ✓ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

○里親等委託中の児童に親権者等がいない場合には、児童相談所長が親権を代行する。（４７②）
○施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。（４７④⑤）
※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条　児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

○養育里親の欠格要件の緩和（同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする）
※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九　本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一　成年被後見人又は被保佐人
二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
三　この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せれ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
四　児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

②　（略）

１０. 平成２８年度社会的養護関係予算案の概要

社会的養護の推進　　**１，１８８億円（平成27年度予算額）　→　１，２７８億円（平成28年度予算案）**

児童入所施設措置費等　　：１，１４０億円
児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：　　７３億円
次世代育成支援対策施設整備交付金：　　５７億円　など

（１）施設における家庭的養護の推進

○ 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料加算の引き上げや施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

＜社会保障の充実＞

【量的拡充】 受入児童数増への対応
【質の向上】 ①　児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員１名を配置 ②　小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（４１年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、 里親等を１／３ずつにする）　　など

〔~~児童入所施設措置費等~~〕
〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【拡充】

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。また、児童相談所及び一時保護所における児童の心理的負担の軽減を図るための必要な環境改善を図る。

〔児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業〕

（２）里親委託の推進等

○　里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親制度の広報啓発等による新たな養育里親等の開拓、里親等による相互交流、未委託里親に対する委託に向けたトレーニングなどを行う。

さらに、里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築を図る。

また、共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間や土日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、委託児童の養育に専念するための休暇や在宅勤務制度などモデル的な取組みについて、企業にその実践を委託し、課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大するための取組を新たに実施する。

〔児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業〕

○　里親委託児童が通院する際の交通費加算の創設【新規】

里親委託児童のうち、障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童が増加していることから、里親委託児童が医療機関に通院する際の交通費加算を創設する。

〔児童入所施設措置費等〕

○　施設機能強化推進費の充実【一部新規】

① 施設入所児童が週末や夏季休暇等の期間を利用して、未委託里親あるいはボランティア家庭等で家庭生活を体験する施設入所児童家庭生活体験事業の充実を図り、児童の受入を促進するとともに、新規里親開拓・養成を図る。
② 施設退所者が生活・就労面の不安により一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保する。
③ 地域における社会体験、就労体験等の実施により、自立支援機能の強化を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

（３）被虐待児童などへの支援の充実

○　児童家庭支援センター運営等事業の推進【拡充】

・　地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図るとともに、相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた運営費補助を充実する。
・　退所児童等アフターケア事業及び児童養護施設の退所者等の就業支援事業のか所数の増を図る。

〔児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業〕

○　指導委託促進事業の創設【新規】

現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○　家庭支援専門相談員の複数配置【拡充】

施設に配置される家庭支援専門相談員について、原則として各施設１名配置となっているところを、施設の規模に応じ２名配置を可能とすることにより、親子関係再構築支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

○　情緒障害児短期治療施設の設置促進【新規】

情緒障害児短期治療施設に配置すべき医師の確保のため、人件費の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

○　児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費について補助等を行う。

〔児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業〕

（参考）【平成27 年度補正予算案】

○　児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付　　70億円

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、５年間就業を継続した場合に返還免除となる家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について、２年間就業を継続した場合に返還免除となる貸付を行う。

○　児童養護施設等における小規模化等のための整備　　10億円

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、入所中の子どもの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。

○　児童養護施設等における学習環境改善　　2億円

就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

○　児童保護費負担金等の追加財政措置　　13億円

平成27 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童養護施設等の職員の給与改善について、所要の追加財政措置を行う。

１１．平成24年度、平成25年度、平成26年度の各種ワーキングについて

〇厚生労働省では、平成２３年１月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、同年７月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。
〇「社会的養護の課題と将来像」における提言内容の実現に向けて平成２４年度から以下の通り、各種ワーキングを実施している。

（1）全国里親委託等推進委員会 （参考1）

（概要） 里親委託等の推進を図るため、里親委託等の推進方策や里親の養育技術の向上等を図るための調査研究を行い、事例集やマニュアル、研修資料等を作成し、全国の里親支援機関や児童相談所等に提供を行う。（平成24年度より実施）

【平成24年度の取組】

〇「里親委託率アップの取り組み報告書」の作成、配布。
- 里親委託率が大幅に増加した福岡市と大分県の事例について、取りまとめ。自治体・児相・里親会に配布。

〇「里親 ファミリーホーム養育指針ハンドブック」の作成。
- 養育指針の解説、里親等が養育に引き付けられるよう事例を収集。自治体・児相・里親会に配布。養育里親更新研修等で活用。

【平成25年度の取組】

〇「里親支援専門相談員及び里親支援機関の活動、里親サロン活動に関する調査報告」を作成。
- 自治体の里親支援体制とその中の里親支援専門相談員の活動、里親支援機関の活動、里親サロン活動を調査し、そのポイント等について紹介。

〇「IFCO2013大阪世界大会記録集」の作成。
- 大会の講演やワークショップの内容を記録、家庭養護に関する国際的潮流について紹介。

【平成26年度の取組】

〇 平成26年度調査研究報告書として、「①里親サロン運営マニュアル、②里親研修でグループ演習を行うファシリテータのために、③委託推進のための基盤づくりの先進的な取り組み、④里親リクルートに関する調査報告書（中間報告）」を作成。

（2）施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ （参考2）

（概要） 児童養護施設と乳児院における小規模化に係る計画の策定を進めることにより、家庭的養護を推進するため、施設の小規模化・地域分散化や養育単位の小規模化についての具体例や工夫を収集・整理し、マニュアルや事例集を作成するとともに、当該マニュアルや事例集について施設や自治体への提供を行う。
（平成24年度に実施）

【平成２４年度の取組】

○ 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」の作成。
- 小規模化等を行う上での留意点を整理し、マニュアル化。

○ 「施設の小規模化等事例集」の作成。
- 児童養護施設における小規模化の６事例、乳児院における小規模化の４事例を収集し、取りまとめ。

（3）ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ （参考3）

（概要） ファミリーホームの設置を推進するために、設置に当たる具体例や工夫などを収集、整理し、マニュアルや事例集を作成するとともに、当該マニュアルや事例集について、自治体や施設への提供を行う。
（平成25年度に実施）

【平成２５年度の取組】

○ 「ファミリーホームの設置を進めるために」の作成。
- ファミリーホームの設置を進めるため、設置に当たる具体例や工夫などを収集し、留意すべき点等を整理し、マニュアル化。

○ 「ファミリーホーム事例集」、「平成２５年度ファミリーホーム実態調査集計結果」の作成。
- ファミリーホームの先駆的な事例を収集するとともにファミリーホームの現状を調査し、取りまとめ。

（4）親子関係再構築支援ワーキンググループ （参考4）

（概要） 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の充実を図るため、親子関係再構築支援の取組事例を収集し、留意点を整理した事例集やガイドラインを作成するとともに、当該事例集やガイドラインについて、自治体や施設、児童相談所への提供を行う。（平成24年度より実施）

【平成２４年度の取組】

○ 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」の作成。

・ 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭センターにおける親子関係再構築支援の２６事例を収集し、留意点等について整理。

【平成２５年度の取組】

○ 「社会的養護関係施設の親子関係再構築支援ガイドライン」を作成予定。

・ 児童相談所との連携の方策など、親子関係再構築支援における考え方やその内容について整理。

（5）施設運営の手引書編集委員会 （参考5）

（概要） 施設運営の質の向上を図るために、施設種別ごとの運営指針に基づいた「運営ハンドブック」を作成する。（平成24年度より実施）

【平成２４年度、平成２５年度の取組】

施設種別ごとの手引書編集委員会において、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や工夫などをまとめた以下の「運営ハンドブック」を編集中。（下記の社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会が監修。）

○ 児童養護施設運営ハンドブック
○ 乳児院運営ハンドブック
○ 情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック
○ 児童自立支援施設運営ハンドブック
○ 母子生活支援施設運営ハンドブック

（6）社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会 （参考6）

（概要） 社会的養護関係施設に義務づけられている第三者評価事業の質の向上や施設の第三者評価・自己評価への取組の推進を図るため、研修会の開催やテキスト等の作成の他、上記の施設運営ハンドブックについての監修などを行う。

（平成24年度より実施）

【平成２４年度の取組】

○ 「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」の作成。

・ 施設、第三者評価機関に対して、自己評価と第三者評価の具体的な取り組み方を提示。

○ 「社会的養護関係施設の自己評価・第三者評価の手引き」の作成。

・ 施設に対して第三者評価を受審するためのマニュアルとして、評価調査者に対しては養成研修用テキストとして活用。

【平成２５年度の取組】

○ 「第三者評価基準見直しのための資料」の作成。

・ 施設及び第三者評価機関に対するアンケート調査及びインタビュー調査の集計結果等を分析した内容。平成26年度に第三者評価基準見直しのための資料として使用。

【平成２６年度の取組】

○ WGを立ち上げ、第三者評価基準の見直しを行う。（共通評価基準解説版、内容評価基準改定版を作成。）

（7）子育て支援員研修制度に関する検討会専門研修ワーキングチーム（社会的養護）（参考7）

（概要）

○ 子育て支援員研修は、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図るもの。

○ 対象となる事業の範囲が幅広いことから、各事業のベースとなる「基本研修」と各事業の特性に応じた「専門研修」によって構成する。基本研修及び専門研修によって各事業に従事するために最低限必要な知識・原理・技術・倫理を修得するものとする。

【平成26年度の取組】

○基本研修 ８科目（８時間）に加えて、専門研修（社会的養護コース） ９科目（１１時間）を創設。

（参考１）

全国里親委託等推進委員会について

１　趣旨

里親委託等の推進を図るため、関係各方面の参画を得て、公益財団法人全国里親会に全国里親委託等推進委員会を設け、関係者による情報共有、意見交換を行うとともに、里親等の養育技術の向上、里親支援及び里親委託等の推進方策の向上を図るための調査研究を行い、里親等からの相談事例、子どもからの意見、児童相談所、里親支援機関等の関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、研修資料等を作成し、全国の里親支援機関や児童相談所等に提供する。

２　検討内容

この取り組みとして、平成２４年度は、①里親委託率の増加幅の大きな自治体の取り組みをまとめた事例集「里親委託率アップの取り組み報告書」の作成、②里親等や支援者向けの「里親及びファミリーホーム養育指針」の手引書「里親ファミリーホーム養育指針ハンドブック」の作成を行った。

平成２５年度は、①里親支援専門相談員の活動の推進に資するため、里親支援専門相談員と同様に児童相談所とは違う立場から里親委託等の推進を行っている里親支援機関の活動等の調査報告に加え、里親サロンの運営で、里親が集まりやすく、話がしやすいような工夫や課題などの調査を報告し、②平成２５年９月に行われた家庭養護に関する世界大会（IFCO2013大阪世界大会）の講演やワークショップの内容を記録し、家庭養護に関する国際的潮流について紹介する報告書を作成した。

平成２６年度は、①平成２５年度の調査に基づき里親サロン運営にあたって配慮すべきことをまとめた「里親サロン運営マニュアル」、② 参加型の里親研修に参考となる「里親研修でグループ演習を行うファシリテーターのために」、③里親支援機関への訪問調査により「委託推進の基盤づくりのための先進的な取り組み」、④児童相談所や民間里親支援機関等を対象に実施した「里親リクルートに関する調査報告書（中間報告）」を作成した。

３　構成（◎は座長）

◎星野　　崇　全国里親会会長
木ノ内博道　全国里親会副会長
青葉　紘宇　東京養育家庭の会理事長（関東・甲信越ブロック）
宮川　長生　大阪市里親会会長（近畿ブロック）
原田　　泉　福岡市里親会常任理事（九州ブロック）
林　　浩康　日本女子大学人間社会学部教授
横堀　昌子　青山学院女子短期大学子ども学科教授
奥田　晃久　東京都児童相談センター相談援助課長
摩尼　昌子　全国乳児福祉協議会広報・研修副委員長(ドルカスベビーホーム)
坂口　明夫　全国児童家庭支援センター協議会副会長(あまぎやま)
御所　伸之　全国里親会副会長
草野　恵子　山形県里親会会長（北海道・東北ブロック）
二飯田秀一　石川県里親会会長（東海北陸ブロック）
河内　美舟　山口県里親会会長（中・四国ブロック）
卜蔵　康行　日本ファミリーホーム協議会会長(ざおうホーム)
宮島　　清　日本社会事業大学専門職大学院准教授
藤林　武史　福岡市子ども総合相談センター所長
武藤　素明　全国児童養護施設協議会副会長(二葉学園)
川崎二三彦 子どもの虹情報研修センター研究部長

※　事務局は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の協力を得て、全国里親会が行う。

（参考２）

施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループについて

１　趣旨

「社会的養護の課題と将来像」では、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられ、児童養護施設については、本体施設は全施設を小規模グループケア化するとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。

これを受け、児童養護施設と乳児院における家庭的養護を推進するため、マニュアル及び事例集を作成する。

２　検討内容

マニュアルについては、施設の小規模化の意義や課題等をまとめた「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」を、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会取りまとめとし、併せて、都道府県推進計画及び家庭的養護推進計画の策定及び具体的計画期間の明示を柱とした厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を平成24年11月30日付で各都道府県等に発出した。 ※　雇児発1130第3号　平成24年11月30日　各都道府県、指定都市、児童相談所設置市市長宛

事例集等については平成24年度中に取りまとめ、各都道府県等や児童養護施設及び乳児院に発出済。

（スケジュール）

第1回平成24年6月29日　マニュアルの論点整理
第2回　7月25日　マニュアルの議論
第3回　8月27日　マニュアルの取りまとめ
※10月15日　社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会においてマニュアルを議論
※11月30日　社会的養護専門委員会での意見を踏まえマニュアルを修正し、社会的養護専門委員会取りまとめとするとともに計画の策定及び具体的期間の明示を柱とした厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知を発出
第4回平成25年1月29日　事例集等の議論
第5回　2月28日　事例集について議論し、修正の上発出を確認

３　構成（◎は座長）

◎宮島　清　日本社会事業大学専門職大学院准教授
伊達直利　全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長
武藤素明　全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長
沓野一誠　全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長
横川　哲　全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長
児島　充　全国乳児福祉協議会協議員、恵明学園乳児部施設長

（参考３）

ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループについて

１　趣旨

平成２４年１１月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で発出した「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」では、児童養護施設や乳児院の小規模化を行うとともに、里親委託やファミリーホームの設置推進を図ることとしている。

これは、現在、施設が9割、里親が1割のところ、施設1／3、グループホーム1／3、里親1／3という姿に変えていくため、平成27年度を始期として平成４１年度までの１５年間で、その実現に向けて計画的に進めていくことにしている。

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成２１年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行う制度である。

養育者の住居において行う点で、里親と同様であり、児童５～６人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホームということで生まれた経緯がある。

子ども子育てビジョンでは、平成２６年度までに１４０か所を整備する目標（平成２３年４月現在１２６か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は1000か所程度を見込んでいる。

このワーキンググループでは、ファミリーホームの設置を推進するため、設置に当たる具体例や工夫などを収集し、留意すべき点等を整理し、設置のためのマニュアルを作成するとともに、設置類型毎の事例を収集していく。

２　検討内容

・それぞれのファミリーホームの設置経緯と運営状況等
・ファミリーホームの3つの類型別の運営分析
　里親の中で大きいものからの移行
　児童養護施設等の職員が独立して開設するもの
　児童養護施設等を行う法人が開設するもの
・整備促進方策
・ファミリーホームについても、養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で支援を推進すること

３　構成（◎は座長）

◎横堀昌子　青山学院女子短期大学子ども学科教授
吉田隆三　アメニティホーム広畑学園施設長
栗延雅彦　和泉乳児院施設長
卜蔵康行　日本ファミリーホーム協議会会長
星野　崇　全国里親会
河野洋子　大分県中央児童相談所主幹

（参考４）　　親子関係再構築支援ワーキンググループについて

１　趣旨

社会的養護の施設においては、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や､家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援が重要である。子どもにとって、その生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。

親子関係再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら、社会的養護の地域支援の拠点として、その取組を推進する。また、児童家庭支援センターも、施設と地域をつなぐ拠点として、親子関係の再構築支援における役割の充実が期待されている。

平成２３年７月の「社会的養護の課題と将来像」では、地域支援の役割を高めていく社会的養護の施設の方向性として、施設による親子関係の再構築支援の充実を掲げ、効果的な手法の開発・普及、支援者のスキルの向上、体制整備の推進、児童相談所との連携などを図っていくこととした。

このワーキンググループは、これらの社会的養護の施設における親子関係の再構築支援の充実を図るため、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援について、平成２４年度に発足した。平成２４年度は取組事例を収集し、留意すべき点などを整理し、事例集を作成した。平成２５年度は、事例集を作成する過程での検討を通して明確化してきた支援についての考え方や内容を基にガイドラインを作成した。

２　検討内容

（１）施設による親子関係再構築支援の取組事例の収集（平成24年度末に事例集の作成を終え、厚生労働省ホームページ上に掲載）

（２）施設による親子関係再構築支援のガイドラインの作成（平成25年度末にガイドラインの作成を終え、厚生労働省ホームページに掲載）

３　構成（◎は座長）

◎	犬塚　峰子	大正大学人間学部臨床心理学科教授
	山本　恒雄	日本子ども家庭総合研究所　家庭福祉担当部長
	松永　忠	児童養護施設　光の園施設長
	塩田　規子	児童養護施設　救世軍世光寮副施設長
	軀川　恒	乳児院　かのや乳児院施設長　（平成24年度は、 谷本　恭子　乳児院　高知聖園ベビーホーム施設長）
	山元　喜久江	乳児院　広島乳児院施設長
	平岡　篤武	情緒障害児短期治療施設　吉原林間学園施設長
	相澤　孝予	国立きぬ川学院　調査課長
	川﨑　今日子	母子生活支援施設　野菊荘主任母子支援員
	藤井　美憲	児童家庭支援センター　愛泉こども家庭センター長
	鈴木　浩之	児童相談所　神奈川県中央児童相談所　子ども相談課長
	管野　道英	児童相談所　滋賀県彦根子ども家庭相談センター長

（参考５）

施設運営の手引書編集委員会について

１　趣旨

平成２４年３月に各施設種別で運営指針が策定された。この運営指針を基に参考事例等の共有化も含め、言語化、文書化を進め、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、施設運営指針に基づき、それを掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを加え、わかりやすく説明する手引書を作成する。

平成２４年度から２年間で編集を行い、平成２５年度末に作成を終え、厚生労働省ホームページ上に掲載。

２　検討内容

各種別ごとの手引書編集委員会で編集し、「第三者評価等推進研究会」で監修。読者対象は、施設職員、社会的養護関係者、第三者評価機関調査者とする。

３　構成（施設種別ごと　◎は座長）

・児童養護施設

◎平井誠敏、吉田隆三、丑久保恒行、太田一平、沓野一誠、横川聖、福田雅章、村瀬嘉代子

（平成24年度は、◎桑原教修、伊達直利、側垣二也、神戸信行、太田一平、福田雅章、横川聖、村瀬嘉代子）

・乳児院

◎平田ルリ子、今田義夫、 栗延雅彦（平成24年度は、 柴崎順三）、都留和光、増沢高

・情緒障害児短期治療施設

◎髙田治、青木正博、滝川一廣、福永政治、辻亨、塩見守、下木猛史、平田美音

・児童自立支援施設

◎相澤仁、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美、西浪祥子、鈴木崇之

・母子生活支援施設

◎菅田賢治、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美

（参考６）

社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会について

１　趣旨

平成２３年７月の「社会的養護の課題と将来像」に基づき、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、社会的養護関係施設においては、平成２４年度から、３年に１度の第三者評価の受審及び毎年度の自己評価の実施が義務化され、これにあわせて社会的養護の各施設の第三者評価基準が定められるとともに、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証等の仕組みが定められた。

この研究会は、社会的養護の施設運営指針及び第三者評価基準の策定検討に携わった施設運営指針等ワーキンググループの各座長及び学識経験者に加え、社会的養護施設の第三者評価に経験と識見を有する評価調査者の参画を得て、評価のフォローアップ、今後の評価基準の見直しに向けた論点の蓄積等を行い、社会的養護第三者評価事業の評価の質の向上や、各施設の取組の推進を図ることを目的として、平成２４年度に発足した。平成２４年度は、自己評価や第三者評価の理解のための施設及び評価調査者養成研修用のテキストとして、「自己評価、第三者評価の手引き」を作成した。平成２５年度は評価基準見直しのために調査を行い、それを元に平成２６年度に第三者評価基準の改定を行った。

２　構成（◎は座長）

◎柏女　霊峰　　淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
武藤　素明　　全国児童養護施設協議会副会長　二葉学園統括施設長
（平成２４年度は、桑原　教修　　全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長）
福田　雅章　　社会福祉法人養徳園総合施設長
平田ルリ子　　全国乳児福祉協議会副会長　清心乳児園施設長
髙田　治　　全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長　横浜いずみ学園施設長
相澤　仁　　全国児童自立支援施設協議会顧問　国立武蔵野学院院長
菅田　賢治　　全国母子生活支援施設協議会副会長　仙台市社会事業協会事務局長
岡田　賢宏　　NPO法人福祉経営ネットワーク事務局長
藤本　勝彦　　大阪府社会福祉協議会　福祉サービス第三者評価センター評価調査者
（平成２４年度は、諏訪免　典子　愛媛県社会福祉協議会評価調査者）
坂口　繁治　　岩手県社会福祉協議会評価調査者　坂口社会福祉士事務所所長
田崎　基　　新潟県社会福祉士会評価調査者
（平成２４年度は、要　　厚子　　NPO法人メイアイヘルプユー理事）
新津ふみ子　　日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科客員教授

（参考７）

子育て支援員研修制度に関する検討会専門研修ワーキングチーム（社会的養護）について

１　趣旨

○　子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、　一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的　養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。（「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣　議決定））

○　このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

（研修の考え方）

対象となる事業の範囲が幅広いことから、各事業のベースとなる「基本研修」と各事業の特性に応じた「専門研修」によって構成する。基本研修及び専門研修によって各事業に従事するために最低限必要な知識・原理・技術・倫理を修得するものとする。

●基本研修の考え方

基本研修では専門研修で修得する各事業の特性等に応じた具体的な内容を学ぶための前提となる、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方を理解し、子育て支援員としての自覚を持つことを目的に子育て支援員として最低限修得しておくことが必要な子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理について修得するものとする。

２　検討内容

●専門研修：社会的養護コースの考え方

社会的養護コースの専門研修については、「社会的養護の入口」としての社会的養護の基本的知識等を持つ人材層の充実を目的として、社会的養護に関する基本的な理念・知識・技術を習得する内容とする。

科目構成は、小規模グループケア等の社会的養護における補助的な支援者として従事するうえで必要となる、虐待を受けた児童等社会的養護を必要とする子どもの理解など、社会的養護の基本的理解や支援技術などを学ぶものとする。

基本研修　８科目（８時間）に加えて、専門研修（社会的養護コース）　９科目（１１時間）を創設。

３　構成　（◎は座長）専門研修ワーキングチーム（社会的養護）構成員

小木曽　宏	児童養護施設房総双葉学園　施設長	藥師寺順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
坂本　雅子	SOS子どもの村ＪＰＡＮＡ　副理事長	山本　朝美	小鳩乳児院　施設長
佐野多恵子	静岡市里親家庭支援センター　次長	湯澤　直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授
◎新保　幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授		
芹沢　出	宏量福祉会母子生活支援施設野菊荘施設長		

（参考）統計表等

（１）在籍児童の年齢（平成２５年２月１日現在）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	111	2.4%	875	27.8%	2	0.0%	—	-	—	-	222	3.7%
1歳	140	3.1%	1,118	35.5%	30	0.1%	—	-	—	-	366	6.1%
2歳	203	4.5%	783	24.9%	366	1.2%	—	-	—	-	428	7.1%
3歳	240	5.3%	268	8.5%	933	3.1%	—	-	—	-	461	7.7%
4歳	214	4.7%	77	2.4%	1,299	4.3%	—	-	—	-	476	7.9%
5歳	246	5.4%	20	0.6%	1,417	4.7%	2	0.2%	—	-	476	7.9%
6歳	255	5.6%	5	0.2%	1,598	5.3%	4	0.3%	—	-	452	7.5%
7歳	228	5.0%	1	0.0%	1,556	5.2%	27	2.2%	—	-	413	6.9%
8歳	255	5.6%	—	-	1,712	5.7%	48	3.9%	3	0.2%	378	6.3%
9歳	240	5.3%	—	-	1,910	6.4%	80	6.5%	7	0.4%	363	6.0%
10歳	231	5.1%	—	-	2,022	6.7%	114	9.2%	26	1.6%	336	5.6%
11歳	264	5.8%	—	-	2,101	7.0%	128	10.4%	46	2.8%	330	5.5%
12歳	261	5.8%	—	-	2,283	7.6%	171	13.8%	106	6.3%	296	4.9%
13歳	249	5.5%	—	-	2,242	7.5%	166	13.4%	254	15.2%	233	3.9%
14歳	251	5.5%	—	-	2,414	8.1%	175	14.2%	514	30.8%	238	4.0%
15歳	261	5.8%	—	-	2,471	8.2%	159	12.9%	569	34.1%	200	3.3%
16歳	290	6.4%	—	-	2,130	7.1%	68	5.5%	80	4.8%	138	2.3%
17歳	311	6.9%	—	-	1,861	6.2%	54	4.4%	40	2.4%	114	1.9%
18歳以上	282	6.2%	—	-	1,607	5.4%	39	3.2%	25	1.5%	84	1.4%
総数※	4,534	100%	3,147	100.0%	29,979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%
平均年齢	9.9歳		1.2歳		11.2歳		12.7歳		14.1歳		7.4歳	

（１）在籍児童の年齢（平成２５年２月１日現在）　　（単位：人、％）

区分	ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合
0歳	3	0.4%	―	－
1歳	10	1.2%	―	－
2歳	20	2.4%	―	－
3歳	30	3.6%	―	－
4歳	32	3.9%	―	－
5歳	40	4.8%	―	－
6歳	32	3.9%	―	－
7歳	36	4.3%	―	－
8歳	46	5.5%	―	－
9歳	47	5.7%	―	－
10歳	45	5.4%	―	－
11歳	50	6.0%	―	－
12歳	59	7.1%	―	－
13歳	61	7.4%	―	－
14歳	72	8.7%	―	－
15歳	54	6.5%	11	2.9%
16歳	57	6.9%	74	19.7%
17歳	70	8.4%	103	27.4%
18歳以上	65	7.8%	188	50.0%
総数※	829	100%	376	100.0%
平均年齢	11.2歳		17.5歳	

（２）在籍児童の措置時の年齢（平成２５年２月１日現在在籍児童）　　（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	443	9.8%	2,461	78.2%	55	0.2%	—	–	—	–	812	13.5%
1歳	474	10.5%	530	16.8%	849	2.8%	—	–	—	–	642	10.7%
2歳	666	14.7%	127	4.0%	6,408	21.4%	—	–	—	–	608	10.1%
3歳	440	9.7%	24	0.8%	3,745	12.5%	—	–	—	–	544	9.1%
4歳	280	6.2%	2	0.1%	2,620	8.7%	1	0.1%	—	–	531	8.8%
5歳	241	5.3%	1	0.0%	2,187	7.3%	6	0.5%	—	–	437	7.3%
6歳	270	6.0%	—	–	2,171	7.2%	51	4.1%	1	0.1%	382	6.4%
7歳	195	4.3%	—	–	1,814	6.1%	101	8.2%	1	0.1%	344	5.7%
8歳	161	3.6%	—	–	1,702	5.7%	133	10.8%	7	0.4%	308	5.1%
9歳	154	3.4%	—	–	1,510	5.0%	150	12.1%	29	1.7%	297	4.9%
10歳	143	3.2%	—	–	1,402	4.7%	151	12.2%	42	2.5%	268	4.5%
11歳	139	3.1%	—	–	1,324	4.4%	151	12.2%	107	6.4%	223	3.7%
12歳	174	3.8%	—	–	1,156	3.9%	162	13.1%	219	13.1%	179	3.0%
13歳	149	3.3%	—	–	1,126	3.8%	165	13.4%	564	33.8%	152	2.5%
14歳	146	3.2%	—	–	909	3.0%	120	9.7%	511	30.6%	113	1.9%
15歳	203	4.5%	—	–	619	2.1%	38	3.1%	142	8.5%	80	1.3%
16歳	152	3.4%	—	–	241	0.8%	—	–	33	2.0%	45	0.7%
17歳	79	1.7%	—	–	92	0.3%	4	0.3%	11	0.7%	27	0.4%
18歳以上	12	0.3%	—	–	14	0.0%	—	–	2	0.1%	7	0.1%
総数※	4,534	100.0%	3,147	100.0%	29.979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%
平均年齢	6.3歳		0.3歳		6.2歳		10.6歳		13.1歳		5.2歳	

※　総数には年齢不詳も含む。

（１）（２）ともに児童養護施設入所児童等調査結果（平成２５年２月１日現在）

（２）在籍児童の措置時の年齢（平成２５年２月１日現在在籍児童）　　（単位：人、%）

区分	ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合
0歳	34	4.1%	―	－
1歳	38	4.6%	―	－
2歳	68	8.2%	―	－
3歳	59	7.1%	―	－
4歳	40	4.8%	―	－
5歳	48	5.8%	―	－
6歳	50	6.0%	―	－
7歳	48	5.8%	―	－
8歳	43	5.2%	―	－
9歳	47	5.7%	―	－
10歳	35	4.2%	―	－
11歳	48	5.8%	―	－
12歳	33	4.0%	―	－
13歳	53	6.4%	―	－
14歳	48	5.8%	―	－
15歳	62	7.5%	51	13.6%
16歳	47	5.7%	137	36.4%
17歳	23	2.8%	80	21.3%
18歳以上	5	0.6%	101	26.9%
総数※	829	100.0%	376	100.0%
平均年齢	8.4歳		17.0歳	

※　総数には年齢不詳も含む。

（１）（２）ともに児童養護施設入所児童等調査結果（平成２５年２月１日現在）

（３）措置理由別児童数（平成２５年度中新規措置児童）　　（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	123	9.0%	12	0.6%	90	1.8%
父母の行方不明	57	4.2%	41	1.9%	50	1.0%
父母の離婚	12	0.9%	43	2.0%	91	1.8%
父母の不和	10	0.7%	24	1.1%	47	0.9%
父母の拘禁	64	4.7%	84	3.9%	272	5.3%
父母の入院	77	5.6%	216	10.0%	304	6.0%
父母の就労	24	1.8%	77	3.6%	143	2.8%
父母の精神障害	114	8.3%	420	19.4%	530	10.4%
父母の放任怠惰	101	7.4%	243	11.3%	578	11.3%
父母の虐待	199	14.6%	383	17.7%	1,778	34.8%
棄児	9	0.7%	19	0.9%	5	0.1%
父母の養育拒否	250	18.3%	164	7.6%	215	4.2%
破産等経済的理由	56	4.1%	113	5.2%	204	4.0%
児童の監護困難	57	4.2%	―	―	297	5.8%
その他	214	15.7%	321	14.9%	504	9.9%
合計	1,367	100.0%	2,160	100.0%	5,108	100.0%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（４）母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（平成２５年度入所世帯）

区　　分		管内入所		広域入所				合　　計	
				県内		県外			
夫等の暴力	世帯数	508		433		501		1,442	
	母 ／ 児童	508	811	433	777	501	919	1,442	2,507
入所前の家庭環境の不適切	世帯数	179		33		7		219	
	母 ／ 児童	179	249	33	41	7	12	219	302
母親の心身の不安定	世帯数	65		11		1		77	
	母 ／ 児童	65	87	11	11	1	1	77	99
職業上の理由	世帯数	2		0		0		2	
	母 ／ 児童	2	2	0	0	0	0	2	2
住宅事情	世帯数	429		30		4		463	
	母 ／ 児童	429	605	30	41	4	4	463	650
経済的理由	世帯数	315		31		12		358	
	母 ／ 児童	315	430	31	43	12	18	358	491
その他	世帯数	66		11		14		91	
	母 ／ 児童	66	91	11	20	14	24	91	135
合　　計	世帯数	1,564		549		539		2,652	
	母 ／ 児童	1,564	2,275	549	933	539	978	2,652	4,186

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）
※　単位：世帯数は世帯、入所人員は人
※　上段は世帯数、下段左は母親の入所延べ人員、下段右は児童の入所延べ人員

（５）在所期間別在籍児童数（平成２６年３月１日現在在籍児童）　　（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
１年未満	1,060	22.8%	1,518	47.1%	4,451	15.1%	390	28.5%	1,025	58.3%
１年以上　２年未満	741	15.9%	999	31.0%	3,819	13.0%	400	29.3%	555	31.6%
２年以上　３年未満	699	15.0%	502	15.6%	3,357	11.4%	231	16.9%	146	8.3%
３年以上　４年未満	411	8.8%	140	4.3%	2,927	9.9%	162	11.9%	23	1.3%
４年以上　５年未満	316	6.8%	45	1.4%	2,362	8.0%	69	5.0%	7	0.4%
５年以上　６年未満	259	5.6%	17	0.5%	2,095	7.1%	44	3.2%	1	0.1%
６年以上　７年未満	214	4.6%	3	0.1%	1,892	6.4%	27	2.0%	0	0.0%
７年以上　８年未満	159	3.4%	－	－	1,573	5.3%	28	2.0%	1	0.1%
８年以上　９年未満	167	3.6%	－	－	1,379	4.7%	9	0.7%	1	0.1%
９年以上１０年未満	154	3.3%	－	－	1,245	4.2%	5	0.4%	0	0.0%
１０年以上１１年未満	129	2.8%	－	－	1,056	3.6%	2	0.1%	－	－
１１年以上１２年未満	101	2.2%	－	－	903	3.1%	0	0.0%	－	－
１２年以上１３年未満	84	1.8%	－	－	811	2.8%	－	－	－	－
１３年以上１４年未満	51	1.1%	－	－	583	2.0%	－	－	－	－
１４年以上１５年未満	46	1.0%	－	－	498	1.7%	－	－	－	－
１５年以上１６年未満	28	0.6%	－	－	287	1.0%	－	－	－	－
１６年以上１７年未満	15	0.3%	－	－	169	0.6%	－	－	－	－
１７年以上１８年未満	16	0.3%	－	－	35	0.1%	－	－	－	－
１８年以上	6	0.1%	－	－	18	0.1%	－	－	－	－
総　　数	4,656	100.0%	3,224	100.0%	29,460	100.0%	1,367	100.0%	1,759	100.0%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（６）在所期間別退所児童数（平成２５年度中に退所した児童）　（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
１か月未満	53	4.2%	220	10.3%	131	2.2%	1	0.2%	4	0.4%
１か月以上２か月未満	71	5.6%	152	7.1%	159	2.7%	4	0.9%	12	1.1%
２か月以上６か月未満	164	12.9%	302	14.2%	375	6.4%	29	6.4%	56	5.3%
６か月以上１年未満	224	17.6%	315	14.8%	507	8.7%	53	11.7%	265	25.0%
１年以上　２年未満	253	19.9%	523	24.5%	705	12.1%	140	30.9%	552	52.2%
２年以上　３年未満	144	11.3%	437	20.5%	651	11.1%	76	16.8%	129	12.2%
３年以上　４年未満	78	6.1%	130	6.1%	513	8.8%	73	16.1%	27	2.6%
４年以上　５年未満	57	4.5%	40	1.9%	414	7.1%	32	7.1%	11	1.0%
５年以上　６年未満	57	4.5%	9	0.4%	331	5.7%	13	2.9%	0	0.0%
６年以上　７年未満	28	2.2%	3	0.1%	249	4.3%	13	2.9%	1	0.1%
７年以上　８年未満	24	1.9%	－	－	251	4.3%	12	2.6%	1	0.1%
８年以上　９年未満	21	1.7%	－	－	236	4.0%	4	0.9%	0	0.0%
９年以上１０年未満	20	1.6%	－	－	216	3.7%	2	0.4%	0	0.0%
１０年以上１１年未満	15	1.2%	－	－	158	2.7%	0	0.0%	－	－
１１年以上１２年未満	8	0.6%	－	－	174	3.0%	1	0.2%	－	－
１２年以上１３年未満	12	0.9%	－	－	185	3.2%	－	－	－	－
１３年以上１４年未満	9	0.7%	－	－	160	2.7%	－	－	－	－
１４年以上１５年未満	4	0.3%	－	－	135	2.3%	－	－	－	－
１５年以上１６年未満	8	0.6%	－	－	140	2.4%	－	－	－	－
１６年以上１７年未満	6	0.5%	－	－	118	2.0%	－	－	－	－
１７年以上１８年未満	6	0.5%	－	－	29	0.5%	－	－	－	－
１８年以上	10	0.8%	－	－	11	0.2%	－	－	－	－
総　　数	1,272	100.0%	2,132	100.0%	5,848	100.0%	453	100.0%	1,058	100.0%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（７）母子生活支援施設における年齢別在籍人員（平成２６年３月１日現在）　　（単位：人）

母等の年齢	20歳未満	20歳以上25歳未満	25歳以上30歳未満	30歳以上35歳未満	35歳以上40歳未満	40歳以上45歳未満	45歳以上50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上70歳未満	70歳以上	合計
人数	31	240	534	774	851	717	338	136	21	10	0	1	3,653

（８）母子生活支援施設における在所期間別世帯数（平成２５年度）　　（単位：世帯）

在所期間	６月未満	６月以上1年未満	１年以上２年未満	２年以上３年未満	３年以上４年未満	４年以上５年未満	５年以上10年未満	10年以上	合計
世帯数	278	247	423	259	169	84	120	38	1,618

（９）母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態（平成２５年度）　　（単位：世帯）

区分	親・親戚との同居	成人した子との同居	復縁又は再婚	配偶者以外との結婚	単独の母子世帯					その他の社会福祉施設	不明・その他	合計
						公営住宅	民間アパート	社宅	本人宅			
世帯数	129	3	117	46	1,193	323	850	6	14	66	64	1,618

（７）～（９）：家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（１０）児童養護施設の入退所の状況（平成２５年度中）

（単位：人）

平成２５年度新規入所児童数（新規又は措置変更）			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
1,127	3,908	73	5,108

平成２５年度退所児童数							
解除							変更
家庭環境改善	養子縁組	自立就職	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
3,069	15	1,402	57	2	432	4,977	871

変更前の内訳						
乳児院	他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他
641	162	77	97	23	102	25

変更後の内訳							
他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
195	51	166	146	49	9	91	164

（１１）乳児院の入退所の状況（平成２５年度中）

（単位：人）

平成２５年度新規入所児童数（新規又は措置変更）			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
87	1,766	307	2,160

平成２５年度退所児童数					
解除					変更
家庭環境改善	養子縁組	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
957	52	4	61	1,074	1,057

変更前の内訳			
他の乳児院	母子生活支援施設	里親	その他
53	10	23	1

変更後の内訳					
他の乳児院	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	児童養護施設	その他
39	7	224	31	684	72

（10）（11）：家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（１２）情緒障害児短期治療施設の入退所の状況（平成２５年度中）

（単位：人）

平成２５年度新規入所児童数（新規又は措置変更）			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
52	337	17	406

平成２５年度退所児童数								
解除								変更
家庭環境改善	児童の状況改善	養子縁組	自立自活	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
86	145	0	23	3	1	34	292	161

変更前の内訳						
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他
0	34	5	3	0	5	5

変更後の内訳							
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
90	7	24	7	3	1	5	24

（１３）児童自立支援施設の入退所の状況（平成２５年度中）

（単位：人）

平成２５年度新規入所児童数（新規又は措置変更）			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
232	797	80	1,109

平成２５年度退所児童数								
解除								変更
家庭環境改善	児童の状況改善	養子縁組	自立自活	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
99	631	0	40	27	2	60	859	199

変更前の内訳					
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他
175	20	13	3	14	7

変更後の内訳							
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
103	4	9	25	11	0	22	25

（12）（13）：家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（１４）自立援助ホームの入退居の状況（平成２５年度中）

（単位：人）

平成２５年度新規入居児童数			
児童福祉施設等から	家庭から	その他	計
231	245	67	543

平成２５年度退居児童数							
退居							児童福祉施設等への入所
自立就職	進学	家庭復帰	無断外出	死亡	その他	計	
176	8	102	19	0	69	374	17

変更前の内訳					
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
146	8	31	17	4	25

変更後の内訳					
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
3	0	0	4	0	10

（１５）里親の委託・委託解除の状況（平成２５年度中）

（単位：人）

平成２５年度新規委託児童数（新規又は措置変更）			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
569	718	80	1,367

平成２５年度委託解除児童数							
解除							変更
家庭環境改善	養子縁組	自立自活	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
299	286	194	7	2	140	928	344

変更前の内訳						
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	その他
267	152	7	23	1	73	46

変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	自立援助ホーム	その他
17	112	3	15	2	82	67	11	35

（14）（15）：家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

（１６）里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（平成２５年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
里親	277	644	1,598
児童養護施設	58	155	482
乳児院	30	56	141
その他	29	50	155
合計	394	905	2,376

※レスパイト･ケアを利用した
里親世帯数･･･395世帯

（16）:家庭福祉課調べ
（「社会的養護の現況に関する調査」）

（１７）措置児童の保護者の状況　（人）

区分	乳児院児		養護施設児		里親委託児	
父母有り（養父母含む）	1,656	(52.6%)	9,746	(32.5%)	671	(14.8%)
父のみ（養父含む）	75	(2.4%)	3,528	(11.8%)	291	(6.4%)
母のみ（養母含む）	1,307	(41.5%)	11,189	(37.3%)	1,405	(31.0%)
両親ともいない	87	(2.8%)	4,790	(16.0%)	1,924	(42.4%)
両親とも不明	19	(0.6%)	517	(1.7%)	183	(4.1%)
不　　詳	3	(0.1%)	209	(0.7%)	60	(1.3%)
総　　数	3,147	(100.0%)	29,979	(100.0%)	4,534	(100.0%)

児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

（１８）里親の状況（平成２６年３月１日現在）　　（世帯）

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況	
3,598	夫婦世帯 3,104	一方が働いている	1,596　(44.4%)
		共働き	1,257　(34.9%)
		どちらも働いていない	251　(7.0%)
	ひとり親世帯 494	働いている	282　(7.8%)
		働いていない	212　(5.9%)

（１９）新生児等の措置先（平成２５年度中）　　（人）

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
０歳児（１か月未満）	382	71	453
０歳児（１か月以上）	812	135	947
１歳以上２歳未満	449	132	581
合計	1,643	338	1,981
割合	82.9%	17.1%	100%

（１８）（１９）：家庭福祉課調べ
（「社会的養護の現況に関する調査」）

（２０）新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）（平成２５年度）

（家庭福祉課 調べ）

○新生児等の新規措置の場合に、乳児院への措置の割合が著しく高い自治体が多い。新生児等からの里親委託の取組が必要。

	乳児院への措置			里親への措置		
	０歳児（１か月未満）	０歳児（１か月以上）	１歳以上２歳未満	０歳児（１か月未満）	０歳児（１か月以上）	１歳以上２歳未満
北海道	11	6	0	8	16	13
青森県	0	7	2	0	0	0
岩手県	1	15	5	0	0	0
宮城県	3	6	5	0	0	1
秋田県	0	3	0	0	0	0
山形県	2	3	3	0	1	0
福島県	6	2	2	3	4	4
茨城県	12	12	3	0	0	0
栃木県	3	12	5	1	1	1
群馬県	10	2	17	0	1	1
埼玉県	33	50	41	0	6	3
千葉県	2	13	0	5	6	8
東京都	83	140	91	0	1	20
神奈川県	6	12	11	0	2	2
新潟県	2	4	0	0	3	1
富山県	4	4	2	0	0	2
石川県	3	1	2	0	0	0
福井県	4	3	3	0	0	0
山梨県	1	8	0	0	2	2
長野県	5	19	18	3	3	2
岐阜県	1	4	0	2	0	0
静岡県	6	9	10	0	5	2
愛知県	11	25	19	8	12	13
三重県	2	17	6	3	9	3
滋賀県	0	3	3	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0
大阪府	1	14	4	0	0	3
兵庫県	11	18	11	0	2	2
奈良県	1	15	6	1	1	0
和歌山県	11	10	4	2	3	0
鳥取県	4	8	1	0	1	0
島根県	2	6	2	0	0	0
岡山県	0	2	0	0	0	0
広島県	2	3	4	0	0	2
山口県	8	7	5	0	2	1

	乳児院への措置			里親への措置		
	０歳児（１か月未満）	０歳児（１か月以上）	１歳以上２歳未満	０歳児（１か月未満）	０歳児（１か月以上）	１歳以上２歳未満
徳島県	1	0	0	0	2	0
香川県	4	5	6	0	1	2
愛媛県	4	5	4	2	1	1
高知県	3	5	5	0	0	0
福岡県	6	15	5	0	1	0
佐賀県	3	5	2	3	1	1
長崎県	4	5	3	2	1	0
熊本県	0	0	0	0	0	0
大分県	4	5	3	5	8	2
宮崎県	2	3	2	0	0	0
鹿児島県	6	12	7	0	1	0
沖縄県	3	5	2	0	2	2
札幌市	3	13	4	5	7	10
仙台市	0	10	6	0	2	0
さいたま市	5	16	3	0	2	0
千葉市	0	4	2	1	0	1
横浜市	4	37	6	0	1	1
川崎市	7	14	6	2	2	0
相模原市	1	5	8	0	1	2
新潟市	1	0	2	0	0	0
静岡市	0	3	3	2	0	0
浜松市	6	4	1	1	3	2
名古屋市	9	28	13	5	5	2
京都市	6	10	7	0	1	0
大阪市	25	68	42	1	3	14
堺市	5	13	3	1	3	1
神戸市	8	12	7	0	3	0
岡山市	2	3	3	0	0	1
広島市	1	6	3	0	1	2
北九州市	0	0	0	1	0	0
福岡市	7	14	4	3	1	1
熊本市	1	24	2	0	1	1
横須賀市	0	0	0	1	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	0
合計	**382**	**812**	**449**	**71**	**135**	**132**

（２１）乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）（平成２５年度）（単位：人、％）

（家庭福祉課 調べ）

○乳児院からの措置変更の場合に、児童養護施設への措置変更の割合が高い自治体が多い。措置変更先をできる限り里親とするよう、重点的な取組が必要。

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
			里親（FH含）へ		児童養護施設へ		その他へ
			児童数	割合	児童数	割合	
北海道	2	6	4	66.7%	2	33.3%	0
青森県	7	8	5	62.5%	3	37.5%	0
岩手県	9	10	4	40.0%	6	60.0%	0
宮城県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
秋田県	0	3	2	66.7%	1	33.3%	0
山形県	5	3	3	100.0%	0	0.0%	0
福島県	2	13	6	46.2%	7	53.8%	0
茨城県	16	17	4	23.5%	11	64.7%	2
栃木県	11	24	7	29.2%	11	45.8%	6
群馬県	13	14	3	21.4%	9	64.3%	2
埼玉県	89	72	15	20.8%	48	66.7%	9
千葉県	16	29	7	24.1%	17	58.6%	5
東京都	170	138	19	13.8%	80	58.0%	39
神奈川県	24	27	8	29.6%	16	59.3%	3
新潟県	6	9	4	44.4%	5	55.6%	0
富山県	4	9	4	44.4%	5	55.6%	0
石川県	9	6	3	50.0%	3	50.0%	0
福井県	2	6	2	33.3%	4	66.7%	0
山梨県	2	3	0	0.0%	3	100.0%	0
長野県	10	24	3	12.5%	20	83.3%	1
岐阜県	3	6	4	66.7%	1	16.7%	1
静岡県	6	8	3	37.5%	5	62.5%	0
愛知県	31	32	8	25.0%	21	65.6%	3
三重県	10	19	5	26.3%	14	73.7%	0
滋賀県	4	14	2	14.3%	12	85.7%	0
京都府	7	9	0	0.0%	9	100.0%	0
大阪府	53	58	11	19.0%	40	69.0%	7
兵庫県	15	31	9	29.0%	21	67.7%	1
奈良県	31	11	0	0.0%	7	63.6%	4
和歌山県	5	23	4	17.4%	19	82.6%	0
鳥取県	11	9	0	0.0%	9	100.0%	0
島根県	45	5	1	20.0%	3	60.0%	1
岡山県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
広島県	5	12	3	25.0%	6	50.0%	3
山口県	4	13	3	23.1%	9	69.2%	1

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
			里親（FH含）へ		児童養護施設へ		その他へ
			児童数	割合	児童数	割合	
徳島県	13	4	1	25.0%	3	75.0%	0
香川県	7	7	3	42.9%	4	57.1%	0
愛媛県	5	15	5	33.3%	8	53.3%	2
高知県	6	10	2	20.0%	8	80.0%	0
福岡県	22	15	4	26.7%	9	60.0%	2
佐賀県	2	7	2	28.6%	5	71.4%	0
長崎県	4	5	2	40.0%	2	40.0%	1
熊本県	2	6	1	16.7%	4	66.7%	1
大分県	6	8	1	12.5%	7	87.5%	0
宮崎県	2	11	1	9.1%	10	90.9%	0
鹿児島県	18	14	3	21.4%	10	71.4%	1
沖縄県	3	10	5	50.0%	5	50.0%	0
札幌市	8	15	10	66.7%	5	33.3%	0
仙台市	22	20	5	25.0%	13	65.0%	2
さいたま市	1	1	1	100.0%	0	0.0%	0
千葉市	4	2	0	0.0%	1	50.0%	1
横浜市	19	23	4	17.4%	17	73.9%	2
川崎市	20	5	1	20.0%	2	40.0%	2
相模原市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
新潟市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
静岡市	3	3	0	0.0%	3	100.0%	0
浜松市	3	5	2	40.0%	3	60.0%	0
名古屋市	18	41	9	22.0%	31	75.6%	1
京都市	11	16	1	6.3%	13	81.3%	2
大阪市	48	52	11	21.2%	34	65.4%	7
堺市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
神戸市	20	12	7	58.3%	4	33.3%	1
岡山市	14	12	5	41.7%	7	58.3%	0
広島市	2	15	2	13.3%	12	80.0%	1
北九州市	5	11	0	0.0%	9	81.8%	2
福岡市	24	12	3	25.0%	9	75.0%	0
熊本市	8	22	4	18.2%	16	72.7%	2
横須賀市	8	3	1	33.3%	2	66.7%	0
金沢市	2	4	3	75.0%	1	25.0%	0
合計	957	1,057	255	24.1%	684	64.7%	118

（２２）里親申込の動機

総　数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不　詳
3,481	1,515	1,069	434	428	35
100.0%	43.5%	30.7%	12.5%	12.3%	1.0%

（２３）委託児童数

総　数	1人	2人	3人	4人	不詳
3,481	2,585	666	176	53	1
100.0%	74.3%	19.1%	5.1%	1.5%	0.0%

（２４）里親の年齢

	総　数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不　詳
里　父	3,481	14	207	712	1,070	1,093	382	3
	100.0%	0.4%	5.9%	20.5%	30.7%	31.4%	11.0%	0.1%
里　母	3,481	26	251	1,010	1,151	966	75	2
	100.0%	0.7%	7.2%	29.0%	33.1%	27.8%	2.2%	0.1%

（２５）里親の職業

総　数	社会福祉事業従事者	教　員	専門・技術	管　理	事　務	販　売	農林・漁業	単純労働	サービス	宗教家	その他の就業	不　詳
3,481	221	100	648	185	383	192	134	181	254	371	480	332
100.0%	6.3%	2.9%	18.6%	5.3%	11.0%	5.5%	3.8%	5.2%	7.3%	10.7%	13.8%	9.5%

（２２）～（２５）　児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

（２６）家族との交流状況

（単位：人）

		養護施設児	乳 児 院 児	里親委託児	情短施設児	自立施設児
総　数		29,979 (100.0%)	3,147 (100.0%)	4,534 (100.0%)	1,235 (100.0%)	1,670 (100.0%)
交流あり	帰　宅	13,772 (45.9%)	588 (18.7%)	336 (7.4%)	684 (55.4%)	832 (49.8%)
	面　会	6,935 (23.1%)	1,704 (54.1%)	655 (14.4%)	259 (21.0%)	420 (25.1%)
	電話手紙連絡	3,864 (12.9%)	244 (7.8%)	241 (5.3%)	106 (8.6%)	237 (14.2%)
交流なし		5,396 (18.0%)	610 (19.4%)	3,284 (72.4%)	183 (14.8%)	180 (10.8%)
不　詳		12 (0.0%)	1 (0.0%)	18 (0.4%)	3 (0.2%)	1 (0.1%)

		ファミリーホーム児	自立援助ホーム児
総　数		829 (100.0%)	376 (100.0%)
交流あり	帰　宅	164 (19.8%)	76 (20.2%)
	面　会	218 (26.3%)	55 (14.6%)
	電話手紙連絡	108 (13.0%)	89 (23.7%)
交流なし		336 (40.5%)	155 (41.2%)
不　詳		3 (0.4%)	1 (0.3%)

児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

（２７）家族との交流の頻度（（２６）における「交流あり」の頻度別内訳）　　（単位：人）

		総　　数	月1回以上	年2回～11回	年1回ぐらい	不詳
乳児院児	帰　宅	588　(100.0%)	418　(71.1%)	160 (27.2%)	9　(1.5%)	1　(0.2%)
	面　会	1,704　(100.0%)	881　(51.7%)	732 (43.0%)	90　(5.3%)	1　(0.1%)
	電話手紙連絡	244　(100.0%)	105　(43.0%)	118 (48.4%)	21　(8.6%)	0　(0.0%)
養護施設児	帰　宅	13,772　(100.0%)	3,160　(22.9%)	9,906 (71.9%)	689　(5.0%)	17　(0.1%)
	面　会	6,935　(100.0%)	1,404　(20.2%)	4,717 (68.0%)	807　(11.6%)	7　(0.1%)
	電話手紙連絡	3,864　(100.0%)	912　(23.6%)	2,382 (61.6%)	562　(14.5%)	8　(0.2%)
里親委託児	帰　宅	336　(100.0%)	113　(33.6%)	190 (56.5%)	33　(9.8%)	0　(0.0%)
	面　会	655　(100.0%)	104　(15.9%)	391 (59.7%)	158　(24.1%)	2　(0.3%)
	電話手紙連絡	241　(100.0%)	36　(14.9%)	130 (53.9%)	74　(30.7%)	1　(0.4%)
ファミリーホーム児	帰　宅	164　(100.0%)	46　(28.0%)	104 (63.4%)	14　(8.5%)	0　(0.0%)
	面　会	218　(100.0%)	44　(20.2%)	130 (59.6%)	44　(20.2%)	0　(0.0%)
	電話手紙連絡	108　(100.0%)	19　(17.6%)	66 (61.1%)	22　(20.4%)	1　(0.9%)

児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

（２８）定員規模別児童福祉施設数

（単位：か所）

種別／定員	乳児院		児童養護施設		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	133	100.0%	601	100.0%	38	100.0%	58	100.0%	247	100.0%
20人以下	57	42.9%	7	1.2%	2	5.3%	1	1.7%	202	81.8%
21 ～ 30	33	24.8%	68	11.3%	9	23.7%	4	6.9%	32	13.0%
31 ～ 40	23	17.3%	104	17.3%	13	34.2%	8	13.8%	7	2.8%
41 ～ 50	10	7.5%	139	23.1%	12	31.6%	14	24.1%	6	2.4%
51 ～ 60	4	3.0%	100	16.6%	2	5.3%	10	17.2%	－	－
61 ～ 70	2	1.5%	64	10.6%	－	－	6	10.3%	－	－
71 ～ 80	3	2.3%	49	8.2%	－	－	3	5.2%	－	－
81 ～ 90	1	0.8%	26	4.3%	－	－	3	5.2%	－	－
91 ～ 100	－	－	18	3.0%	－	－	2	3.4%	－	－
101 ～ 110	－	－	13	2.2%	－	－	－	－	－	－
111 ～ 120	－	－	4	0.7%	－	－	2	3.4%	－	－
121 ～ 150	－	－	5	0.8%	－	－	4	6.9%	－	－
151人以上	－	－	4	0.7%	－	－	1	1.7%	－	－

※　母子生活支援施設の定員については世帯数

家庭福祉課調べ（平成２６年１０月１日現在）

（２９）児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況（平成２６年１０月現在：家庭福祉課調べ）

		児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制						
		児童相談所数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況			
				専任	兼任		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司等が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置
全国		207	335	98	237	162	37	125	124	11	16	11
1	北海道	8	8	8		8	8					8
2	青森県	6	6		6	1		1	1			
3	岩手県	3	3	1	2	1		1	1			
4	宮城県	3	4	1	3	3		3	3			
5	秋田県	3	7		7							
6	山形県	2	2		2	1	1				1	
7	福島県	4	4		4	4		4	4			
8	茨城県	3	3		3	1		1	1			
9	栃木県	3	3		3	3		3	3			
10	群馬県	3	12		12	4		4	3		1	
11	埼玉県	6	12		12	15		15	15			
12	千葉県	6	12	6	6	1		1			1	
13	東京都	11	26	24	2	11	11			11		
14	神奈川県	5	11	6	5	11	6	5	11			
15	新潟県	5	1		1							
16	富山県	2	3		3	2		2			2	
17	石川県	2	5	2	3	2		2	2			
18	福井県	2	3		3	2		2	2			
19	山梨県	2	2		2	1		1	1			
20	長野県	5	8		8	1		1	1			
21	岐阜県	5	13	1	12	1		1	1			
22	静岡県	5	6	1	5	4		4	4			
23	愛知県	10	10		10	2		2	2			
24	三重県	5	14	1	13	1		1	1			
25	滋賀県	2	2		2	2		2			2	
26	京都府	3	4		4							
27	大阪府	6	7	7		8		8	8			
28	兵庫県	5	5		5	5		5	5			
29	奈良県	2	6	1	5	1		1	1			
30	和歌山県	2	4		4							
31	鳥取県	3	3		3	2	2				2	
32	島根県	4	4		4							

		児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制						
		児童相談所数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況			
				専任	兼任		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司等が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置
33	岡山県	3	7		7	2		2	2			
34	広島県	3	3	3		3		3	3			
35	山口県	5	5		5	1		1	1			
36	徳島県	3	7		7	1		1			1	
37	香川県	2	2		2	1		1	1			
38	愛媛県	3	1		1							
39	高知県	2	3		3							
40	福岡県	6	6	3	3	3		3	3			
41	佐賀県	1	1	1		2		2	2			
42	長崎県	2	3	1	2	2		2	2			
43	熊本県	2	2		2	2		2	2			
44	大分県	2	3	2	1	4		4	4			
45	宮崎県	3	3		3	3		3	3			
46	鹿児島県	3	3		3	1		1	1			
47	沖縄県	2	2	2		2		2	2			
48	札幌市	1	2	1	1	1		1	1			
49	仙台市	1	2		2	2		2	2			
50	さいたま市	1	6	6		1	1		1			
51	千葉市	1	2		2	1		1	1			
52	横浜市	4	11	4	7	4		4	4			
53	川崎市	3	3	1	2	3		3	3			
54	相模原市	1	1	1		1		1	1			
55	新潟市	1	2		2							
56	静岡市	1	2		2	1	1				1	
57	浜松市	1	4	1	3	1		1	1			
58	名古屋市	2	4	2	2	2		2	2			
59	京都市	2	2		2	3	3				1	2
60	大阪市	1	6	5	1	1		1	1			
61	堺市	1	3	1	2	4	1	3			4	
62	神戸市	1	5		5	1	1		1			
63	岡山市	1	2		2	1		1	1			
64	広島市	1	4	1	3	1	1		1			
65	北九州市	1	1	1		2		2	2			
66	福岡市	1	3	3		3		3	3			
67	熊本市	1	1		1	2		2	2			
81	横須賀市	1	1		1	1		1	1			
83	金沢市	1	4		4	1	1					1

3 児童養護施設入所児童等の状況

(1) 入所・委託児童数

児童養護施設の入所児童数は減少する一方，里親等への委託児童数は年々増加。

社会的養護を行う施設への入所状況をみると，平成26（2014）年は，**乳児院**[20]の入所児童数は3,022人，**児童養護施設**[21]の入所児童数は28,183人，**自立援助ホーム**[22]の在籍人員は440人となっている。また，**里親・ファミリーホーム**[23]への委託児童数は，平成25（2013）年度には5,629人となっている。児童養護施設の入所児童数は減少する一方，里親等への委託児童数は年々増加している。（第1-5-10図）

第1-5-10図 児童養護施設等への入所者数

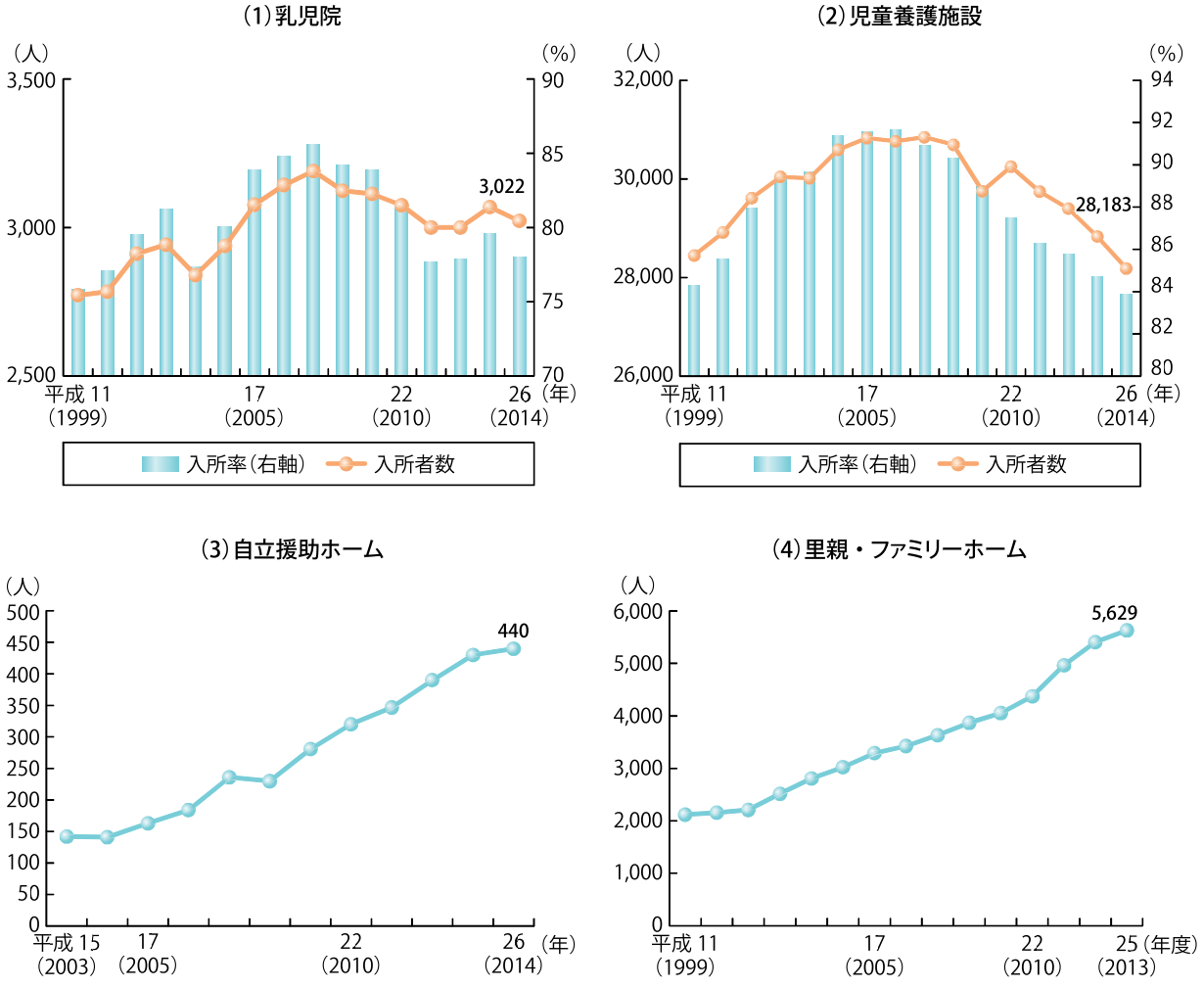

（出典）厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」，「福祉行政報告例」等
（注）1．入所率とは，入所児童定員数に占める入所児童数の割合。平成18年以降は在所者数不詳を除いた定員数で計算している。
2．乳児院と児童養護施設の数値は平成21年までは「社会福祉施設等調査報告」から，平成22年以降は厚生労働省調べ。里親・ファミリーホームの数値は「福祉行政報告例」（ただし，平成22年は厚生労働省調べ。）。

20 乳児院とは，乳児（保健上，安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には，幼児を含む。）を入院させて，これを養育し，あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
21 児童養護施設とは，保護者のない児童（乳児を除く。ただし，安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には，乳児を含む。），虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて，これを養護し，あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
22 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）とは，児童養護施設などを退所した，義務教育を終了した20歳未満の者などを対象とし，共同生活の中で，日常生活上の援助や生活指導，就労支援を行うことで自立支援を行う事業。
23 里親とは，養育里親と，４人以下の要保護児童の養育を希望する者であって養子縁組によって養親となることを希望する者などのうち都道府県知事が適当と認める者。ファミリーホームとは，要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者などの住居において養育を行う事業。

(2) 養護施設児等の状況

知的障害や発達障害のある者が増えている。

平成25年の状況について，入所・委託児童の年齢をみると，養護施設児は10～14歳が4割弱を占め，最も多い。里親委託児では年齢層ごとにおおむね均等に構成されている。(第1-5-11図 (1))

入所・委託時の年齢は，養護施設児が6.2歳，里親委託児が6.3歳であり，里親委託児の委託時年齢が上昇傾向にある。平均入所・委託期間は，養護施設児が4.9年と長くなってきており，里親委託児が3.9年と近年は横ばいとなっている。(第1-5-11図 (2) (3))

乳児院児，養護施設児，里親委託児の心身の状況をみると，いずれも，知的障害や発達障害などの障害がある者の割合が高まっている。(第1-5-11図 (4)～(6))

第1-5-11図 養護施設児等の状況

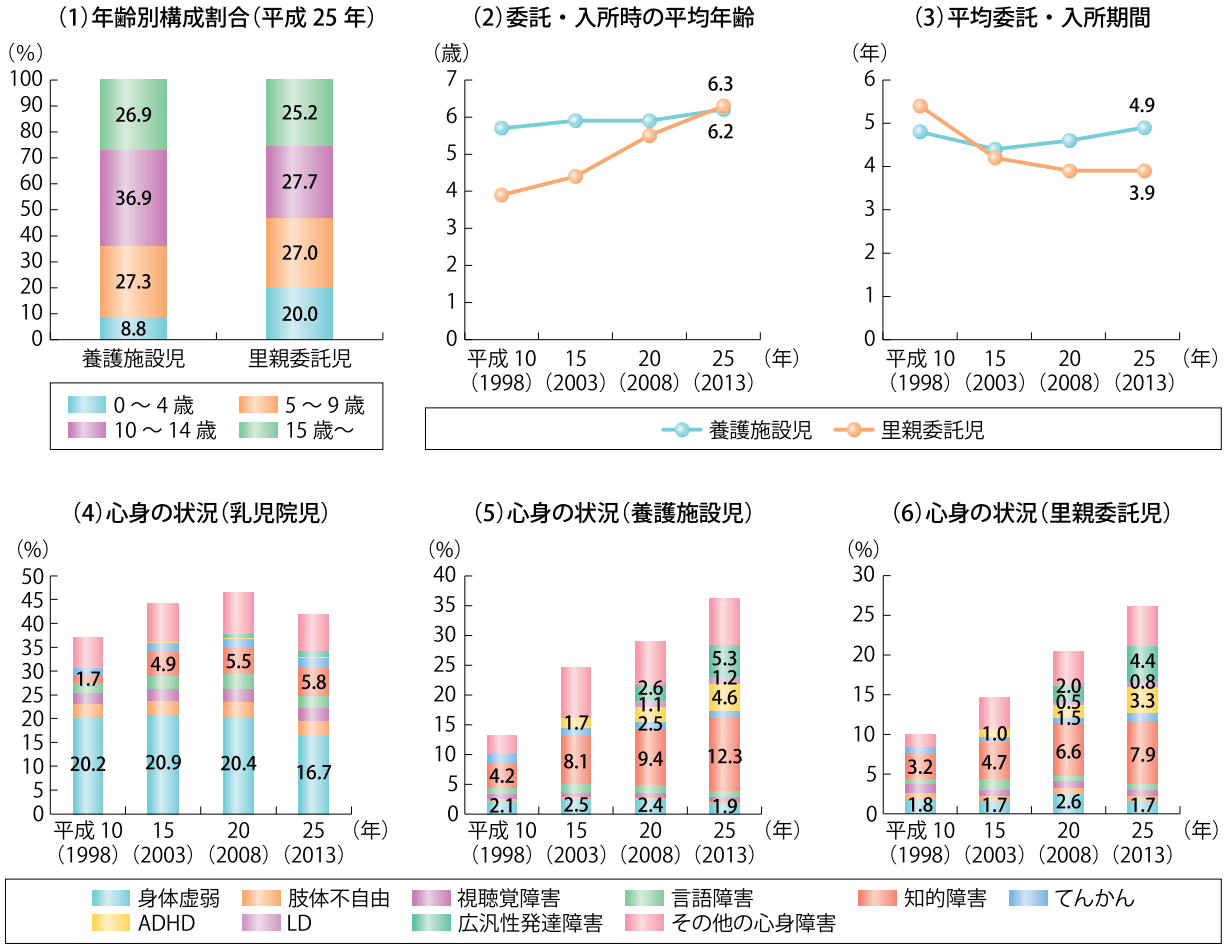

(出典) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」
(注) 1. (4) ～ (6) については、重複回答をそのまま累積させている。
2. ADHD (注意欠陥多動性障害) は平成15年より、広汎性発達障害とLD (学習障害) は平成20年より調査。それまでは「その他の心身障害」に含まれていた可能性がある。

(3)　入所・委託の理由

乳児院，児童養護施設，里親委託のいずれも虐待を理由とした入所が多くの割合を占めている。

平成25年の状況について，入所理由別にみると，乳児院では「父母の精神疾患等」(22.2%)と「父母の放任・怠だ」(11.1%)，「父母の虐待・酷使」(8.5%)が多い。児童養護施設では「父母の虐待・酷使」(18.1%)と「父母の放任・怠だ」(14.7%)が多い。里親委託では「養育拒否」(16.5%)と「父母の死亡」(11.4%)，「父母の行方不明」(10.7%)が多い。一般的に虐待とされる「放任・怠だ」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合計すると，乳児院では27.1%，児童養護施設では37.9%，里親委託では37.4%と多くの割合を占めており，児童養護施設ではその割合が更に上昇している。(第1-5-12図)

第1-5-12図　児童養護施設等への入所理由

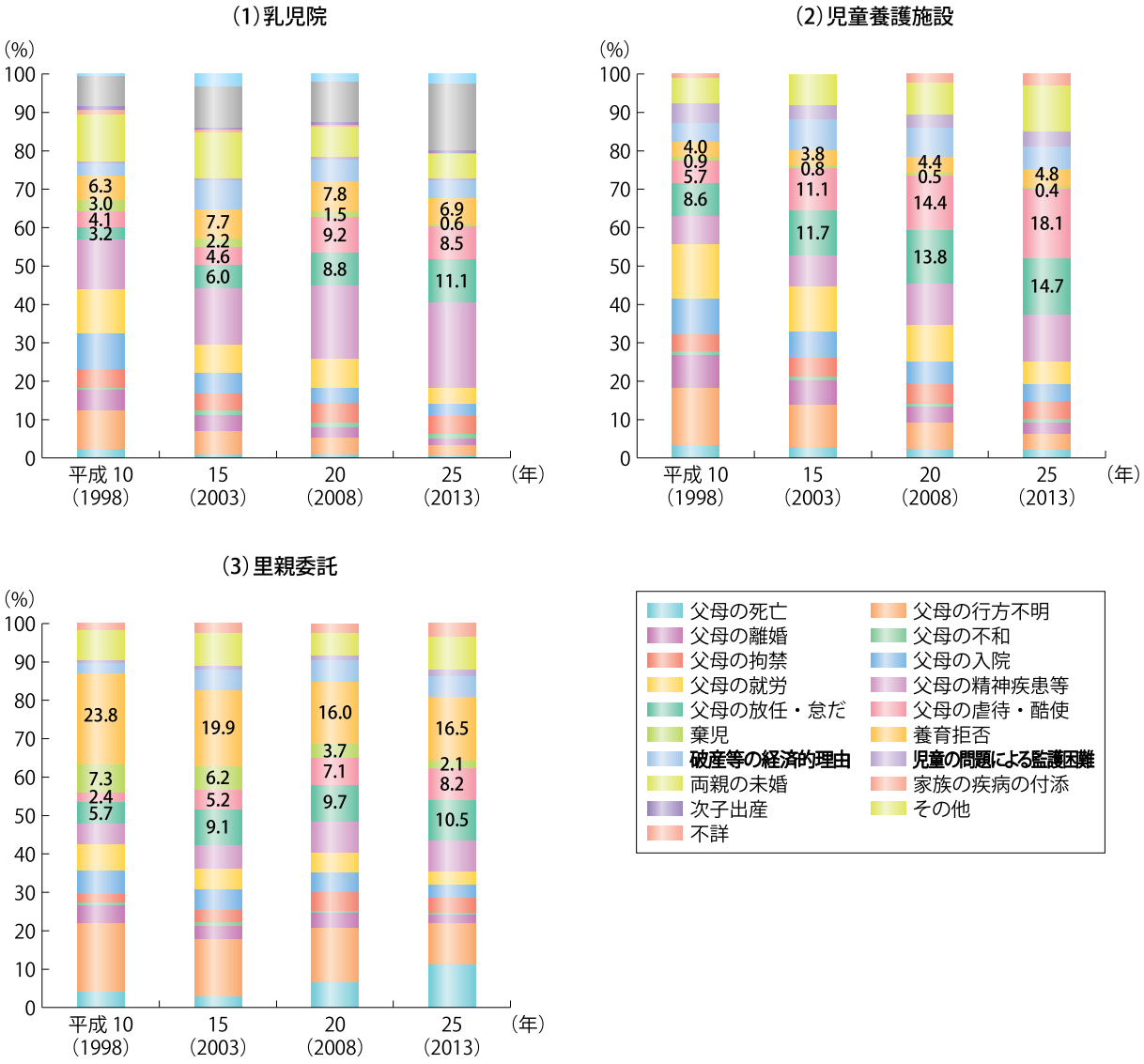

(出典)厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」

神奈川県児童養護施設等退所者追跡調査
神児研研修報告

2013 年 2 月

神奈川県児童福祉施設職員研究会（神児研）調査研究委員会

目次

１．調査の背景 4

２．調査の概要 5
（１）調査の目的 5
（２）調査の方法 5
（３）調査の対象 5
（４）回答の状況 5

３．調査の結果 5
（１）ケースの属性 5
（２）生活環境 7
（３）職業 10
（４）「不明」ケース 12
（５）ガイドブック活用の状況 13
（６）自由記述 13

４．考察 16

５．今後に向けて 16

１．調査の背景

近年、施設退所後の状況把握が徐々に重要視され、2011 年以降いくつかの自治体で社会的養護のもとでの生活経験がある方に関する実態調査が行われている。

それぞれの調査対象、期間等は表１－１の通りである。これをみると、神奈川県における本調査以外は、退所者本人への郵送法による調査であることがわかる。この方法では、住所が把握できていることが条件であるため、対象者の数が限定される可能性がある。

例えば、東京都調査では、調査票が配布できたのは、全退所者の 45.3%であり、さらに回答があったのはその 37.9%である。回答は全体の約 17%を表したことになる(図 1−1)。

より正確な実態を把握するためには、住所不明等となった、より困難な状況に置かれている可能性のある退所者の状況把握が必要である。

図１－１　回答の状況

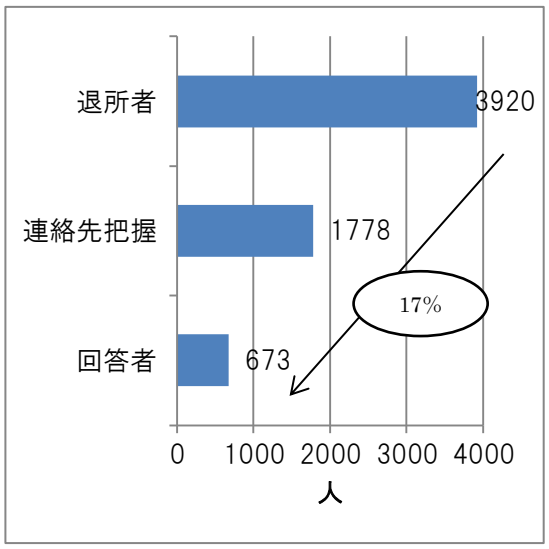

表１－１　先行調査との比較

	対象種別	対象期間	条件	回答者	調査票配布率	回答人数(回収%)
東京都(2011)	児童養護・自援・児自立・養育家庭	10 年	施設が連絡先を把握している方	本人	45.3%	673 人(37.9%)
大阪市(2012)	児童養護･乳児院･情短･児自立・母子	概ね 5 年	（郵送法のため、住所を把握できている人）	本人（保護者）	100%？	161 人(25.4%)
静岡県(2012)	児童養護	5 年	・中学卒業以上で退所 ・1 人で社会生活を始めた人 ・施設が住所を把握できている人	本人	84.1%	68 人(80%)
神奈川県(2012)	**児童養護･児童自立・自援**	**5 年**	**・退所年齢１５歳以上 ・退所先が家庭（親類含む）でない**	**職員**	**100%**	**369 人（100%）**

２．調査の概要

（１）調査の目的

児童福祉施設におけるケアの神奈川県内においては、これまでに施設退所者の追跡調査が行われていない。本調査では、神奈川県における施設退所者の現状を把握し、実態に基づいた支援課題を抽出することを目的に、施設退所者の追跡調査を実施した。

（２）調査の方法

調査は、アンケートによって実施した。

上記の通り、先行の自治体による退所後調査は退所者本人に対する調査であったため、住所不明者や回答を拒否した退所者の状況を把握するのが困難であった。そこで、本調査においては、アンケートへの回答者を施設職員とし、施設・ホームごとの回答を依頼した。

（３）調査の対象

本調査の対象は、神奈川県内の児童養護施設、自立支援施設、自立援助ホームを平成 18 年度から平成 22 年度に退所した者とした。また、退所時の年齢が 15 歳以上であり、退所先が家庭（親族含む）ではない場合に限定した[1]。

（４）回答の状況

アンケート回収の結果、30 カ所の施設・ホームから、412 ケースの回答が寄せられた。そのうちの有効回答は 369 ケースであった。

[1] 寄せられた回答のうち、この条件にあてはまらないケースは除外した。

３．調査の結果

（１）ケースの属性

回答の寄せられたケースの属性は以下の通りであった。詳細な結果の表は巻末資料を参照。

1. 施設種別

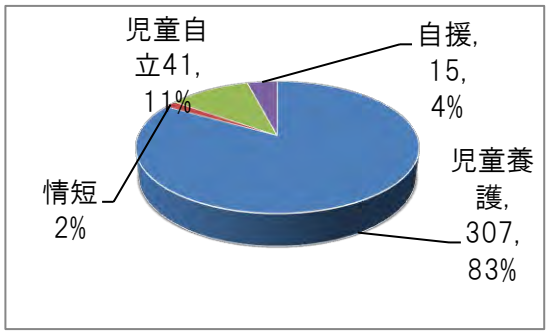

回答のあったケースの 83%が児童養護施設を退所したケースであった。（表 1）

2. 退所年度

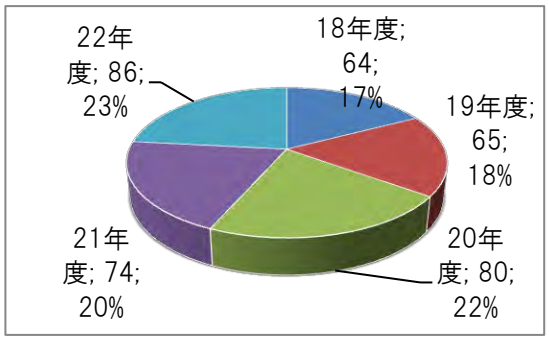

ケースの退所年度は対象の 5 年度間で概ね同様の割合であった。（表 2）

3. 性別

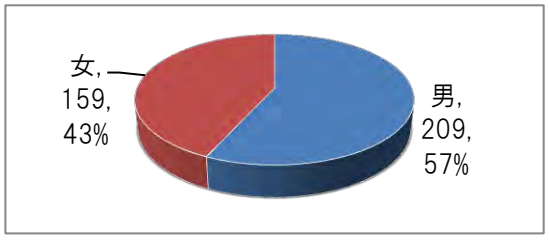

ケースの性別は 14%女性が少なかった。(表 3)

4. 退所時年齢

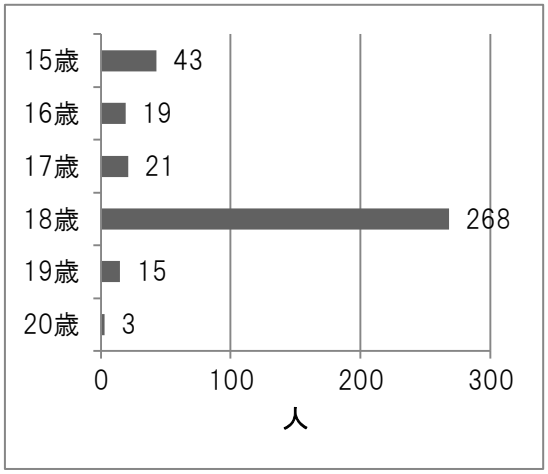

退所時の年齢は、18 歳が 72%と最多であった。(表 4)

5. 平均在所年数

ケースの在所年数は平均約 8.4 年であった。

6. 平成 24 年度時点での年齢

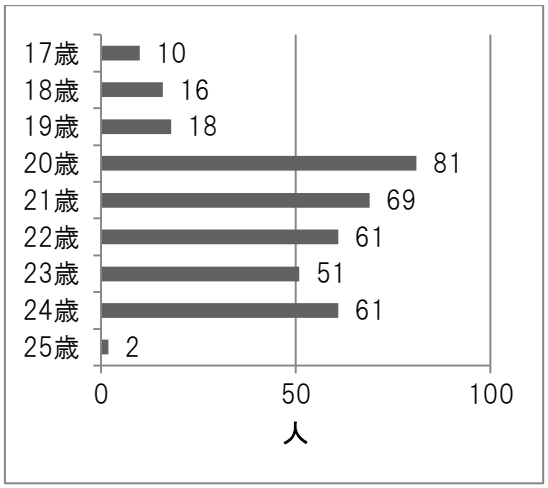

退所後に経過した年数の平均は、3.8 年であり、平成 24 年度現在の年齢は、平均 21.4 歳であった(表 6)。

20 歳が最多の約 22%で、約 9 割が成人年齢であった(表 7)。

7. 配偶者と同居の状況

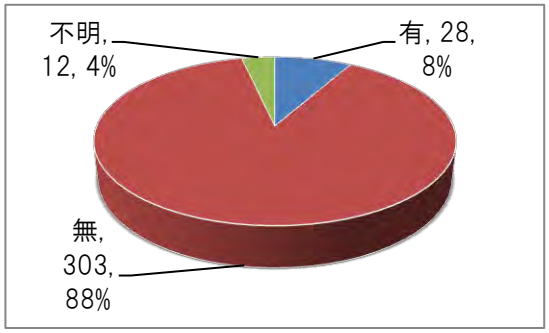

配偶者のいるケースは、28 ケースで約 8%であった。

そのうち、同居の状況について記入があった 15 ケースのうち、同居は 12 ケース、施設入所が 1 ケース、離婚が 2 ケースであった。

（２）生活環境

生活環境については、質問項目の 6. 退所先と 7. 生活環境の推移から分析を行った。生活推移は、例として「出身施設→アパート→知人宅→住込→出身施設→住込」を示し、記入を求めた。選択肢を設けなかったため、回答者によって、居住環境の名称等にばらつきが生じた。そのため、それぞれの回答を質的に分類し、それを数値化することで量的な分析を実施した。

1. 退所後と現在の居住先の比較

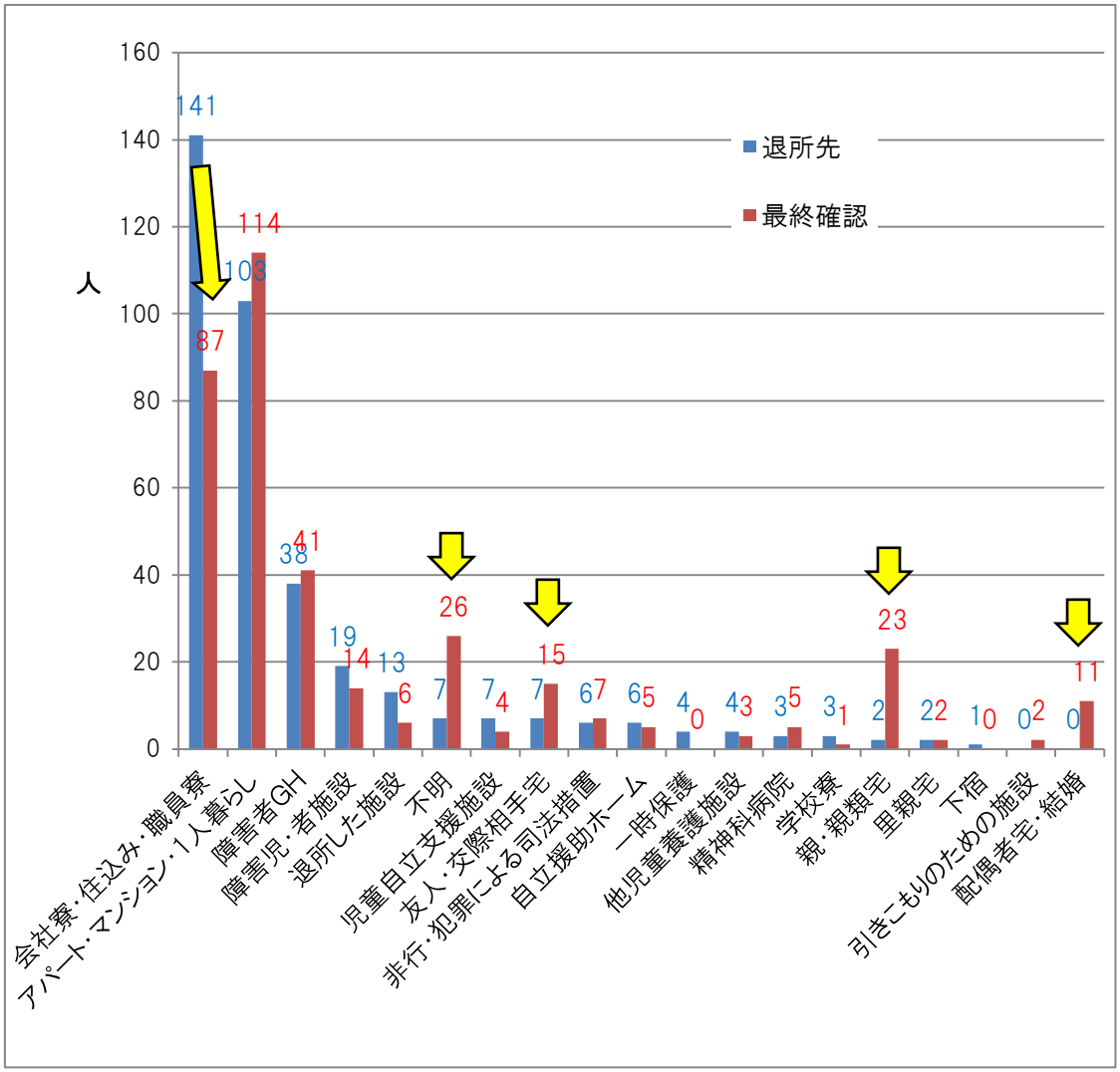

まず、退所先の居住先と現在の（最終確認のとれた）居住先を比較した。その結果、退所後、居住先として減少するのは「会社寮・住込み・職員寮」であった。

一方、増加する居住先は、「友人・交際相手宅」、「親・親類宅」、「配偶者宅・結婚」が目立った。インフォーマルなつながりを基盤とした居住先に移っていく可能性が示された。

また、居住先「不明」も増加し、退所後のアフターケアの課題として検討の必要がある。

2. 退所年齢と居住先の関係

ⅰ. 退所年齢と退所した居住先

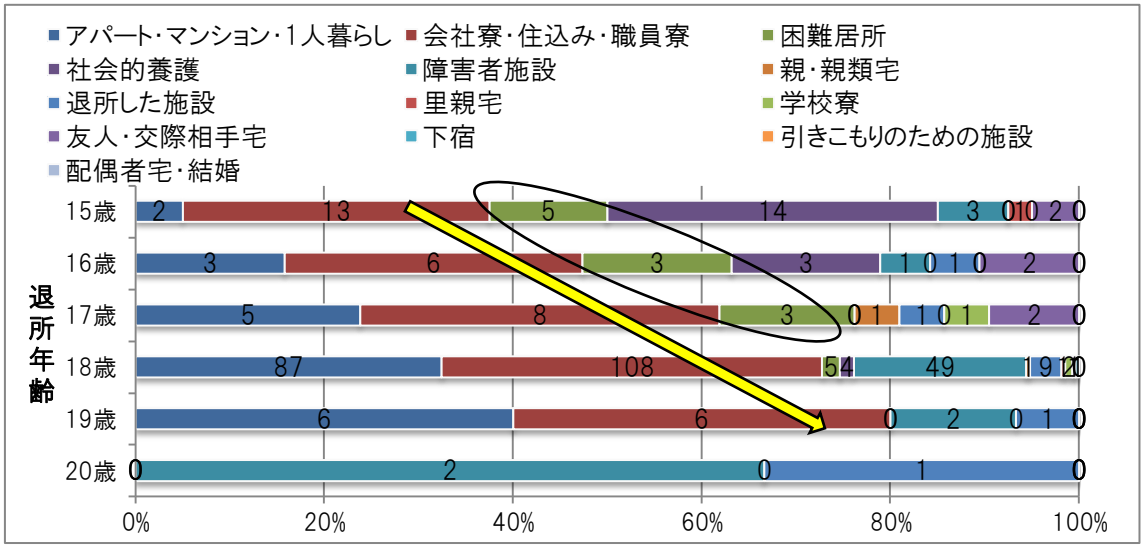

続いて、退所年齢と居住先の関係を確認した。退所年齢が若いほど、「アパート・マンション・一人暮らし」、「会社寮・住込み・職員寮」といった、「自活」的な環境が想定される居住先に住む割合が少なかった(黄色矢印)。また、退所年齢 17 歳以下で、「不明・不安定居所」への退所が多かった（丸囲み部分)。

ⅱ. 退所年齢と現在の居住先

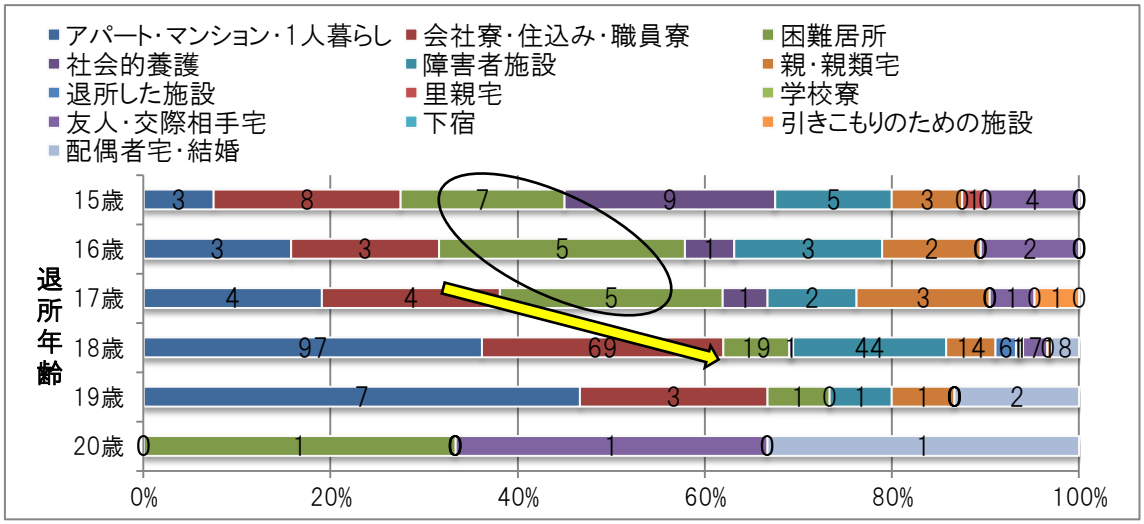

現在の（最終確認のとれた）居住先でも同様に、退所年齢が若いほど居住先が不安定な傾向が見られた。特に、現在の居住先では、17 歳以下での「自活」的な居住の少なさ(黄色矢印)、「不明・不安定居所」への居住の多さ（丸囲み部分）が目立ち、17 歳退所と 18 歳退所の間に溝がある可能性がある。退所年齢が若いほど、不安定居住先への退所が多く、その傾向は退所後（現在）にも継続する可能性が示唆された。

3. 在所年数と居住先の関係

退所した児童養護施設での在所年数によって 6 等分し居住先について検討した。

ⅰ. 在所年数と退所先

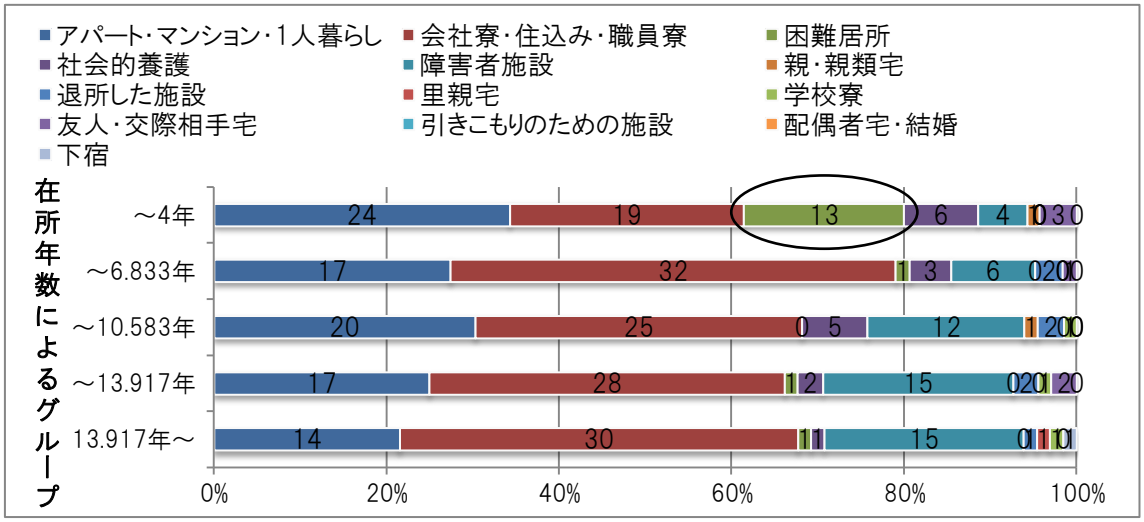

在所年数によるグループと退所先の関係をみると、「自活」的な環境に住む割合はばらけており、在所年数と退所先の関係では、一定の傾向は見られなかった。わずかではあるが、障害者施設への退所が在所期間の長い群に多くみられた。「不明・不安定居所」（丸囲み部分）への退所は、在所年数が最も短いグループで出現していた。

ⅱ. 在所年数と現在の居住先

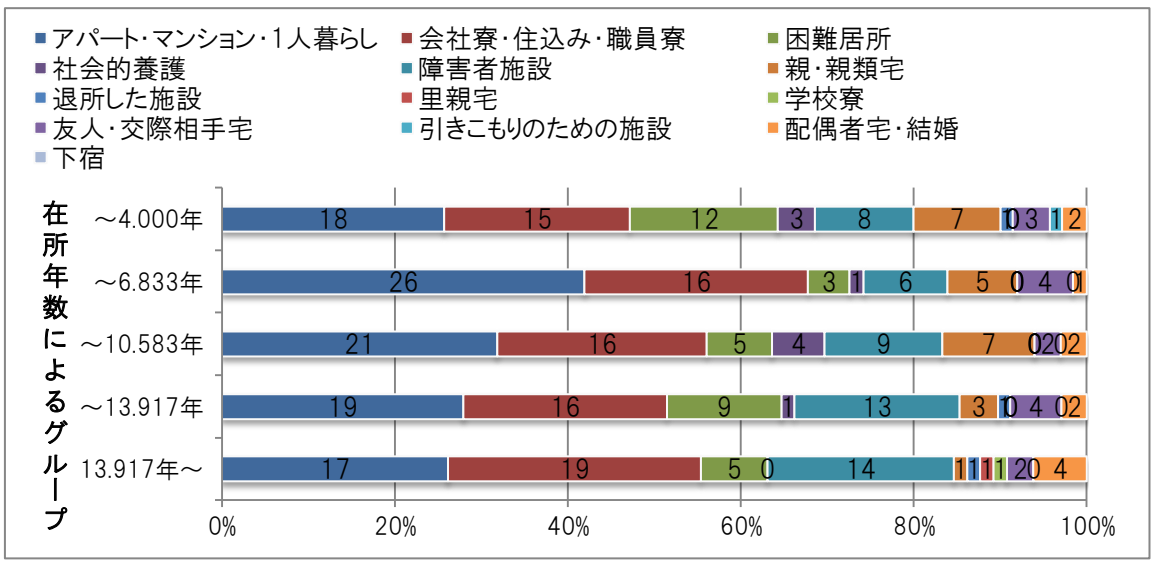

在所年数によるグループと現在の（最終確認のとれた）の関係でも、同様に一定の傾向は読み取れなかった。

居住先と在所年数の関係は、不明瞭である可能性が示唆される。

（３）職業

職場環境については、質問項目 8 の「職業・学歴の推移」から分析を行った。例として「高校卒業→塗装工（正）→無職→パチンコ店員(ア)→建築業（ア）」を示し、記入を求めた。選択肢を設けなかったため、回答者によって、職業の名称等にばらつきが生じた。そのため、それぞれの回答を質的に分類し、それを数値化することで量的な分析を実施した。

また、学歴と雇用状況の記入も求めたが、回答の有無や方法が定まらなかったため、それぞれを参考値として記述する。

1. 退所後と現在の職業の比較

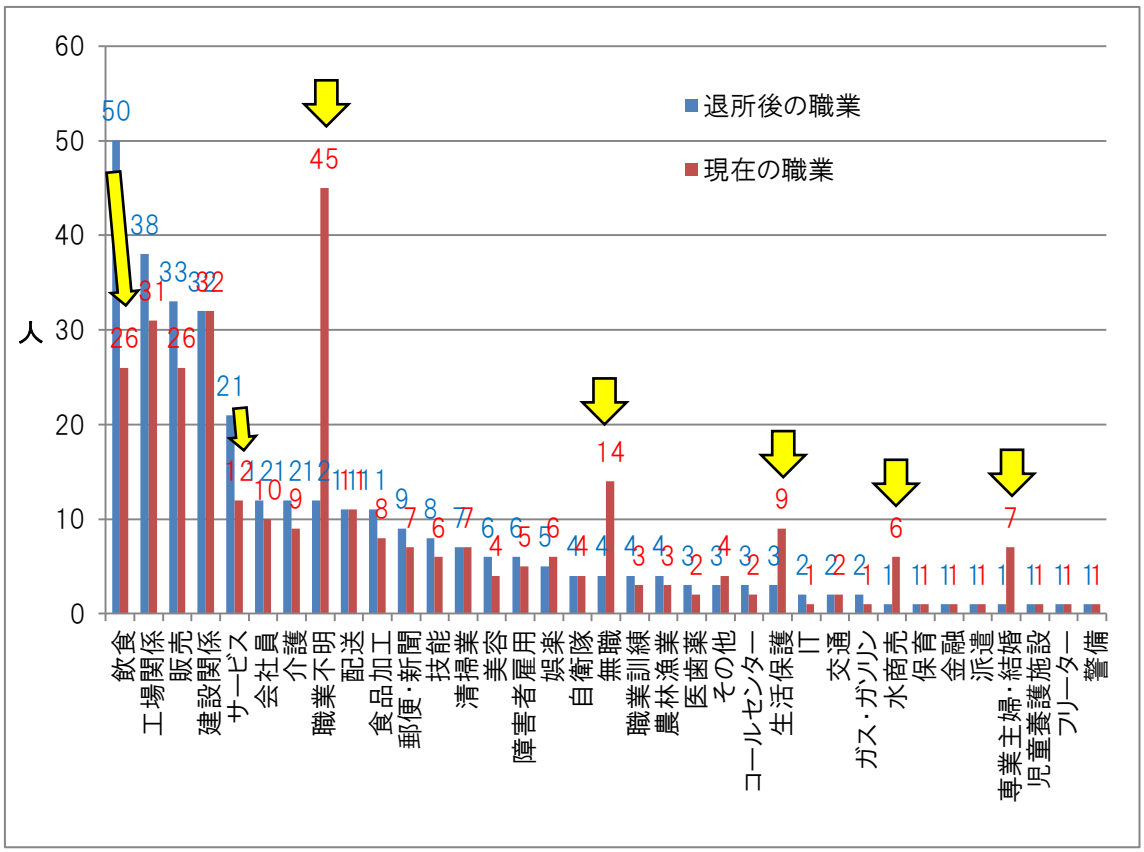

退所後すぐに就く職業として最多なのは、「飲食」（50 人）であった。次いで、「工場関係」（38 人）、「販売」（33 人）、「建築関係」（32 人）となった。

一方、現在の（最終確認のとれた）職業では、「職業不明」（45 人）が最多となった。アフターケアにおける職業把握の難しさが読み取れる。

また、退所後すぐに就いた職業と、現在の（最終確認のとれた）職業を比較したところ、退所後減少する（離職する）傾向としては、「飲食」（－52%）、「サービス」（－57%）が際立っていた。

反対に、退所後増加したのは、「職業不明」、「無職」、「生活保護」、「水商売」、「専業主婦」であり、退所後の職業的な困難さがうかがえる結果となった。

2. 退所年齢と職業の関係

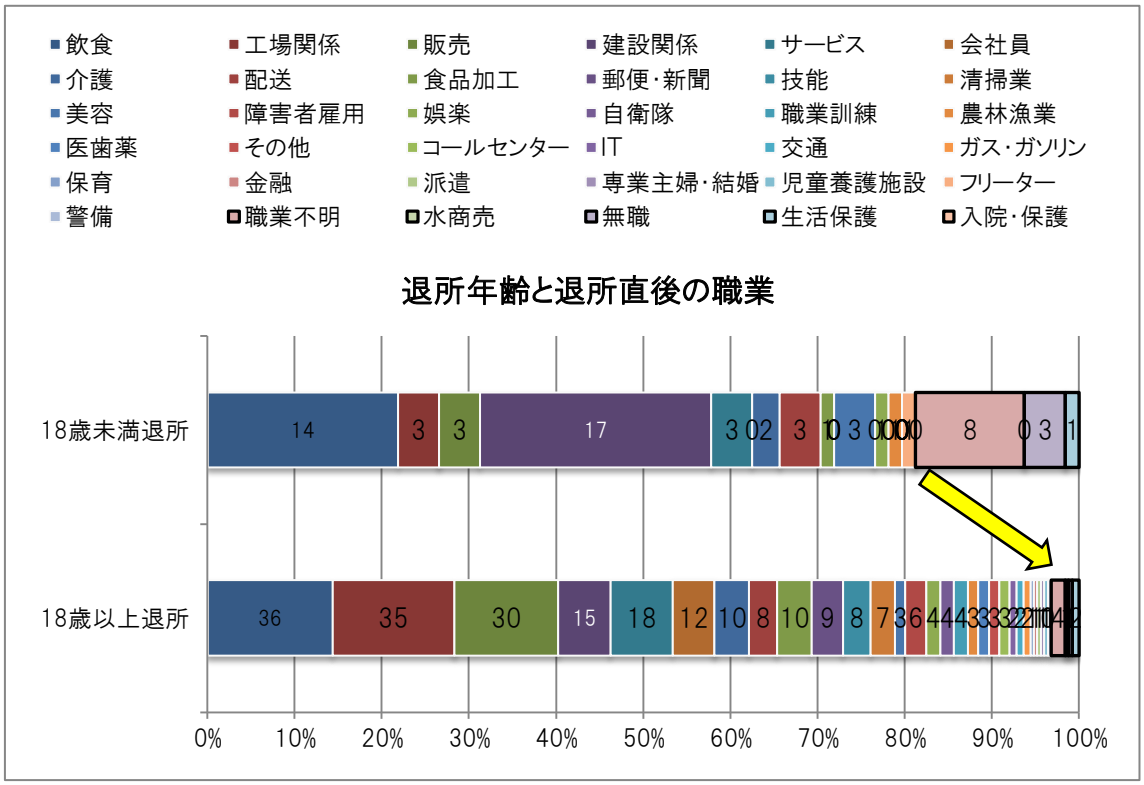

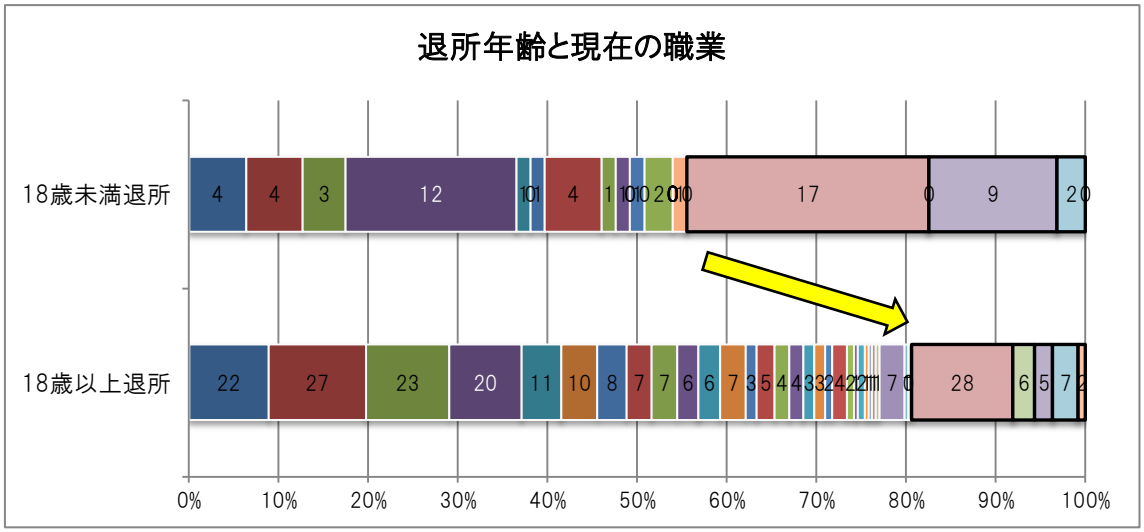

次に、退所した年齢を 18 歳以上と 18 歳未満で分け、職業の様子を検討した。退所後第一に就く職業、最終確認のできた職業ともに 18 歳未満群の方が職業的困難が予想される（「入院・保護」、「水商売」、「生活保護」、「無職」、「職業不明」）割合が高かった（黄色矢印）。

また、退所後よりも、現在の職業において, 両者の違いが大きくなっていた。18 歳までケアが受けられるかという点が、就ける職業を左右している可能性がある。

参考１：学歴（表 9）

最多であったのは、高校卒業の 119 ケースであった。次いで、中卒の 27 ケースとなった。　大学等へ進学したと判断されるケース（中退含む）は計 53 ケースであった。

参考２：雇用の状況

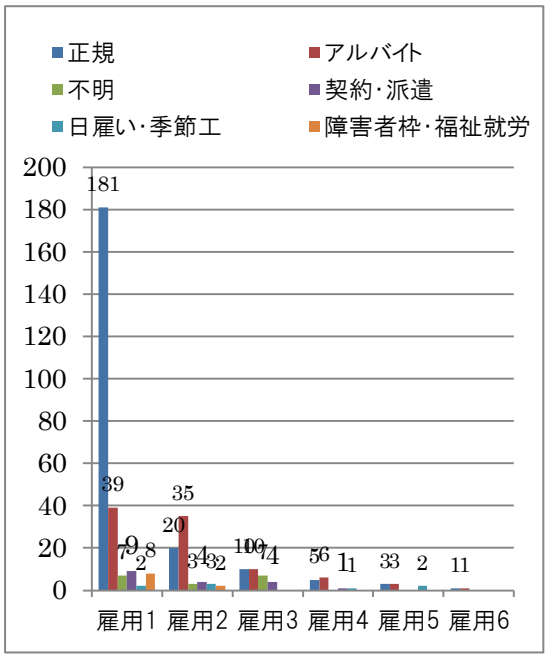

雇用の状況は、上記グラフのようになった。転職を繰り返しても正規雇用につける数が減っている可能性がある。

参考３：勤続の状況

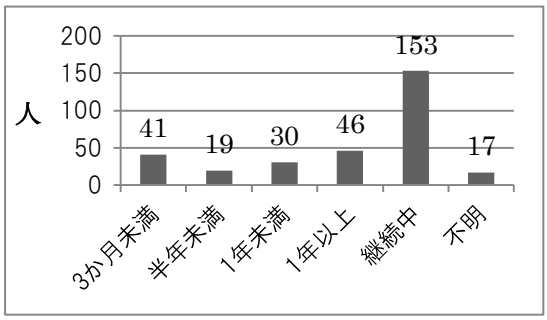

勤務年数の回答があったものの結果は上記のようになった。

（４）「不明」ケース

最終確認時点で「不明」のケースについて、詳細を確認した。

1．不明ケースになる割合

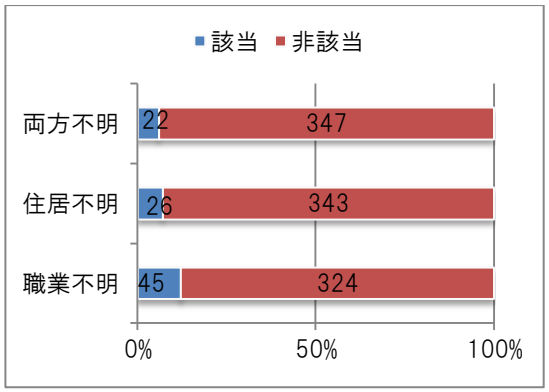

最終確認の職業が不明であるケースは 22 ケースで全体の 13.8%であった。また、最終的な住居が不明であるケースは 26 ケースで全体の 7.5%、また住居と職業の両方が不明となったケースは 22 ケース（6.3%）であった。

２．不明ケースの施設種別

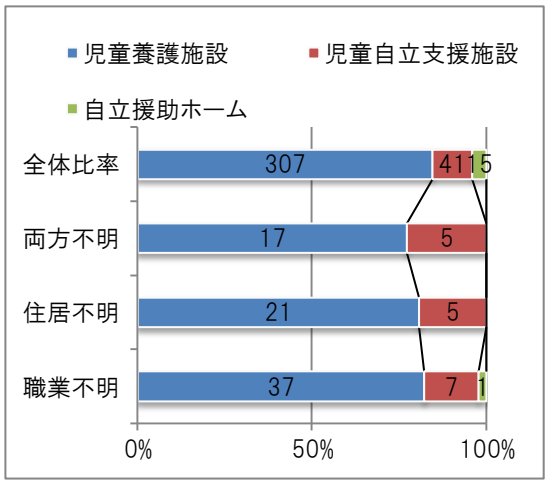

それぞれの不明ケースごとに施設種別を比較した。ケース全体の比率と照らし合わせると、自立支援施設での「両方不明」ケースがやや多い傾向となった。

3. 不明ケースの性別

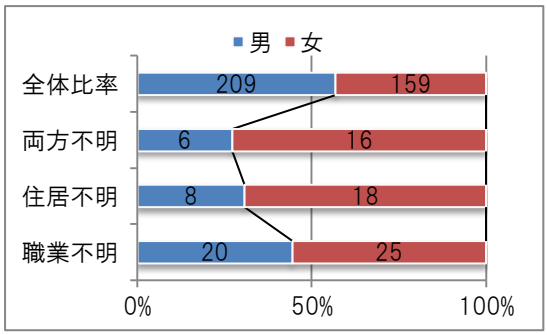

全体の性別に比率と比べても、女性の方が不明になりやすい傾向にあった。

4. 不明ケースの退所年齢

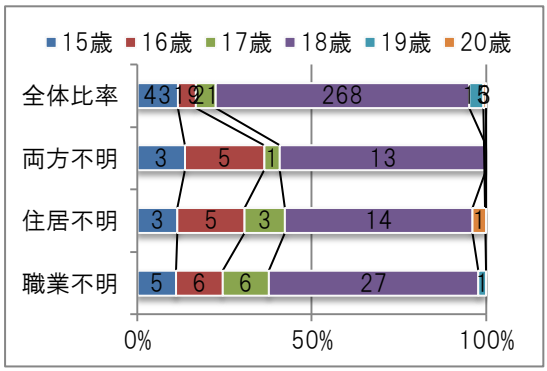

全体の比率と比べると、18 歳未満で退所した場合に不明ケースに陥りやすい傾向にあった。

5. 不明ケースと在所年数の関係

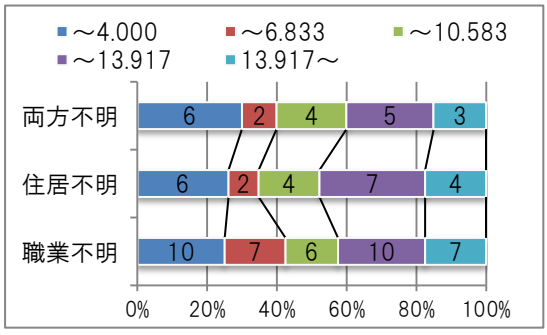

在所年数の長さで均等（25%）にグループを分け、不明ケースの発生をみたが、在所年数と不明ケースとの関係は明確でなかった。

6. 不明ケースと退所後経過年数の関係

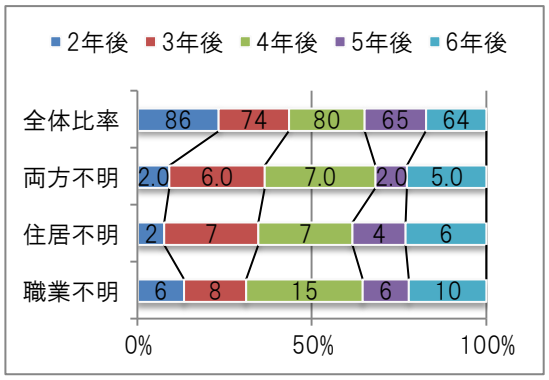

全体比率と比べると、退所 3 年後、4 年後の不明ケースがやや多かったが、明確な傾向は読み取れなかった。

（５）ガイドブック活用の状況

以前に神児研が作成した職員向けのバンドブック「アフターケアガイドブック」について、活用したケースは、全体の約 5%（18 ケース）であった。

活用された項目は、経済的な負担、自立援助ホーム（２）、住居関係（３）、就労関係、女性相談関係、奨学金（３）、障害（２）、生活、生保（２）であった。（括弧内は回答数）。

（６）自由記述

- 弟。遺産について心配はある。兄にお金が流れている（貸している）
- １か月で仕事を辞めてしまった後、連絡も取れず、施設側の接触も拒むので、しばらくはドアノブに食糧をひっかけておいて食事を一緒にするのを誘ってみたりして家から出した。その後引きこもり支援施設につないだ。
- ２０歳くらいを目途にいったんは追い出すつもり。
- 妹。度々兄には金の無心されているようだが、本人が施設にはあまり言わないようにしているため、こちら側も把握できずにいる。良くも悪くも面倒見がいいので、入所児童が駆け

込んだりしているが、そこに関しては職員と相談の上で退園生としてよく対応してくれている。

- アスペルガーの診断ある。
- ホテル兼ゴルフ場に就職。定期的に交流し、体調崩した際は、職員が看病に行ったりしている。
- 施設祭来園
- 近々結婚を考えている。
- 近隣のホテルに就職。休みの日は帰ってきたり、地域の青年会に所属しているため、よく会う。
- 近隣の市にいることもあり、定期的に交流している。退所後、2 度入院した際は交替で職員が付き添った。
- 経済的理由から休学手続きを行うが、手続きが完了しておらず退学となる。その後はアルバイト生活を送っていたが、家賃滞納のため退去を申し渡されている。
- 結婚式に職員への招待状あり。
- 現在飲食店にてマネージャー勤務
- 現在少年刑務所にいるが、罪の内容自体、施設に入って児童の金品を盗んだことが発覚し、本人の更生のために、矯正施設を選択。施設が被害届を出し、逮捕してもらった。そのうえでこちらからのかかわりを続けている。
- 現在大学 4 年生。退職した職員との関係が良く、現在も交流を続けてくれている。
- 後輩、退所生からの金銭の巻き上げ、金銭借用問題(職員の指導・フォロー)。施設祭などで時折来園
- 高３秋に中退し退所。他県の実母宅へ引き取りになるが、神奈川県に戻る。
- 高校卒業後姉の支援を受け、アルバイトをしながら大学に進学。施設の退所生同士と連絡を取っている状況。遺族年金があるので、少しは余裕がある様子。連絡はとれている。
- 高校卒業式終了後、就職支度金を持って園を出る。そのまま戻らず退所。就職先も決まっていたが辞退。
- 高校中退後、施設から就労していたが、見通しができて、アパートを借りて自立。しかしながら、就労が続かず、転々としている、2 年前に 1 回連絡がきた。
- 高校中退後、退所生に就労を依頼し、支援を受けながら仕事をしていたが、退職して母元へ。連絡はとれていない。
- 高校中退後、父親の関係者から支援をうけながら仕事を続けている。連絡はとれている。
- 高卒後、自立して就労するが、病気になり退職。その後自動車の部品製造業に就労して続けている。連絡はとれている。
- 高卒後自立して就労していたが、すぐに解雇。アルバイトをしながら生活を続けている。遺産も遺族年金もあるので、まだ余裕はある様子。連絡はとれている。
- 高卒中退後、施設の卒業生に就労等を依頼し、支援を受けながら仕事を続けている。連絡はとれている。
- 今御処、無遅刻無欠席でクラスの代表に選ばれるなど頑張っている。
- 再就職先では、2 年以上勤続勤務している
- 在園期間中、アルバイトをしていたホテルのオーナーが本児の学費を出してくださり、ホテルで働きながら、学校に通わせていただいたが、断念。知人宅を頼って千葉に行き、結婚し一児の母となるが、離婚し、子どもも手放す。
- 在園中、自傷行為が絶えず不安定だったが、現在は頑張っている。手紙やメールでの交流を続けている。
- 仕事も続かず、子どもができたので１０代で結婚して、夫が心配ではあったが、いまのところ子どもをかわいがっているようだ。
- 施設の援助のあるアパートとは、職員の知人が家賃に関しては援助してくれて、シェアハ

ウスのように退所後児童数人で使わせていた物件。

- 施設を出たり入ったり（施設としては、可能な限り受け入れてきた)、繰り返し、現在は状況不明
- 施設長名義で借りていたアパートの家賃を滞納。退去命令が下り、自宅へ帰ることとはったが、いまだ家賃を返納せず不明。
- 私立高校へ進学するが、4 か月で退学し定時性高校に再入学。定時制高校在学中に「ヘルパー2 級」資格を取得
- 児童養護施設のからの措置（契約）変。
- 児童養護施設中卒で就労。実父との折り合い悪く、一時保護自立援助ホームへ
- 児童養護施設中卒後老人ホームに就職するも続かず、解雇。自立援助ホームへ。
- 時々、来園。
- 時々来園。現在育児中
- 自衛隊演習時、場合によって荷物を預けに来る。時折、来園。
- 自宅に帰る選択肢もあったが、自立を選んだ。早くもくじけてしまい、自宅に帰る方向で支援を継続中。
- 就職後、早々に仕事を辞めている。
- 就労先で窃盗事件（一度ではない）施設祭などで時々来園
- 出身施設の一室を利用（賃貸契約）
- 出身施設の地域の会との交流を継続している
- 新聞奨学生。
- 新聞奨学生で入社したが、大学は中退。新聞店は継続中。施設祭などで時々来園。
- 新聞店の転勤で、他県へ。後、倒産で無職。施設近くに居住のため、遊びに来園する
- 新聞配達等のアルバイトをしながら、自律して大学進学したが、厳しい状況から親元に戻り、大学生活を続けている。連絡はとれている。
- 親族からの遺産で大学進学。留学等もして、ＮＰＯの方々からも応援をしていただいている。今はブライダル関係の仕事をしている。連絡はとれている。
- 祖母・知人に借金有。高卒後の就職先を仕事のキツさと対人関係から数年で退職。その後、借金等発覚し、前担当者が関わって、現職をなんとか続けている。
- 退所後サポートセンターにて住込みの就労
- 退所時より生保受給（精神障害認定済み）アパートによる単独自立
- 退所していないが念のため記入しました。
- 退所後、ＧＨでの生活が合わず、退去。同時に退職。実父宅へ転居後、再就職した様子。
- 退所後、アパートにて大騒ぎ。引き払うこととなり退職。その後水商売で生計を立てていた様子。
- 退所後、定職に就かず、落ち着かなかった。引っ越しの手伝い、話し合いを続け、ようやく現在の職に落ち着く。最近は園にケーキやお肉など送ってくれる。
- 退所後の就職先は間もなく無断退職。以降、職員と携帯、メールのやりとりのみ続いている。契約社員を転々とした後、現在は他県で割合安定した環境で生活している様子
- 退所後は正看護師を目指し、学校に通いながら見習いとして仕事をしていた。
- 退所後通信高校卒業（記入者加筆）
- 退所時、正社員では決まらず、退所後しばらくハローワークへの付き添いを行った。
- 退所先については、アパート（シェアハウス）である。
- 退職後１か月で解雇。解雇後２か月で再就職。
- 大みそかは彼女の寿司屋からたくさん注文でとっている。本人もその事自体喜ばしいと思ってくれているようだ。
- 大学在学中に学費工面のため水商売を。結果経済的に苦しく、大学を辞める。
- 大手居酒屋の都内店長。毎年年末にはカニや

お肉を送ったりしてくれる。

- 短大中退後行方不明
- 知的障害の手帳Ｂ２。養護学校の実習先でもあったケーキ屋さんに就職。本人の真面目さが買われ、障害枠ではない雇用。
- 中卒後、父親の関係者から支援をうけながら、仕事を続けている。通信制の高校に籍を置いている。連絡はとれている。施設の退所生の関係に依頼して就労するが続かず、姉の知人を頼って建築業に就労しながら続けている。連絡はとれている。
- 追いかければ逃げ、追いかければ逃げの生活。現在交流のあった退所生も連絡がつかなくなり、行方不明状態。
- 弟・妹在園中。実母と弟・妹との母子交流時以外の来所・面会はない。
- 同施設措置変更者と結婚。入所時に、性問題を起こしており、その時に関係をもった者が措置変更となるが、退所後の元入所者を見つけて結婚。
- 能力開発センター活用後就労
- 父からの遺産があり、施設長が未成年後見人となっていたが、本人が成人後、自分で管理することを主張。施設側は説得したがダメだった。本人が手にした後はすぐに散財し、仕事も辞めてしまった。
- 妹から金を借りたり、家を借りたり（居候したり）している。妹は施設にはあまり言わない。
- 毎月定期的来園
- 無断外出後行方不明
- 夕方まで専門学校へ行き、夕方からホテルで働いていた。
- 養護学校高等部を卒業後、グループホームへの入居待ちのため、8 月まで措置延長。その間施設から通勤（5 か月間）。福祉就労。

４．考察

今回の調査からは、困難さがうかがえる住居および職業につく割合の高さから、18 歳未満で退所したケースの困難が予想された。

また、不明に陥ったケースも同様に 18 歳未満での退所の場合に不明に陥る割合が高くなっている。（性別では、女性の方が不明になりやすくなっている。）

これは、在所年数の長短ではなく、「18 歳までケアが受けられたかどうか」が要点となっていると考えられる。

翻って言えば、18 歳未満で退所を余儀なくされるケースの場合には、より慎重なアフターケアが必要とされていると言える。

５．今後に向けて

今回の調査は、施設ごとの回答により、不明ケースの状況把握に一歩近づいたという点で、高く評価される貴重なデータとなった。

一方で、今回のアンケート調査では、自由記述形式部分が多く、回答の方法にばらつきが出てしまった。今年度の結果を生かし、選択肢を用いたより構造化された調査項目の作成が必要である。

以上の改善点を踏まえた上で、今後もより正しい実態把握のために、同様の調査を継続していく必要がある。

東京都における児童養護施設等退所者への
アンケート調査報告書

平成 23 年 8 月

東京都福祉保健局

目　　次

はじめに…… 1

第１章　調査の概要…… 2
（回答者の属性）…… 3
（社会的養護の状況）…… 4

第２章　調査結果の概要…… 6
Ⅰ　現在の生活について…… 6
1　現在の仕事の状況…… 6
2　現在の仕事の雇用形態…… 6
3　収入状況…… 7
4　生活保護…… 8
5　最終学歴…… 9
6　現在困っていること…… 11

Ⅱ　施設で生活していたときのことについて…… 12
1　施設生活で経験したことが、社会生活への準備に役立ったか…… 12
2　施設入所中に身についたと思うもの…… 13

Ⅲ　施設を退所した前後について…… 14
1　退所に向けた施設の指導や支援について…… 14
2　施設退所に際して支えになっていた人…… 15
3　施設退所直後に「まず困ったこと」…… 16
4　施設退所直後の困ったとき、主に誰に相談したか…… 18
5　退所前後にはどのような支援が望ましいか…… 18

Ⅳ　退所後の進路について…… 19
1　施設で進路に関する相談は十分にできたか…… 19
2　進路を選択する際に、気持ち・意向は反映されたか…… 21
3　就職活動に際して、施設から受けた支援…… 21
4　退所後に就いた仕事の期間…… 22
5　進学に際して、施設から受けた支援…… 22
6　施設退所後に進学した学校…… 23
7　進学した学校に現在も続けて在籍（あるいは卒業）しているか…… 23
8　学校を続ける上で大変だと感じたこと…… 24
9　中途退学した理由…… 25

Ⅴ　施設との交流などについて…… 26
1　現在、施設との交流があるか…… 26
2　教育について、機会があれば再度進学したい、
あるいは進学し直したいと考えたことがあるか…… 26

Ⅵ　自由意見…… 27

第３章　まとめ…… 34

はじめに

保護者がいない子供や虐待を受けた子供など、様々な事情により家庭で暮らすことができない子供は増加傾向にあり、東京都では現在約 4,000 人の子供が児童養護施設などで生活しています。

児童養護施設などで生活する子供は、家庭復帰や高校卒業などを機に施設を退所し、社会へ巣立っていきますが、頼れる親や家族がいない子供は、自分の力で多くの困難に立ち向かわなければなりません。

今日の厳しい社会経済状況において、社会的養護のもとで育った子供が、次代を担う一員として自立していくためには、家庭で育った子供と同じスタートラインに立って自立していけるよう支援していくことが必要です。

また、こうした自立支援のあり方を検討していくためには、施設退所前後の状況、現在の生活や就労の状況など、施設退所後に直面した様々な問題やニーズを把握することが必要です。

しかし、児童養護施設などを退所した方が、その後社会でどのように暮らしているのか、退所後の生活や就労状況等について、実態に関する調査はこれまでほとんど行われておらず、十分な把握ができていませんでした。

このため、東京都では初めて、児童養護施設などを退所した方に関する実態調査を実施しました。調査方法はアンケート調査とし、施設を退所された方ご本人に答えていただくことにより、具体的に実態を把握することとしました。

調査にご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。
また、本調査は、各施設や養育家庭などにご協力いただき実施しました。ご協力いただいた関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

第１章　調査の概要

１　調査の目的

児童養護施設などを退所した方の生活や就労の状況、施設退所前後の状況などを把握し、自立に向けた支援の課題を明らかにする。

２　調査対象者

東京都所管の児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育家庭を退所後１年から 10 年経過した方（3,920 人）のうち、施設などが連絡先を把握している方（1,778 人）。

３　調査の方法

自己記入式のアンケートによる。

４　調査の実施時期

平成 22 年 12 月から平成 23 年 1 月まで

５　回答者数

673 人（回答率 37.9％）

６　調査結果の集計方法

設問ごとに、総回答数から「無記入」を除いた有効回答数を母数とした。

７　その他

本文中の「児童養護施設など」は、本調査対象の児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設及び養育家庭をいう。

（回答者の属性）

・性別

区分	回答者数	割合
男性	297 人	44.1%
女性	356 人	52.9%
不明	20 人	3.0%
合計	673 人	100.0%

・年齢

区分	回答者数	割合
16 歳～17 歳	50 人	7.4%
18 歳～19 歳	116 人	17.2%
20 歳～24 歳	312 人	46.4%
25 歳～30 歳	169 人	25.1%
不明	26 人	3.9%
合計	673 人	100.0%

・退所した施設などの種別

区分	回答者数	割合
児童養護施設	533 人	79.2%
自立援助ホーム	53 人	7.9%
児童自立支援施設	50 人	7.4%
養育家庭	37 人	5.5%
合計	673 人	100.0%

・退所年別

区分	回答者数	割合
平成 22 年	104 人	15.4%
平成 21 年	98 人	14.6%
平成 20 年	78 人	11.6%
平成 19 年	63 人	9.4%
平成 18 年	63 人	9.4%
平成 17 年	52 人	7.7%
平成 16 年	45 人	6.7%
平成 15 年	51 人	7.6%
平成 14 年	43 人	6.4%
平成 13 年	42 人	6.2%
平成 12 年	5 人	0.7%
不明	29 人	4.3%
合計	673 人	100.0%

（社会的養護の状況）

１　社会的養護とは

社会的養護とは、様々な事情により家庭で暮らすことができない子供に、家庭での養育に代わる養育を公的に保障し、自立に向けた育成を行うことである。

２　施設などの概要

（１）児童養護施設

保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設

（２）自立援助ホーム

義務教育終了後に、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職する子供等のうち、なお、援助の必要な子供を入所させ、相談その他の日常生活上の援助および生活指導を行うことによって、社会的に自立するよう援助する施設

（３）児童自立支援施設

不良行為をした、又はするおそれのある子供や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子供を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の子供の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

（４）養育家庭

家庭で暮らすことができない子供を、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する家庭

3　東京都児童相談所相談別受理状況（平成 22 年度）

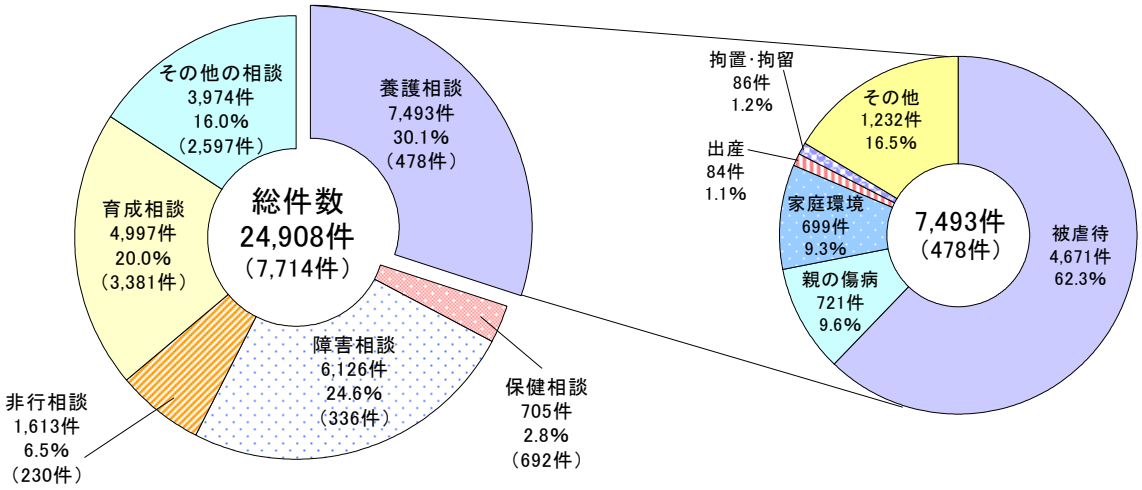

※（　）は電話相談件数の再掲

資料：東京都福祉保健局調べ

4　児童養護施設などへの入所及び里親委託数の推移

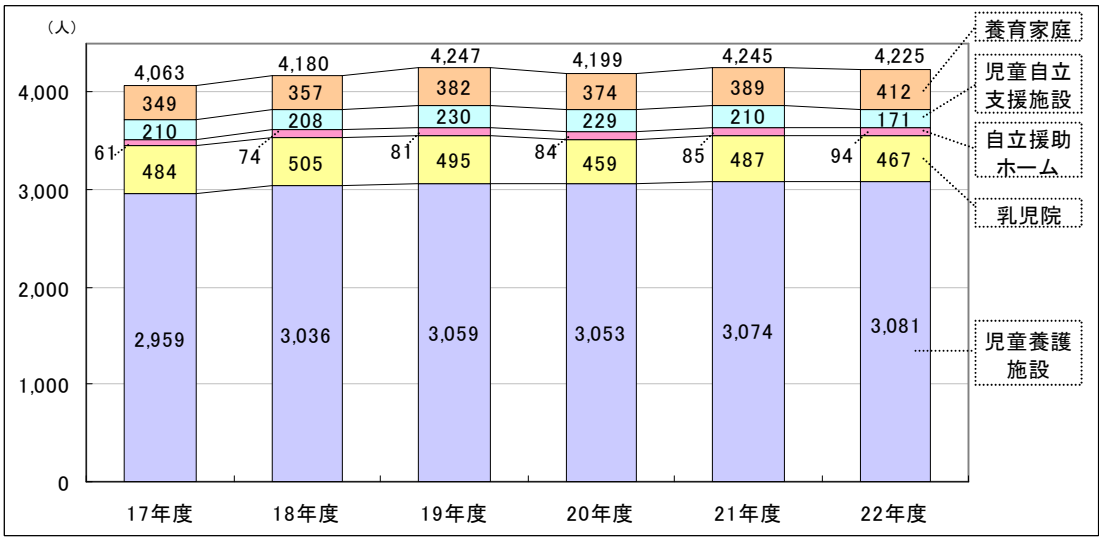

※各年 3 月 1 日現在の在籍者数（養育家庭は、各年 3 月 31 日現在の委託児童数）。

※養育家庭には、平成 21 年度からはファミリーホームを含む。

資料：東京都福祉保健局調べ

第２章　調査結果の概要

Ⅰ　現在の生活について

児童養護施設などで育った方の就労状況や困っていることなど、現在の生活の状況を調査した。

１　現在の仕事の状況

現在の仕事の状況について聞いたところ、働いている人は 77.9%、働いていない人は 16.3%であった。

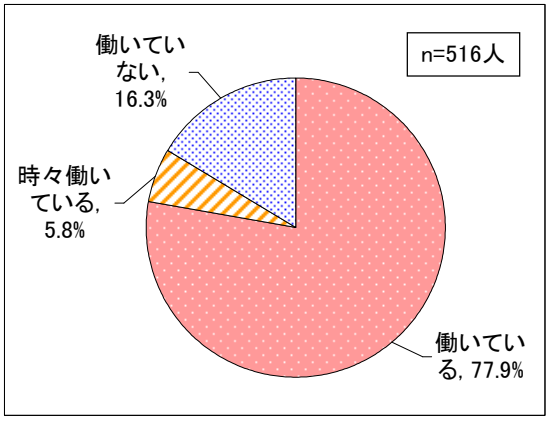

※現在在学中の方の回答は除く

２　現在の仕事の雇用形態

現在働いている人の雇用形態の状況をみると、男性は「正規雇用（正社員）」が 56.5%、「パート・アルバイト」が 28.5%、女性は「正規雇用（正社員）」が 33.9%、「パート・アルバイト」が 45.7%となっている。

平成 22 年度労働力調査（総務省統計局、詳細集計）によると、15～24 歳の雇用者（在学中を除く）のうち、男性は「正規の職員・従業員」が 75.3%、「パート・アルバイト」が 17.6%、女性は「正規の職員・従業員」が 64.1%、「パート・アルバイト」が 25.6%となっていることから、本調査の回答者の正規雇用の割合は相対的に低いと考えられる。

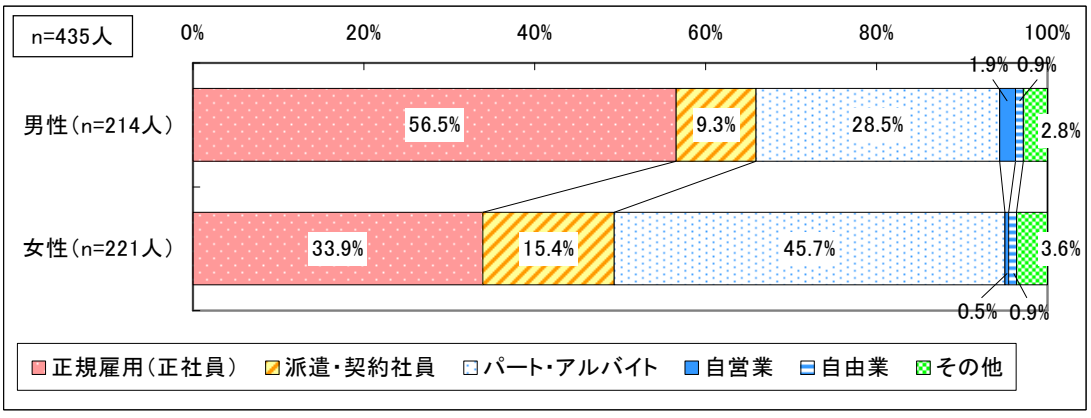

※現在働いていない方及び在学中の方の回答は除く

３　収入状況

収入状況（月収、手取り（注））について聞いたところ、「15～20 万円未満」が 31.8%と最も多く、次いで、「10～15 万円未満」（27.3%）、「5～10 万円未満」（14.4%）が多い。

なお、0～20 万円未満で全体の約８割（77.6%）を占めている。

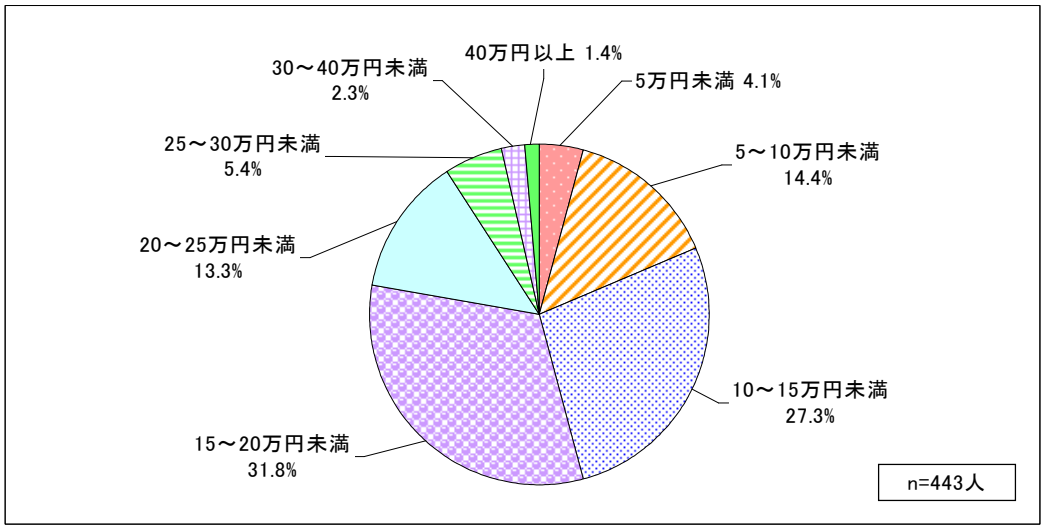

※現在働いていない方及び在学中の方の回答は除く

（注）手取りは、一般的には給料から「税金や社会保険料など」を除いた金額を指すが、回答者の判断に任せている。

4　生活保護

生活保護の受給状況については、生活保護を受けている人の割合は 9.5%であった。

なお、18 歳未満は被保護世帯の被扶養者であると推測されるため、これらを除くと、生活保護を受けている人の割合は 7.9%である。

平成 21 年度福祉・衛生統計年報（東京都福祉保健局）によると、都内の生活保護受給割合（保護率）は約 1.8%となっており、本調査の回答者の生活保護受給割合は相対的に高いといえる。

（調査回答者全体）

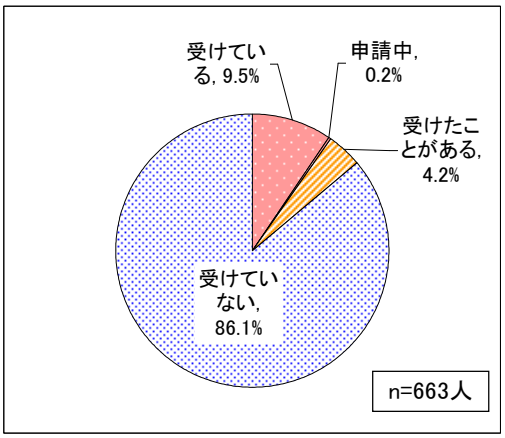

（調査回答者のうち 18 歳未満を除く）

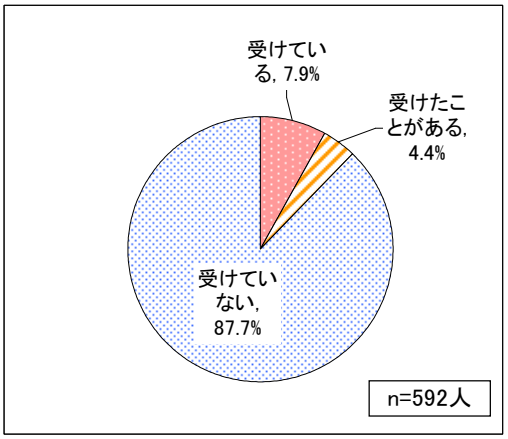

５　最終学歴

最終学歴は、「高校卒」が 58.3％と最も多く、次いで、「中学卒」が 23.4％と多い。また、大学卒等（４年制大学卒、短大卒、専門学校卒）は 15.1％となっている。

平成 22 年度学校基本調査報告（東京都総務局）によると、高等学校等への進学率は 98.0％、大学等への進学率は 65.4％となっていることから、本調査回答者の中学卒の割合は相対的に高く、また、大学等への進学率は相対的に低いと考えられる。

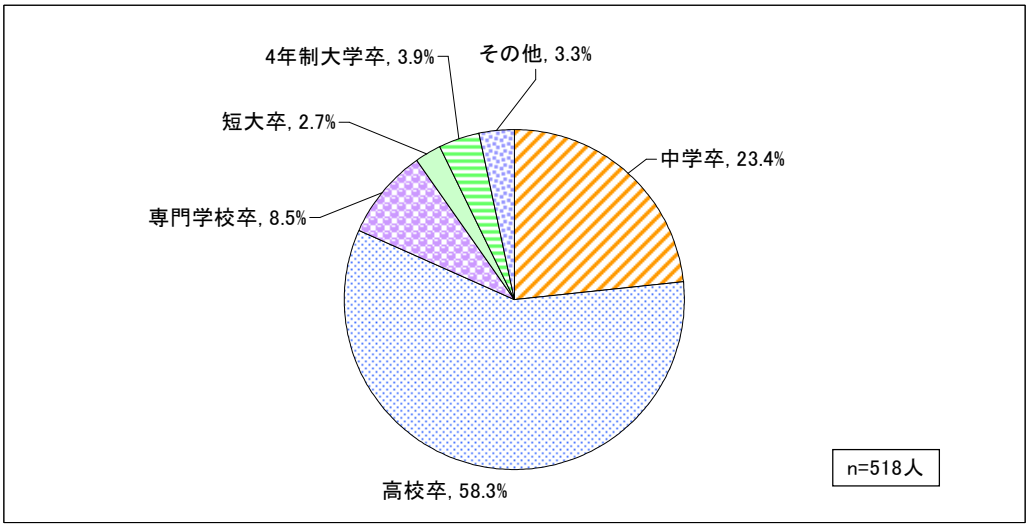

※現在在学中の方の回答は除く

「最終学歴」と「現在の仕事の雇用形態」との関係をみると、正規雇用（正社員）の割合は、中学卒が 29.7％と最も低く、高校卒が 46.5％、専門学校卒が 56.4％、短大卒が 76.9％、4 年制大学卒が 75.0％となっていることから、特に中学卒の雇用形態の不安定な状況がうかがえる。

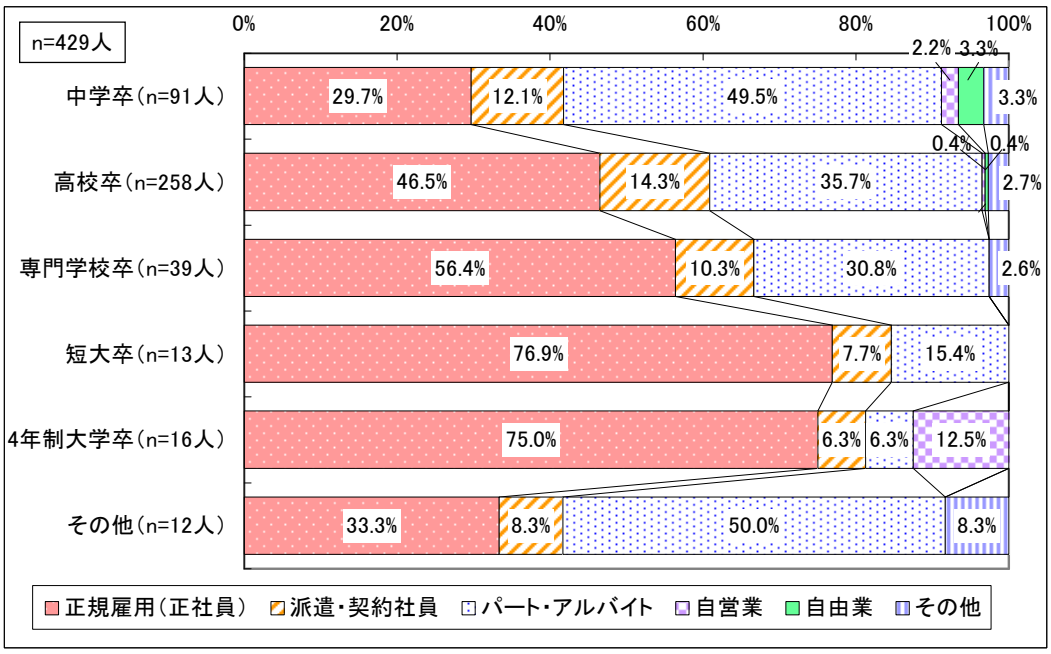

※現在働いていない方及び在学中の方の回答は除く

「現在の仕事の雇用形態」と「収入状況（月収、手取り）」との関係をみると、20～25万円未満や25～30万円未満など比較的収入の多い区分は、正規雇用(正社員)の割合が最も高い。

一方で、月収が15万円未満ではパート・アルバイトの割合が高い。

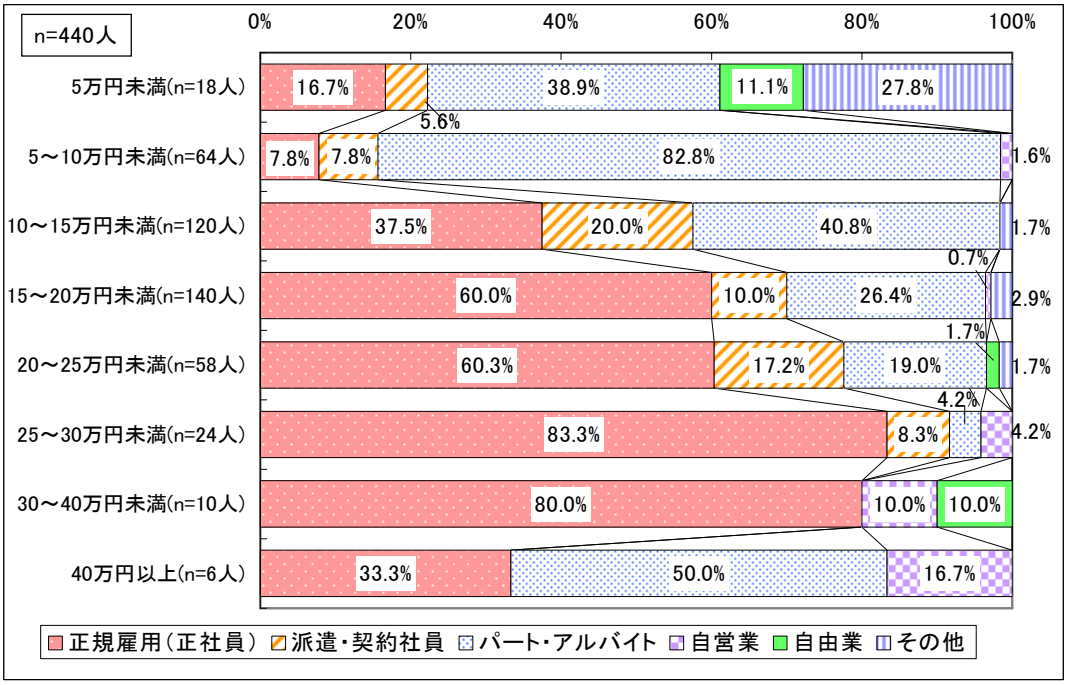

※現在働いていない方及び在学中の方の回答は除く

６　現在困っていること

現在困っていることについて、「大変困っていること」と「少し困っている」を合わせると、最も多いのは「生活全般の不安や将来について」（52.1%）であり、次いで「家族、親族に関すること」（42.8%）、「生活費等経済的な問題に関すること」（40.7%）、「現在の仕事に関すること」（37.3%）が多い。

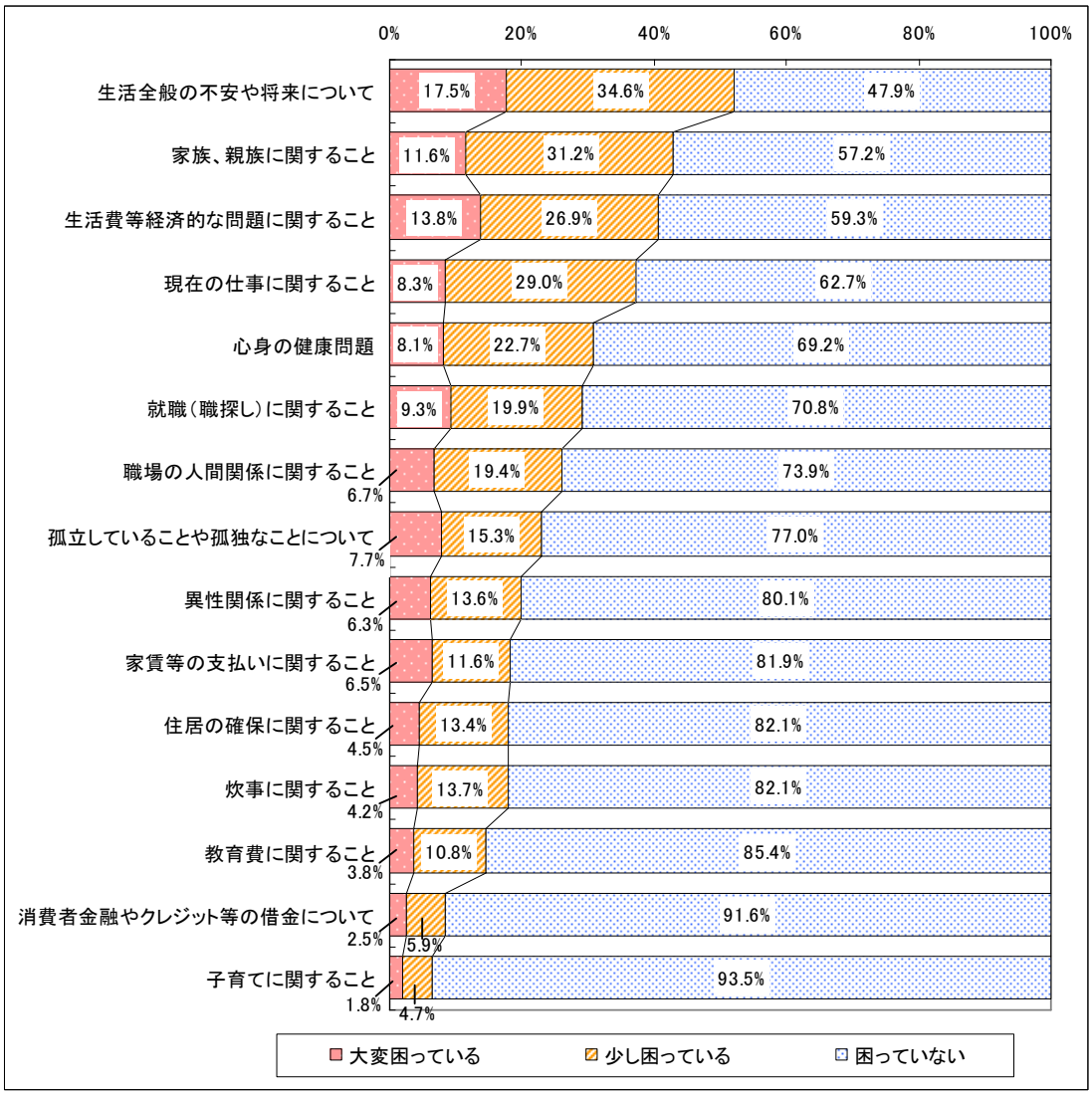

Ⅱ　施設で生活していたときのことについて

児童養護施設などにいるときに経験したことが社会生活への準備に役立ったか、また、施設にいるときに身についたと思うものについて調査した。

１　施設生活で経験したことが、社会生活への準備に役立ったか

施設生活で経験したことが、社会生活への準備に役立ったか聞いたところ、「大いに役立った」は 41.8%、「少し役立った」は 31.8%で、７割以上が役立ったと回答している。

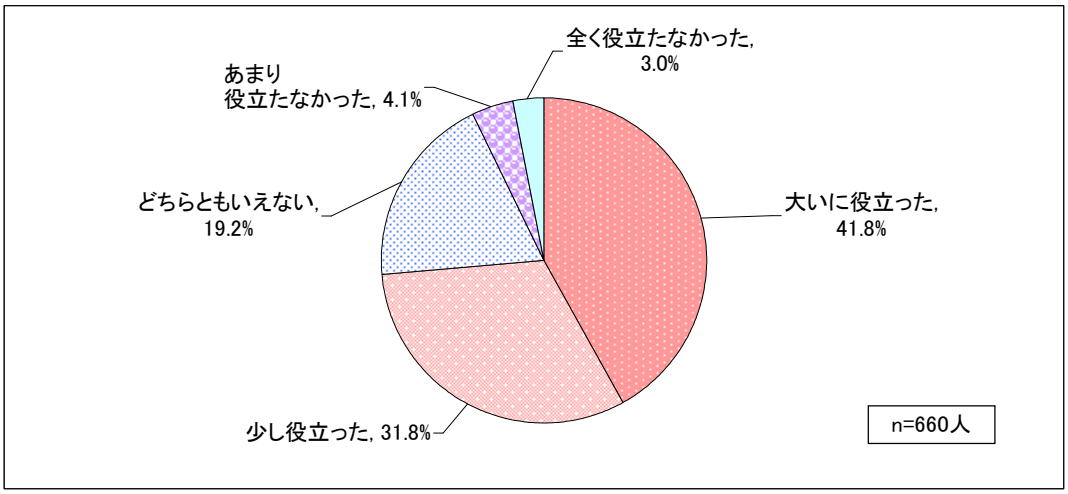

２　施設入所中に身についたと思うもの（複数回答可）

施設入所中に身についたと思うものは、「掃除、洗濯」が 70.6％と最も多く、次いで、「基本的生活習慣」（56.0％）、「社会生活上の基本マナー・ルール」（52.7％）が多い。

一方、「健康保険や年金などの知識や加入方法」は 5.9％、「電気、ガス、水道、電話等の契約に関する手続き」は 8.8％となっており、社会に出てからの手続き等に関することは、身についたという回答が少ない。

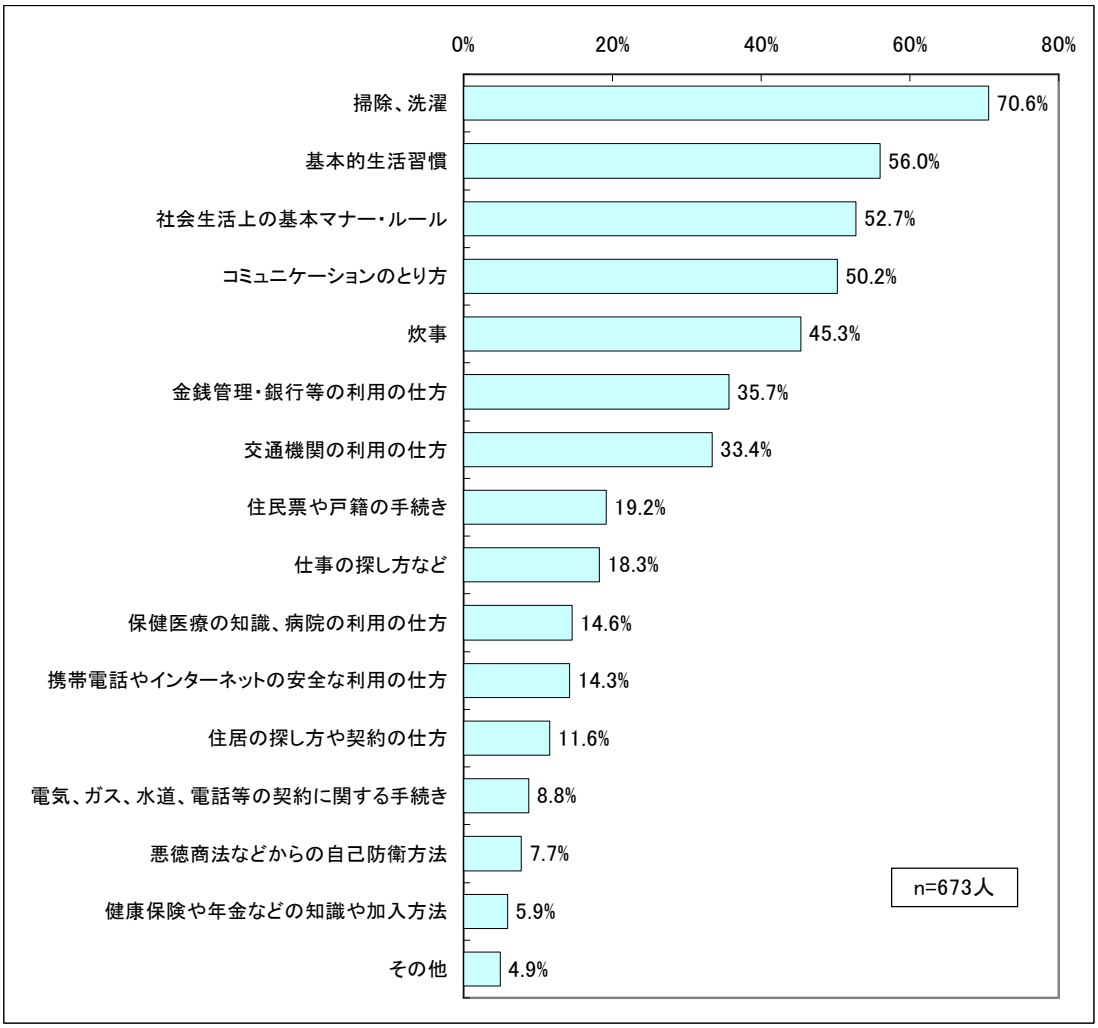

Ⅲ　施設を退所した前後について

施設などにいるときに、進学や就職に向けて進路に関する相談が十分にできたか、また、施設などから具体的にどのような支援を受けることができたかを調査した。

1　退所に向けた施設の指導や支援について

退所に向けた施設の指導や支援について、どのように感じているか聞いたところ、「大変満足している」と回答した人は 29.8%、「ほぼ満足している」と回答した人は 35.2%であった。

一方、「やや不満である」は 3.5%、「非常に不満である」は 2.7%であった。

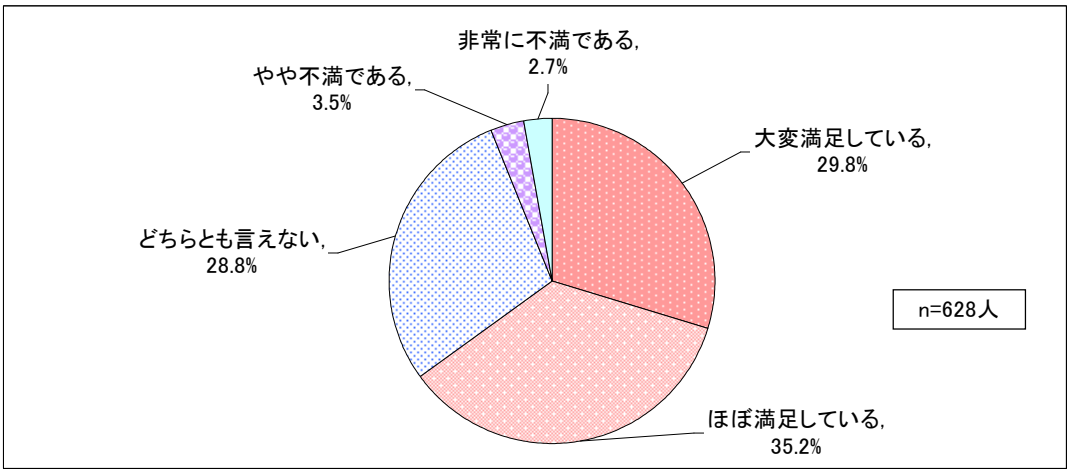

２　施設退所に際して支えになっていた人

施設退所に際して支えになっていた人について、「大きな支えになった」が最も多いのは「施設の職員」(57.3%) であり、次いで「施設長」(41.2%)、「施設の友人や先輩」(28.8%) が多い。

これに比べ、「親」、「親族、きょうだい」について「大きな支えになった」と回答した人は少ない一方、「支えを期待しなかった」という回答はそれぞれ 53.6%、50.7%と多い。

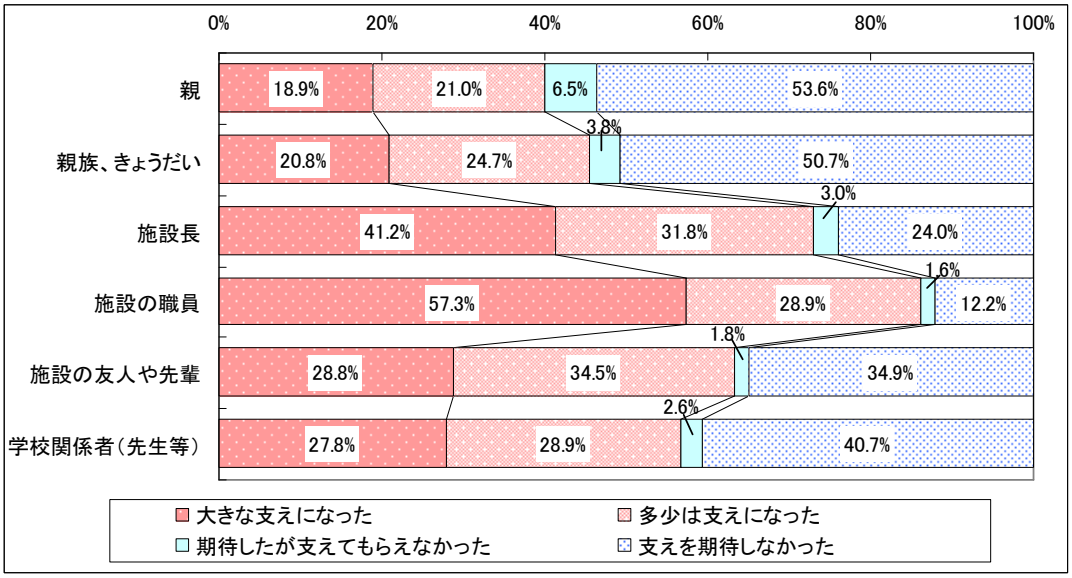

３　施設退所直後に「まず困ったこと」（複数回答可）

施設退所直後に「まず困ったこと」について聞いたところ、「孤独感、孤立感」が 29.6%と最も多く、次いで、「金銭管理」（25.4%）、「生活費」（25.1%）が多い。

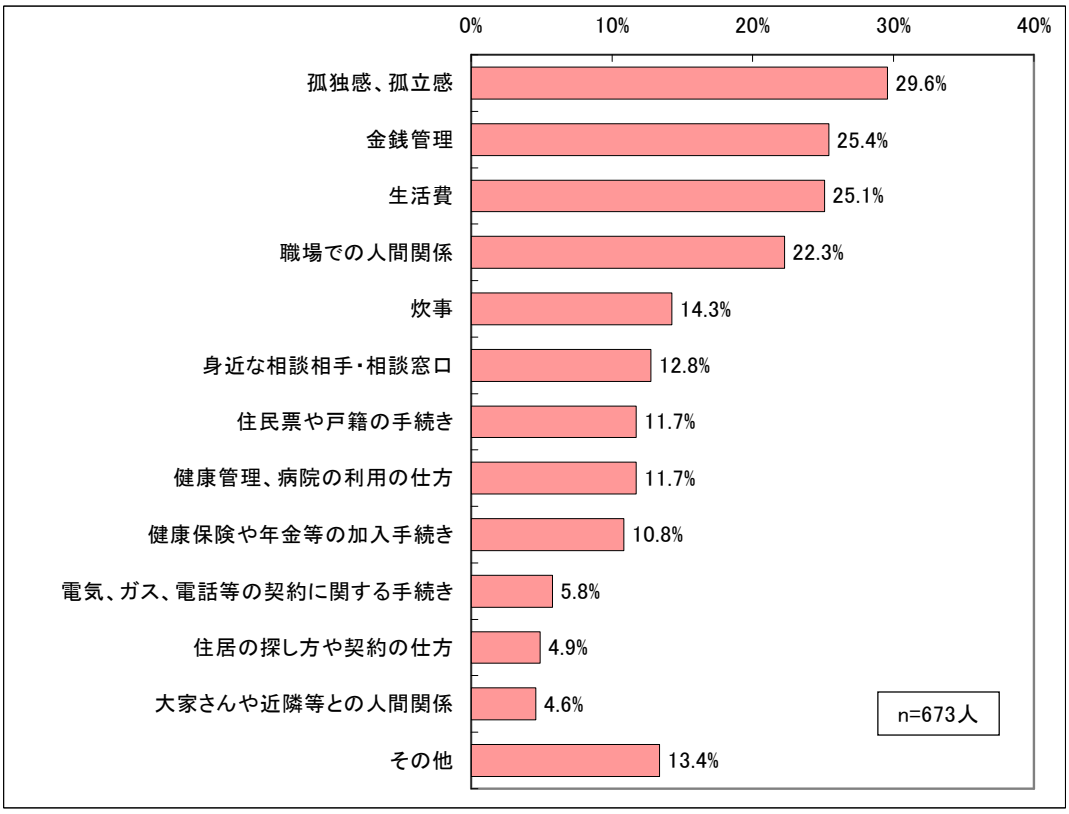

また、退所に向けた施設の指導や支援について「やや不満である」もしくは「非常に不満である」と回答した人は、施設退所直後に困ったことを複数挙げる割合が高い。

特に「非常に不満である」と回答した人は、「孤独感、孤立感」、「金銭管理」、「生活費」など全体的に困ったことを挙げる割合が高い。

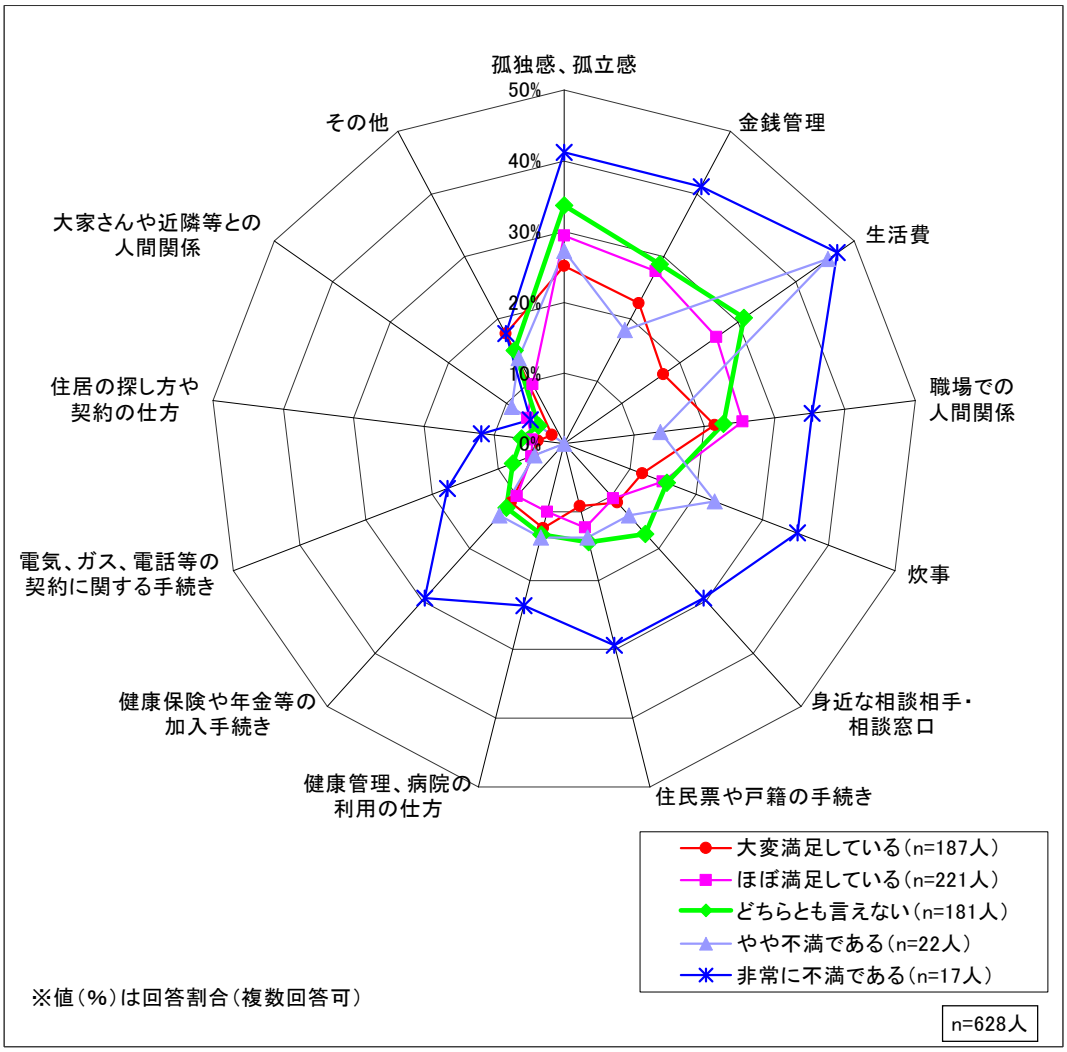

４　施設退所直後の困ったとき、主に誰に相談したか（複数回答可）

施設退所直後の困ったとき、主に誰に相談したか聞いたところ、「施設職員」が 40.0％と最も多く、次いで「誰にも相談しなかった」が 16.8％と多い。

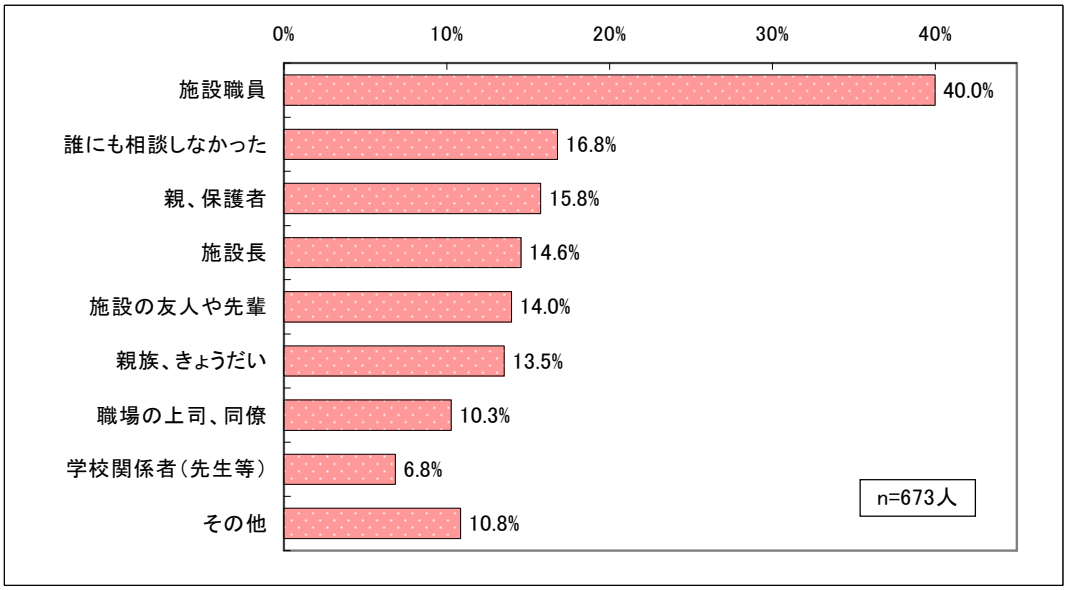

５　退所前後にはどのような支援が望ましいか（複数回答可）

退所前後にはどのような支援が望ましいかについて聞いたところ、回答者のうち４割以上が、「相談全般の窓口」と「経済的支援」を挙げている。

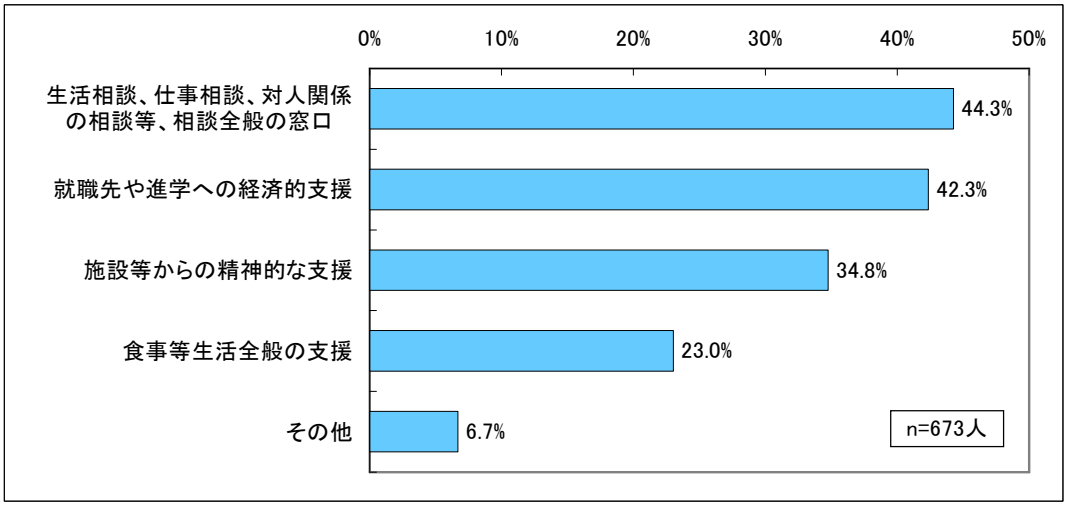

Ⅳ　退所後の進路について

施設などを退所した後の進路や、進学または就職した後の状況を調査した。

なお、児童自立支援施設については、中学校卒業までに退所し、高校へ進学する児童が大半であるため、一部、他の施設などと別に整理した。

1　施設で進路に関する相談は十分にできたか

施設で進路に関する相談が十分にできたか聞いたところ、「十分相談できた」は 32.1%、「大体相談できた」は 43.5%であり、あわせて 75.6%が相談できたと回答している。

一方、「相談はできたが不十分」が 16.0%、「全く相談できなかった」が 8.4%であり、あわせて 24.4%が不十分さを感じている。

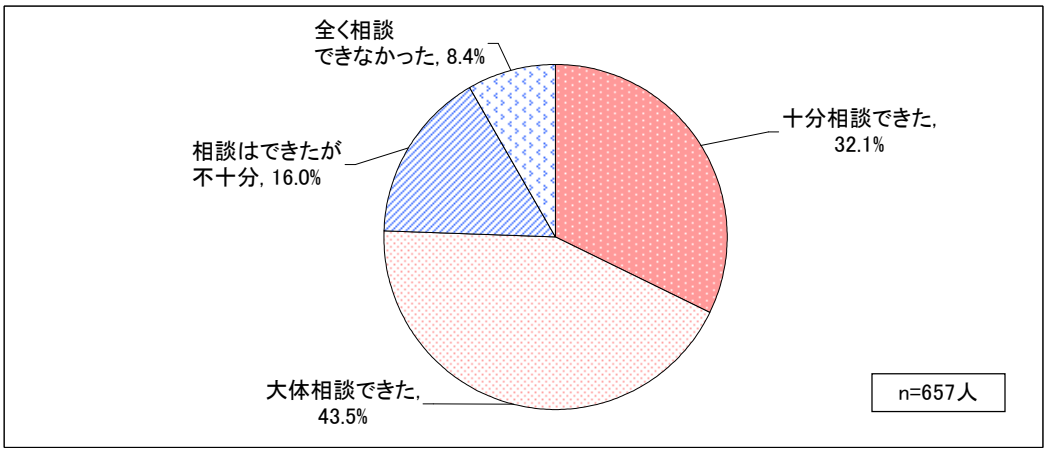

＜施設を退所した後、就職した方＞

「進路に関する相談の状況」と「退所後に就いた仕事の期間」との関連をみると、「十分に相談できた」や「大体相談できた」と回答した人の６割以上が「１年以上」と比較的長く仕事を続けており、一方、「相談はできたが不十分」「全く相談できなかった」と回答した人の半数以上が１年未満となっている。

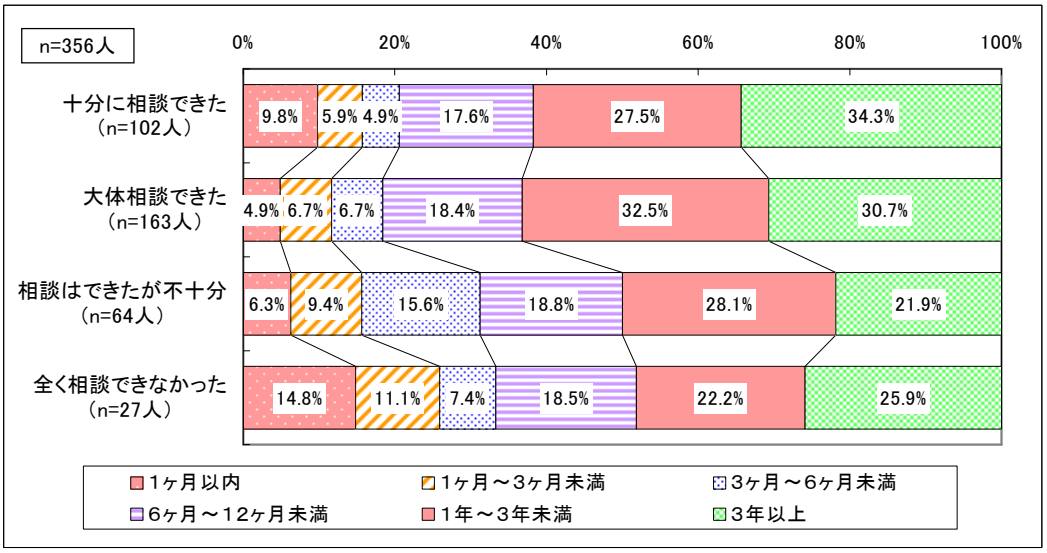

＜施設を退所した後、進学した方＞

「進路に関する相談の状況」と「進学した学校への在籍状況」との関連をみると、「十分に相談できた」と回答した人は中途退学した人の割合が比較的少ないが、「全く相談できなかった」と回答した人は半数が中途退学しており、施設における相談支援の重要性がうかがえる。

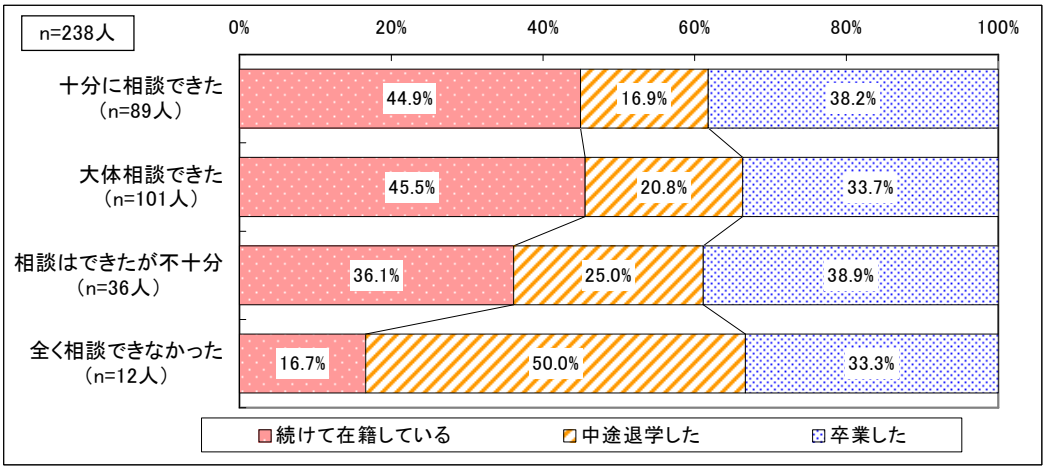

２　進路を選択する際に、気持ち･意向は反映されたか

進路を選択する際に気持ち・意向は反映されたか聞いたところ、「十分反映された」と回答した人は 47.5%であり、「概ね反映された」と回答した人は 22.5%であった。

一方、「ほとんど反映されなかった」は 3.7%、「全く反映されなかった」は 1.9%であった。

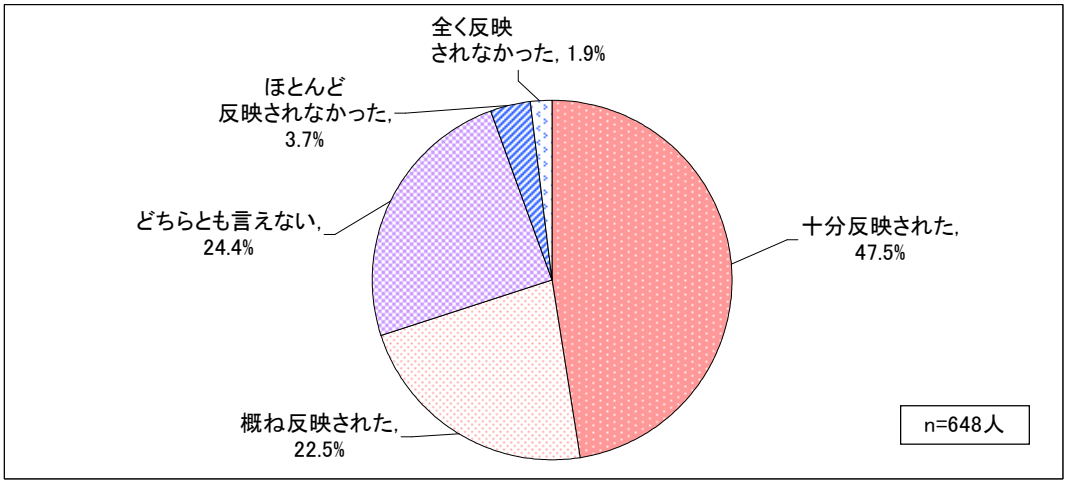

３　就職活動に際して、施設から受けた支援（複数回答可）

施設を退所した後就職した方に、就職活動に際して施設から具体的にどのような支援を受けたか聞いたところ、「居住先の確保」が 40.2%と最も多く、次いで、「求職支援」(38.1%)、「連帯保証人、身元保証人等の支援」（34.8%）が多い。

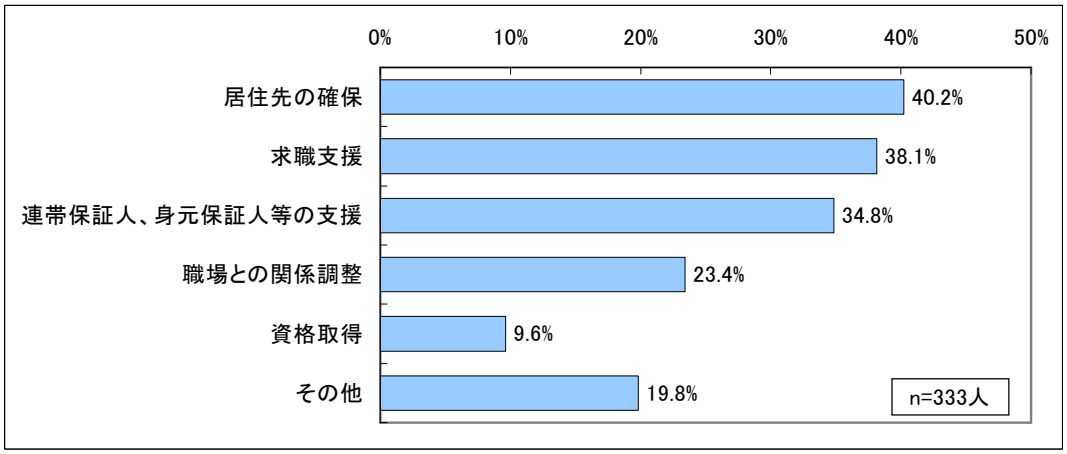

４　退所後に就いた仕事の期間

施設を退所した後就職した方に、退所後に就いた仕事の期間について聞いたところ、「３年以上」が 29.8％と最も多く、次いで、「１年～３年未満」（29.6％）、「6 か月～12 か月未満」（18.5％）が多い。

また、「１か月以内」から「６か月～12 か月」までを合計すると 40.6％であり、全体の約４割が１年未満となっている。

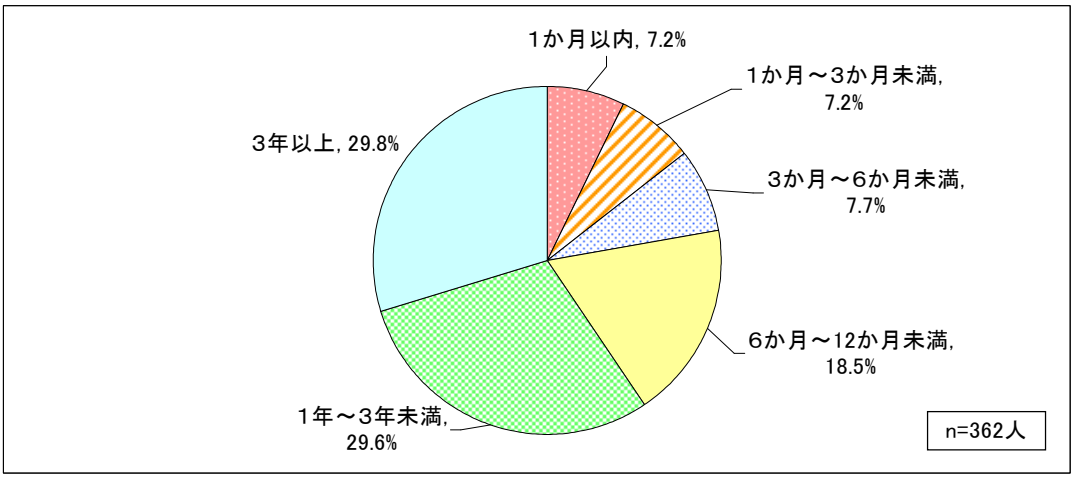

５　進学に際して、施設から受けた支援（複数回答可）

施設を退所した後進学した方に、進学に際して施設から具体的にどのような支援を受けたか聞いたところ、「奨学金等の紹介」が 44.5％と最も多く、次いで、「入学金、学費等の経済的支援」（44.1％）、「学習ボランティアの支援」（31.7％）、「連帯保証人、身元保証人等の支援」（28.2％）が多い。

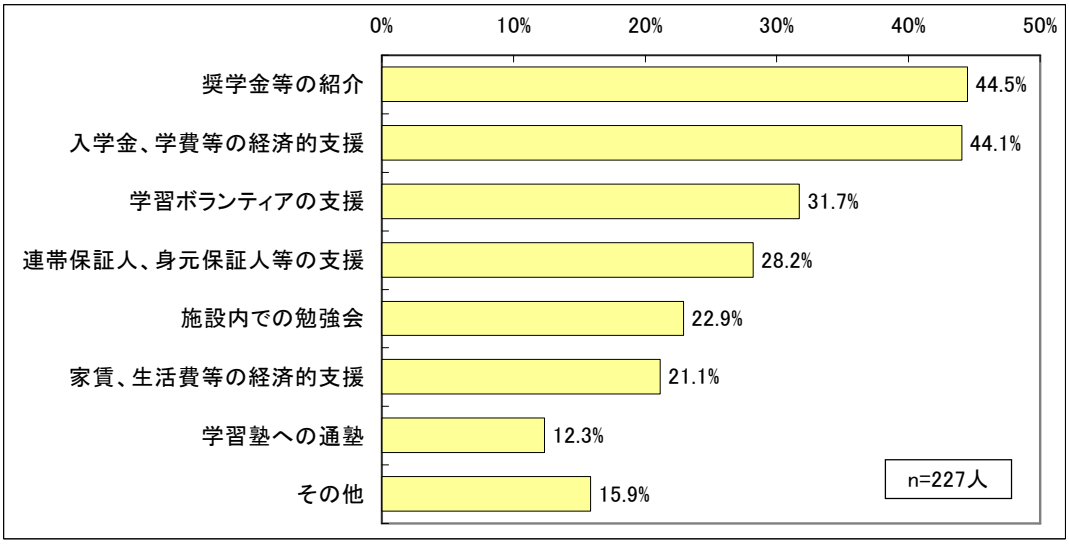

6　施設退所後に進学した学校

施設退所後に進学した学校を施設種別ごとにみると、児童養護施設では「専門学校」が38.4%と最も多く、次いで、「私立の四年制大学」(24.9%)、「高校」(17.5%) が多い。

また、養育家庭では「私立の四年制大学」が 38.1%と最も多く、次いで、「専門学校」(28.6%)、「短期大学」(23.8%) が多い。

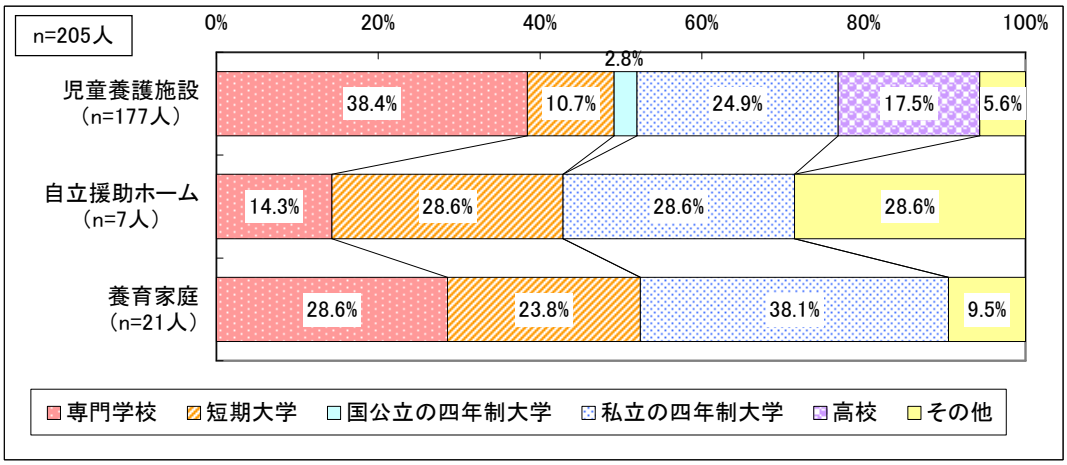

児童自立支援施設では、「高校」が 66.7%と最も多い。

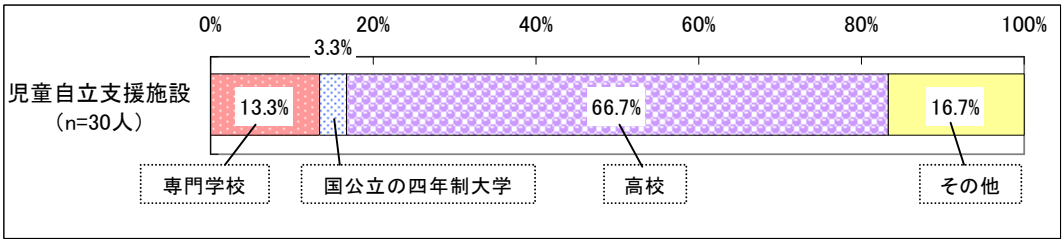

7　進学した学校に現在も続けて在籍（あるいは卒業）しているか

施設退所後に進学した学校に現在も在籍（あるいは卒業）しているか聞いたところ、「続けて在籍している」と「卒業した」をあわせると 78.7%であり、一方、「中途退学した」は 21.3%であった。

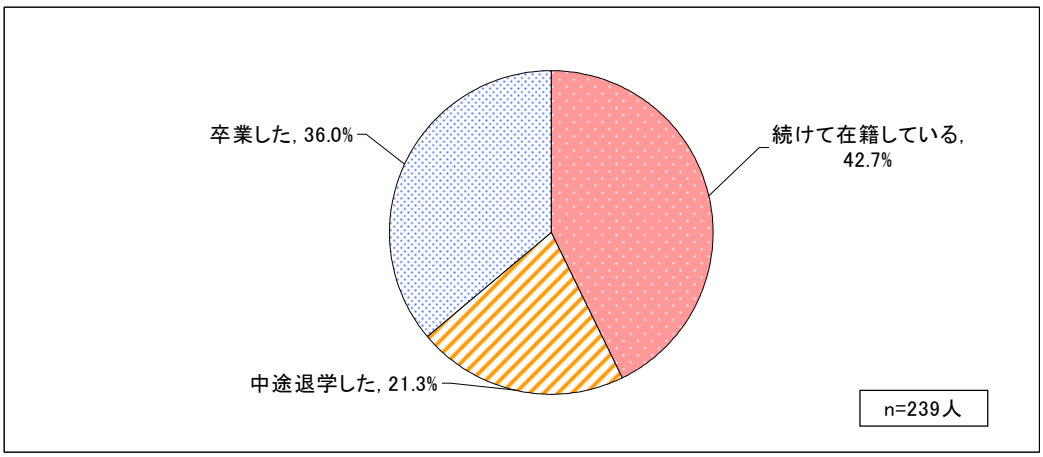

８　学校を続ける上で大変だと感じたこと（複数回答可）

学校を続ける上で大変だと感じたことについて聞いたところ、児童養護施設、自立援助ホーム、養育家庭の合計では「アルバイト等との両立」（53.6%）、「学費等の教育費の負担」（49.0%）、「生活費・交際費等の負担」（43.9%）など、経済的な問題が多い。

（児童養護施設、自立援助ホーム、養育家庭の合計）

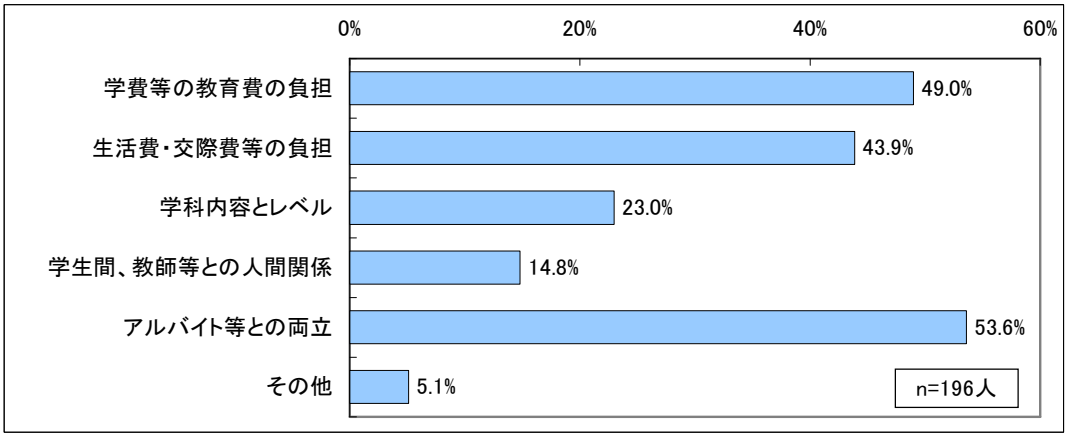

施設を退所した後、高校への進学が多い児童自立支援施設では、「学生間、教師等との人間関係」（41.9%）、「学科内容とレベル」（38.7%）が多い。

（児童自立支援施設）

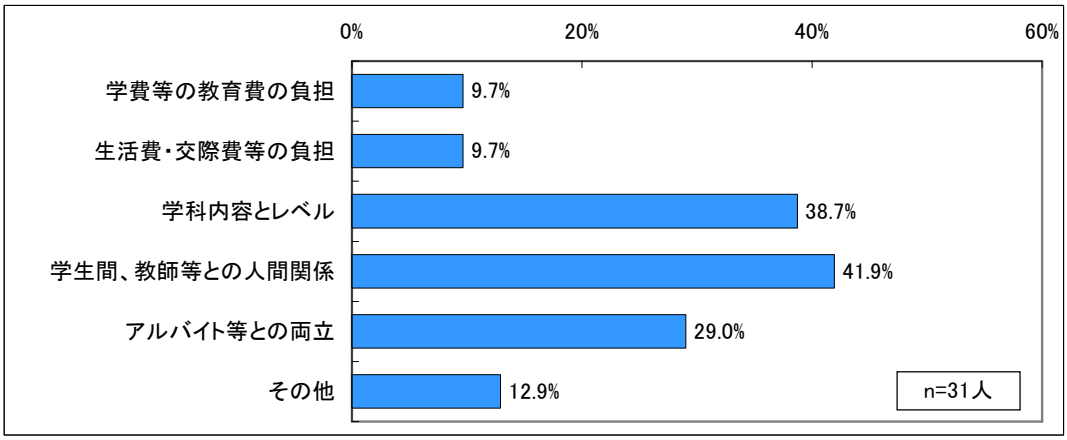

９　中途退学した理由（主なものを２つまで）

「中途退学した」と答えた方に、学校を途中でやめた理由を聞いたところ、児童養護施設、自立援助ホーム、養育家庭の合計では、「アルバイト等との両立ができなかった」が45.2%と最も多い。

（児童養護施設、自立援助ホーム、養育家庭の合計）

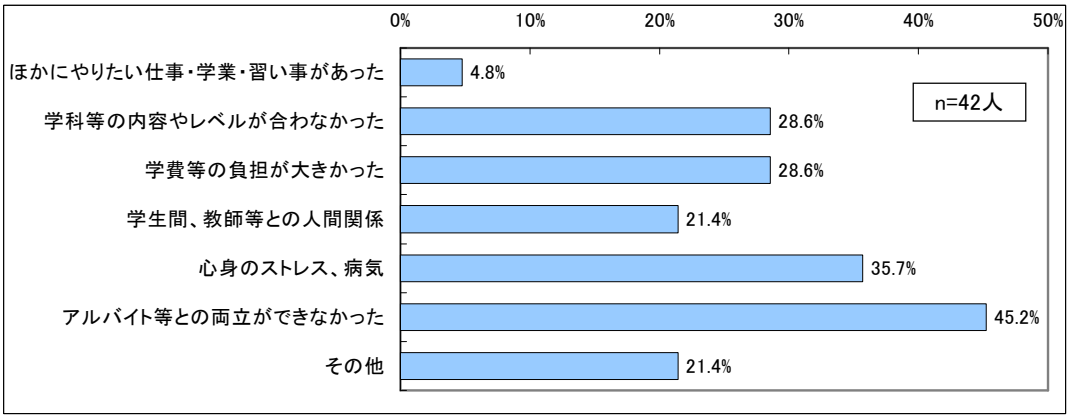

児童自立支援施設では、「学科等の内容やレベルが合わなかった」と「学生間、教師等との人間関係」が44.4%と最も多い。

（児童自立支援施設）

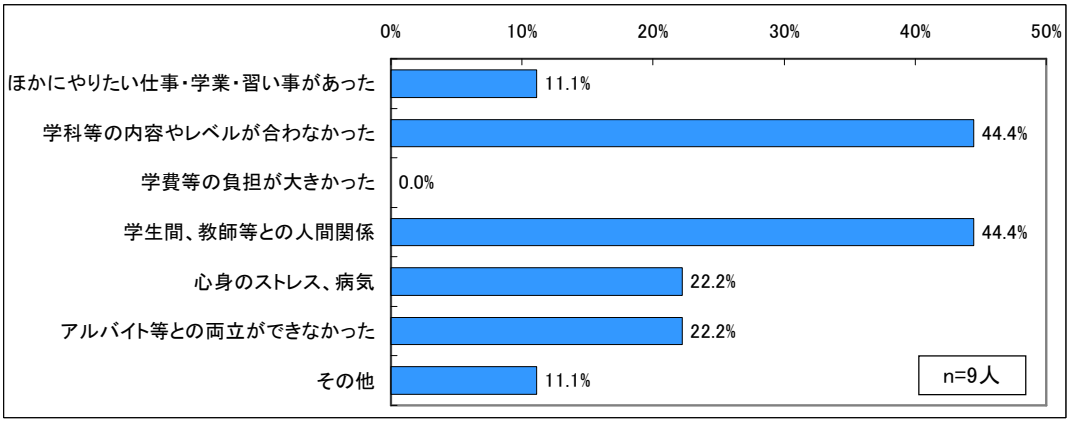

Ⅴ　施設との交流などについて

現在、施設との交流があるか、また、再度進学したいと考えたことがあるかを調査した。

１　現在、施設との交流があるか

現在、施設との交流があるか聞いたところ、「交流がある」と回答した人は 81.0%、「交流がない」と回答した人は 19.0%であった。

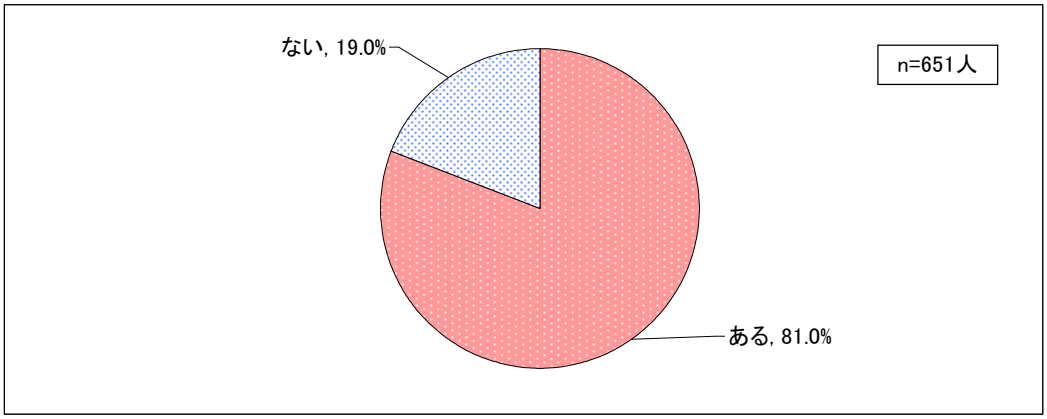

２　教育について、機会があれば再度進学したい、あるいは進学し直したいと考えたことがあるか

教育について、機会があれば再度進学したい、あるいは進学し直したいと考えたことがあるか聞いたところ、「高校に行きたい・行き直したいと考えたことがある」は 17.2%、「大学等に行きたい・行き直したいと考えたことがある」は 31.5%であり、全体の約半数が、再度進学したい、あるいは進学し直したいと考えたことがあると回答している。

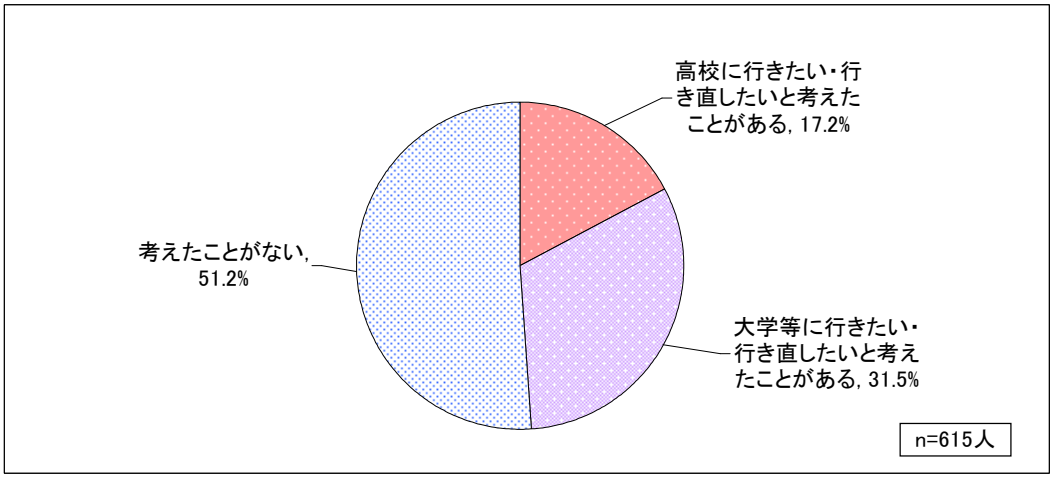

Ⅵ　自由意見

記載内容
施設などに対する感謝や不満
私は養護施設にいて、とてもよかったと今は思っています。たくさんの人と出会えたし、本当に様々な経験をさせて頂きとても自分の力というか、財産になりました。規則や集団生活、在園中にはイヤだなと思うこともありましたが今では懐かしいし、学べてよかったです。本当に、学園が大好きでした。私にとってとても大切な場所です。14年間育てて頂きとても感謝しています。本当にありがとうございました。これからもっと学園の子が幸せに暮らせるといいです。
私は施設にいたこと、いたときに出会った職員・友人が本当に宝物です。施設でよかった！と心から思ってます。そしてその気持ちは自分の人生を歩く勇気になってます。
園での生活は、楽しかったし、本当に役に立っています。ありがとうございます。
とてもいい施設で育ったと思います。卒園後の親子関係は、施設にいるうちからもっと話しておく方が良かったです。
施設にいたころはやはり世間を知らず園を出てから大変だった事はいっぱいありました。いつも普通においしいごはんが出てきたりと本当に今は炊事の大変さを実感しています。今でもたまに園に行きいろいろな話しが出きてるのでちょっとこまった時はたすかります。子育ての事とかもとりあえず今はいい思い出がいっぱいと言った所です。
私は養護施設に入って、丈夫な体に育てていただき、誠に感謝しています。現在、妻と子供2人の4人暮らしで、働きながら通信大学に通っています。28歳になり、ようやく父親らしく、また社会人として社会全体を見れるようになったと思います。養護施設に大切なものは、もっと社会に対応できる知識（学力）、自立心（体力）だと思います。これからも卒業生のアンケートをたくさんして、さらに良い養護施設を作ってください。
私は運良く（良かったのか・・・）伯母の家にお世話になりましたが、長らくコミュニケーションを取っていなかったところへ放りこまれた気分で、とても淋しさを感じました。
児童養護施設の質が全体的に低い。衣食住さえままならないような所すらある。子供達は人生で一番大切な時をすごしている。養育はお金と人材があってこそ。
私は、今とても幸せな生活を送っています。高校の先生に悩んでた事を話してから、みんなが助けてくれ、施設での生活をさせてくれて、周りの人達にほんと感謝しています。昔のいやな事は今は考えていません。子供が居る今は、私の様に（昔の事のように）なってほしくないから、私なりに良い母親でいれたら子供もおだやかでいてくれるから。本当に施設の先生方ありがとうございました。
私は良い職員にめぐまれました。施設のイメージは良くないと感じますが私は”楽しかった”です。
色々の人に助けてもらい この施設でよかったです。
児童を色んな場所へ移動させるのはやめたほうがいい。もっとしんちょうに考えた上で行動すべき
6年間御世話になりました。ありがとうございます。
○○ホームにはいれてよかった！
施設で生活していた時に、妹や弟の様に可愛がっていた子達が全員学校を卒業し、施設を卒園（退所）し、夢に向かって歩んでいってくれることを願っています。
大変お世話になりました。ありがとうございます！不事に大学を卒業できます！
施設にいる間に、障害者手帳を取得しました。そのおかげで今は、社協が支援をして下さっていています。
私には両親がいませんが、施設の方が、養育家庭に出してくれた事によって、色々べんきょうできたし、自分に自信がつきました。
今まで世話をかけた皆様に心から伝えたいです。本当に、ありがとうございました。

記載内容
時に優しく、きびしく愛情を注いで教育して下さった児童施設に感謝しています。社会に出てからより一層、実感いたしました。
施設にいる間に、社会生活でのルールやマナーを学んでおきたかった。施設を退所したあと、社会生活ルールやマナーに1番困りました。「施設育ちだから・・・。」とバカにされた事もあります。子供が2人いますが、親の手で育てられた事がないので、ちゃんと育てられるか不安になる時があります。施設が、自分の実家になるので、たまに行く事があります。園長が変わっていると行きづらいのが本音です。今は、施設にすごく感謝しています。施設育ちで良かったと思います。
長い間お世話になった養護施設。施設で生活していたときは気づかなかったことが、今こうして考えてみると大変多くのことを学ばせて頂いたなと感謝しております。だからこそ、今回のアンケート調査を活用して役立てて欲しいと思う所存です。
施設での思い出は本当に心の支えになりました。自分がこの年齢になるまで生きてこれたのは紛れもなく施設での思い出のお陰です。自分はここで終りですがこれからも多くの恵まれない子供達の為に児童養護施設等の人並みの生活をおくれる場所は必要だと思います。
施設が自分にしてくれたことに、とても感謝しています。
職員の人間性を見るべき。
施設を出てから色んなありがたみを感じるけどやっぱり孤独感はあるかも・・・
施設での生活がとても良い経験となり、今の生活で生きている。
施設での生活は楽しく、また勉強になることもたくさんありました。たくさんの支援を頂いたことにはとても感謝しています。
施設があってよかった。世の中には、こんなに良い人がいる。母子家庭で母が死んで、東京のおじいさんをたよったけどだめだった
学園のグループホームの生活だけでなく、〇〇先生がお母さんみたいにとっても心配して下ださった。いまでも電話や、ときどき顔をみに行くとほっとする。
私は施設で暮らせたことを、当時も現在も良かったと思っています。親の考えの中で唯一良い選択だったと思う。施設は、やっぱり他人との暮らしですが、それでも人との信頼などは充分に築けます。家庭で、周囲の人が見えない所で自分の親に育てられていたら、きっと今の生活はできなかったし、“施設出身”よりも孤独で心の貧しい人間になっていたと思います。
施設での経験で感謝してる事は就職活動への支援だけです。私は5歳から入所しましたが施設の1人の職員からの嫌がらせ虐待があった。相談しても相手にしてくれず誰も守ってくれなかった。
施設最高！！笑
大変お世話になりました（施設には）
楽しい施設生活でした　毎日修学旅行だった。周りに人がいて孤独感がなかった
施設の集団生活（上下関係、対人関係（他人との同居だから）が社会にでておおいに役立った
施設は良かった　衣食住揃っているからまたもどりたい　社会の対人関係はきつい　自分で稼ぐことはつらい　施設でブーブーいうこは甘ったれ
知的障害でもないのに障害児童学級に入れないで欲しかった。・おかげで高校での勉強においつくのが大変だった。
職員の態度を直してほしい 子供たちのせっしかたと、ことばのつかいかたを直せ。
お世話になりました
今になって色々なことに感謝しています。施設にいて良かった。

記載内容
退所してから、施設での生活・支援がどれだけありがたい事なのか、改めて感じました。年に1度でもいいのでアフターケアをしてほしい。親に頼ることができない人は、本当に相談相手に困ります。最初から、自分の事を知っている、施設の職員さんに相談できるのが一番です。そして、緊急時に家にいる事ができなくなった時、施設での一時保護などあると助かります。今は、とても施設には感謝しています。何か恩返しができるといいんですが・・・。もっと今在籍している施設の子供たちに施設でのありがたみを感じてほしいです。今まで本当にありがとうございました。
この様なアンケートを二度とさせないで下さい。私にとっては施設での生活は人生の心残りです。出来る事なら、人生やり直したいし、生き変わりたい（人生を）と思う、今日この頃・・・。
余り児童にガミガミ言わずほどほどに児童と上手くコミュニケーションをすると良いんじゃん　笑
人それぞれですが自分にとって施設はとても良いところでした！
学園でわ色々とおせわになりました
施設を退所したあとも、このようにアンケートというのがあるとはすごいと思います。施設に入って、自援に入り、いろいろ苦しいこともあったが、勉強になり、福祉に携わる仕事に就こうと、ますますおもいました！
今までお世話になりました。私が思ったのは自立援助ホームより、児童自立支援助施設の方が職員がすごく暖かったなぁと思います。なんか家族みたいで良かった。良かった事も嫌だった事も私にとっては全てが想い出。
人間関係が上手くできたら施設での生活も良き物になったのかもしれない。言葉で接ってしてくれたら良かった。
高校に進学し、2年目で自立援助ホームにお世話になりました。同居していた親が帰って来なくなり、高校卒業することはあきらめていましたが、職員さんたちが助けて下さり、転校することなく都内で卒業することが出来ました。感謝の気持ちでいっぱいです。社会人になり、改めて助けていただいたことを深く感謝しています。
児童養護施設の考え方や制度をもっと現代的にしたほうがよい。どうしても施設にいる人は一般児童よりも古い考え方で行動させられて友好関係やバイト等に支障がでる。
○○○○（施設名）に感謝している 本当に困ったとき助けてくれる安心感がある 他の施設にはない、親身さがある スタッフも本気でやってくれる。
○○○○（施設名）の助けがあって生きてこられた。今生保じゃなかったら私は死んでます
ひじょうにためになった。これからもよろしくお願いします。
色々な施設を経駅をし、自立援助ホームが一番、将来につながる場所だと思いました. 児相の方、ホームの方々に大変感謝しています.
施設に行けば行ったぶんだけ多くの事を学ぶし、行って良かったと思う。でも、中にいた間の時間をうめるためにみんなが良い方には行かない。
施設の先生方が熱心に私をかえる事に協力してくれました。高校必ず卒業します。
今回のアンケートは、母が記入させて頂きました。娘は、生活も乱れております。現在、ほとんど在宅はしておりません。自由気ままに、遊んでおります。時が経ち、自らが気付く以外、道はないと思っております。お世話になりました。○○児童相談所の○○先生をはじめ、○○○○（施設名）の先生方には、心より感謝いたしております。ありがとうございました。
つらかった。でも仕事にやくだった。
たまに○○○○（施設名）に戻りたくなる（笑）
今年、大学に進学します。私が思うに、施設に入っても入らなくてもあまり変わらなかったと思います。施設での友人関係で、ずっと苦しい思いをしたので今の生活は幸福です。
けして楽ではない生活だったがとてもためになりました（←自立支援施設）
里親家庭にて正式に養女手続き完了しました。

記載内容
里子は相談できる場所がなかった。
里親の養女として20才の時になりました。
里親さんには大変おせわになりました。すごくかんしゃしています。今は交流がありませんが、本当にかんしゃしています。
里親とは、約13年ほど（5才～18才）ほど、一緒に生活しましたが、実子のように、育てて頂き、私も、本当の親だと思っています。本当に感謝しています。
措置解除する前後は不安だったけど、里親とワーカーさんが協力してくれたので、とっても助かりました。
支援に関する要望など（経済的支援、相談支援）
本当に辛い人達は、連絡とかもとれなかったり、できなかったり苦しんでいると思います。解決する事はできなくても、聞いてくれる人がいるだけで救われたのかなと・・・。今は幸せに笑える生活があるので、いいですが、過去は消しさりたいくらいイヤです。少しでも役に立てれば幸いです。退所後のケアが必要だと思います。施設からでてしまえば終わりではなくて。
施設出身者が苦労するのは、やはり経済面が多いと思います。生活費・学費の援助を充実させてほしいと思います。
親の社会的地位（特に経済力）が、親を選ぶ事が出来ない子供の人生を決定する様な今の日本の福祉には失望する。社会へ出る為の支援を（施設の子供達が生きる意義を見出す為にも）もっとすべきである。親が面倒を見てくれない子供達の最後の生きる為の糧は、他でもない国の支援（福祉援助）だけなのだから・・・。
退所後の経済的支援や相談活動が足りていないと思います。施設出身者が集まることのできる機会を施設側が用意するべきだと思います。
施設卒園者の暮らしを把握しておきたいと思ってのアンケートだとお思いますが、まともに生活できない人にとってはこのアンケートを書いて送るのは困難だとおもいます。このアンケートを書いて送ることのできない人達の事もすこし考えてもらえるとうれしいです。
施設に集まる子供も昔とちがって親が裕福だが心に問題を抱えて入るケースが増えていると思う。様々なレベルでの支援が必要。施設の同期十数人中、生活保護が3人いる。いろいろなケース、パターンがあるにせよ、命づな、タメ、寄りそってくれる人、制度が必要だと思う。
日本の雇用が心配です。発展途上国では子供が金になりますから、子供が増えます。人権も何も無いですからね。日本で金にならない子供を育てるのは難かしい事ですから。
夢をかなえるためにもう少し支援をしてもらいたかった。退所した後、どうすればいいのかわからないことだらけだったので、もう少し退所後についてくわしく説明してほしかった。
私の場合は卒園した直後、学生と社会人のギャップにたえられず、仕事をやめてしまったり、体調をくずしたりしてしまったので、卒園直後に、もっと施設の大人とコミュニケーションをとりやすい仕組みがあったらいいと思います。
このアンケートを通してこれからの子供達に明るい未来を。口先だけでなくアンケートをとったのであれば有言実行してほしい。何度も何度も都や国に期待をうらぎられた。もっと都や国の職員は児童施設にいる子供達のことを自分の足で見て＆聞いてほしい。
施設で出ているお金（おこづかい等）はどのように自分の手元にきているのかについての説明がたりない気がしたので、もっと説明することで、お金大事さを知れるのではないか。
もっとビシバシ教育したのがいいです。やさしすぎるし、自立したときに誰かを頼らなきゃ生きていけない人が多い。
施設に入るというだけで、心にキズがのこります。カウンセリングに力を入れてほしいと思います。
自分は、色々な経験させてもらって、今は、最高って思う。けど、色々・・・・教育的・・・何だろう・・・・・？？不器用な子がイッパイ居ると思うから、そこを、コミュニケーションが取れる子が増えればと思う。それが大事だなと思う。それが出来れば、大体は通用する気がする。職員には、もっと子供を叱った方がイイと思います。学校とは違うんだし。今の職員たち、皆は知らないけど、自分達の時より甘いかんじする。周りの目とかあるかもだけど。自分たちと同じ、環境の子達が立派な大人になれる用がんばって下さい。他にもイッパイ言いたい！！

記載内容
私のまわりには施設に入っていた人があまりいません・・・。だんなの実家の近くで友達になった人が施設出の人がいました。熊本の施設はすごくきびしいとかで良い思い出はないそうです。私はそんな彼女の話をきいて私は良い施設で育ったと思っています。一番大切なのは本気で子供と向き合うことができる人を施設に置くべきと思っています。私の担当だった〇〇〇〇さんはとっても私達の事を大切にしてくれて今でも電話や東京へ帰った時に話をしています。子供と向き合う事ができない人は施設で働いては子供がかわいそうだと思います。
養護施設での生活は役に立った面もあるけれど、社会性を身につけるには足りなかったなと思います。もっと外へ出て色々な社会勉強をする機会をひろげたほうがいいと思います。
社会適応できる力を在園中に身につけられると良い。例えば一般常識。・・・できないことが多く当初苦労した。
施設に入所した事で高校にも行けて本当に感謝しています。ただ、高校卒業後、実家などがないと寮のある会社に就職するしか選択がなかったので進学も選択できるような環境もあると将来の幅も広くすることができたと思う。あと当時は、アルバイトが出来なかったのも不便でした。将来の為に少しでもちょ金がしたかったので。
施設職員さん足りずとてもいそがしいので相談したことありません。昨年1度だけ電話かかってきただけです。「日向ぼっこ」は知りませんでした。職員さん人数ふやしてお給料も仕事内容はハード大変なので多くしてあげてください。
個人差がありますが、自分としてはもう少し1人1人の個性や性格を理解して貰えた方が、自身のコントロールがバランス良くなったのかも知れないな、と思いました。ですが今は今、自分のサイズで生涯が終えれば良いと思います。
退所後～2年間は気持ちが不安定だと思うから、特に助けて欲しい。
結婚式をあげてないからどの位の資金がかかるか知りたい　将来こうゆうお金（子どもの進学資金、幼稚園、保険、他）でいくら必要か知りたい、今知っておけば貯めかたを知っていたのに・・・
生活費、生活費の支援が欲しいです。
退所してからお金の援助をしてほしい。
児童養護施設を卒園した子どもは、経済的にも精神的にもとても大きな困難を抱えていると思います。自力で生活することの大変さを身をもって体験したこととともに、私はいまそれを支えてくれた周りの人達にとても感謝しています。子どもたちが少しでも前向きに、充実した生活ができるような支援をよろしくお願いします。
施設にいた頃、自立支援寮があり退所に向けて自活訓練をしたが実際に一人暮らしをして訓練で行った事と違い大変だった。退所してからは一人で全ての責任を負うことになるので、自活訓練ではもっとお金の使い方をシビアに指導するべきだと思う。
ある程度子どもが家庭に戻ることが想定される場合、職員と保護者が子どもに関して情報共有をできるように努めてほしい。保護者が、自分の子どもが施設でどういった養育を受けてきたのか、よくわからないという状況では、家庭の再統合が成功することはないと思います。また、退所後のフォローのために、児童福祉詞や職員が定期的に家庭訪問をするなどの対策が必要かもしれません。とにかく、施設と家庭の養育方針や生活習慣の違いから起きうるストレスを軽減することは、子ども自身が自己肯定感を持って育つ上でも、親の育児不安の軽減のためにも、重要ではないでしょうか。
知らない事ありすぎ。知るけんりがあるなら全部教えて下さい。
じゅうきょを人をおどしたりだましてかってにきめないでほしい
施設にカウンセラーの方を置いて欲しいです。話をただ聴いてほしいとき、職員の主観が入って嫌な気持ちになったことがある。
施設を出た後のバックアップ。施設に居たとき、職員(一部）から無視を受けたことがある。考えが有ってのポーズかもしれないが、伝わりずらく、居心地も悪くなる。施設職員には、人の人生をバックアップする人として教育、成長が必要と感じる
措置解除までの間に、医療・就職・相談窓口・各種制度・契約などの仕方や方法を教えてもらう機会が無ければ、解除後もし一つでも問題が起きたなら、すぐ様行きづまってしまう。

記載内容
施設を出た人は出てから周りとの違いを感じて寂しく思っている人が多いかもしれないです。一番は相談相手がいない人が多いかもしれないです。
なやみがいっぱいあっても相談できる人がちかくにいなくって困っている、どうしたらいいんだろう。いいかいけつほうほうあったらおしえて下さい。
家族がバラバラ。いつも一人。たまに施設に帰りたいって思う時がある。なんでも相談できる人がほしい。
退所した後、相談できる機関があるのを知らなかったので、困ったことがあったら相談したい。このアンケートを受けてみて、バイトしなきゃ、とか色々考えさせられた。これからのことをもっと真剣に考えたい。
退所してずっと困ってることは賃貸住宅の保証人です。毎度施設長に頼むのが正直嫌です。（すごく気まずい）家を引越したいのにまた保証人になってとも言えずで困ってる。家族が保証人になれないケースの場合の何かもっといい方法はないのかな・・・と思う。
退所後、すぐの場合は連帯保証人などになっていただけるので、賃貸アパートなど入居できますが、数年たってしまうとたのみづらいこともあり、保証機関もありますが、施設出身だと低収入の子も多いため＋αのお金がかかるのがキツイです。施設出身者で身内がいない人向けにアパート等の保証人を公的にしていただけたらと思うことがあります。
現在困っていること、将来のこと
資格をとりたい
学校行きながら、働くのが大変でした。でも、必ずまた大学行きたいです。
今、うつ病とてんかんで困っている。人とのコミュニケーションに困っている。アイドルおたくがやめられない。掃除に困っている。失恋の傷がいえない。
生きる事が大変しんどいです。生きる事をやめることも真剣に考えております。
今後、卒業したら再度留学を考えています。
その他
「日向ぼっこ」はどうやったら利用できますか？
このアンケートを答えた事によって、児童養護施設出身の人達への支援が少しでも増えたら嬉しく思います。今後もこのようなアンケートは続けていって欲しいと思います。
遊び方を！！
なつかしかった。来てみて2年ぶりに。
社会で生活するには、炊事、洗濯、金銭管理等の基礎的な力と、生きていくための心構えが必要。学ぶ機会は数多ある、身に付けるかどうかは自分次第。啓蒙につとめた方がいい。
施設で生活をした人達は、心に闇を抱えていると思います。その中で先生たちが減り、子供達が増え今の世の中を反映してると思います。決っして施設にいた事を負に思って欲しくないです。
基本的に「日向ぼっこ」があまり好きじゃない。活動内容も全てではないがあまり理解出来ない。自分は、お世話になった施設に本当に満足している為。
孤独の神に選ばれたからこんな景色の中に来た
この様なアンケートをさせて頂きまして、誠にありがとうございます。退所してから、人間関係でつまずきました。本当に怖い思いもしましたが、何んとか今は少しずつ大丈夫になっています。また、この様なアンケートを是非、受けてみたく思います。
遊ぶお金がほしいけど貯金している　施設でやった野球が楽しかった
これ以上 オレに関わるな！！
今わだれも信じれない。

記載内容
今後の卒園者達の為に役立てて下さい。
ぜひ、アンケートを役立てて、よい支援体制を築いていって下さい。
○○○○（施設名）に自由に遊びに行きたい。※親から一言：個人情報を考えるのはわかりますが退所した年齢に合う質問内容で対応してもらいたいです。別々の質問表になるのはわかりますがうまく対応してください。
アンケートも良いですが各家庭、施設をピックアップして訪問して話を聞く。大変と思いますが・・
障害者向けのアンケートを作成した方が良いと思う
これってやくにたつの・・・？？
わからない所があって書けなかった・・・　質問に対し変な回答だったらすいません。
このアンケートは12月に送られてきたみたいだが、私、本人に届いたのは1月12日だった。〆切りも近いし、もっと早目に送れたはず。そういった部分で、施設長、責任者としての自覚が足りないと思う。
こういった統計をとることは非常に意味のあることだと思います。結果をぜひ見てみたいです。
このアンケートが今後どのように役立っていくのかを知りたい。・アンケートの費用ってどれくらいかかっているんですか？・車の免許を取ったは良いが、車買うお金が・・・すんません一人ごとです。
個人が特定されてもおかしくない質問があることに対し疑問を抱いた
アンケートの質問内容が難しいです。
アンケートの質問内容がむずかしい！
Ⅳの5の質問は施設で手続きをして支払われた金額なのか己のみの負担分なのか不明。この様な「何を」解答して欲しいのか不明である質問事項が多々あり解答に困った。
質問表は、ちょっと長い気がしました。10分で終わると書いてありますが文章を読んで答えを考えなくてはいけないので10分では終わりませんでした。仕事が忙しいのでもう少し簡単な感じだったら良かったです。質問がありすぎる気がします。
長いですね。
今現在が、高校生なので、『Ⅴ、最後にお伺いします』の⑤の質問に対してどれがあてはまるのかがわかりませんでした。
返信用封筒に「のり」を付けて下さい。
面倒な内容は抜いて欲しい

※記載内容は原文のまま（ただし個人情報は除く）

第３章　まとめ

１　調査結果から

本調査の回答者の中には、雇用形態の不安定な状況や生活保護の高い受給割合などに見られる「経済的な問題」や、困ったときに親や家族に頼ることができない、相談できる人がいないという「相談相手の問題」など、現在の生活において様々な課題や不安を抱えている人がいる。

また、その背景には、高校中退などにより就労自立を余儀なくされる子供が多いことや、大学などへ進学する子供が少ないことなど、学業に関するハンディキャップを抱えている実態が見られる。

なお、今回のアンケート調査は、施設や養育家庭が連絡先を把握している方を対象に実施しており、連絡先が分からない方の状況は把握できていないため、こうした状況も踏まえて調査結果をみる必要がある。

２　自立に向けて

（１）自立に向けた準備

親や家族に頼ることができない子供が、社会に出た後、自分の力で自立していけるようにするためには、自立に向けた準備が不十分のまま社会に出ることがないよう、施設などにおいて、子供の自立生活能力を高めるための養育が必要である。

（２）進学への支援と卒業までの支援

今日の厳しい社会経済状況のなかでは、中学卒業後や高校中退後に就労自立することは容易ではなく、様々な困難が予想される。学業に関するハンディキャップを抱えたまま就労自立を強いられることがないように、高校への進学を希望する子供への支援や、高校を中途退学しないようにするための支援が重要である。

また、大学などへの進学を望む子供が、経済的な問題や環境上の問題などを理由に断念することなく、家庭で育った子供と同じスタートラインに立って自立していけるようにするため、社会全体で支えていく必要がある。

（３）施設などを退所した後のフォロー

施設などで生活している間は、施設の職員などから様々な支援を受けることができるが、子供は社会に出てから初めて様々な困難に直面する。社会的養護のもとで育つ子供が精神的にも経済的にも自立し、安定した社会生活を送ることができるようにするためには、施設などを退所した後のフォローが欠かせない。

社会に出た後、困ったとき、つまずいたときに、親や家族に代わって「支えとなる人」が必要であり、子供がそれぞれの状況に応じて相談しやすいよう、施設などを退所した後も幅広く支援する取組が必要である。

全国児童養護施設調査 2014
施設で生活する高校生の本音アンケート

認定 NPO 法人ブリッジフォースマイル

調査チーム

2014 年 12 月

1、 施設で生活する高校生の本音アンケート……3

2、 調査項目……4

3、 施設で生活する高校生の自己肯定感について……5
(1) 一般高校生との比較……5

4、 施設で生活する高校生の進路について……7
(1) 希望職種の有無と希望進路……7
(2) 性別、学年による進路の違い……8

5、 施設で生活する高校生のアルバイトと貯金について……11
(1) 実際の貯金額と目標貯金額……11
(2) 貯金をしている理由……11
(3) アルバイトの現状……12

6、 施設退所後の生活について……13
(1) 退所後の生活で心配なこと、実際に困ったこと……13

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.

1、施設で生活する高校生の本音アンケート

認定 NPO 法人ブリッジフォースマイル

2014 年度全国児童養護施設調査　調査結果まとめ(11 月 15 日版)

1、調査目的

施設入所中の高校生の実態を知る事で、今後の支援の方向性を決める、また、一般高校生との比較により、問題点を明らかにする。

2、調査対象

全国の児童養護施設(596 か所)の高校生(約 6000 人)

3、調査の方法

自己記入式のアンケートによる。

4、調査の実施時期

2014 年 6 月から 2014 年 9 月まで

5、回答者数

173 施設(回答率 29.03%)。高校生 1079 名(回答率約 18%)。

6、調査結果の集計方法

設問ごとに、有効回答数を母数とした。返送されたアンケートの回答のうち、施設対象のアンケートは、不明なものは電話で記入者に確認し、得た回答に応じた。高校生アンケートに関しては本人確認ができないため、電話での確認は行っていない。

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.

図表 1、施設で生活する高校生の本音アンケート回答者背景

	男	女	他	合計
高 1	165	178	0	343
高 2	181	172	1	354
高 3	201	164	1	366
他	4	8	4	16
合計	551	522	6	1079

高校1年生の男女比

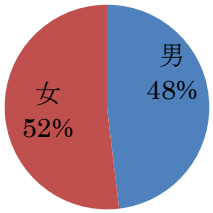

高校2年生の男女比

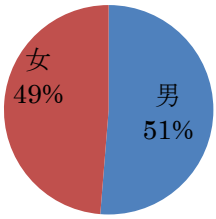

高校3年生の男女比

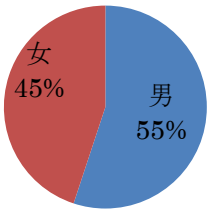

47 都道府県の 596 施設にアンケート記入をお願いし、そのうち 1079 人の高校生入所者から回答をいただきました。全国の高校生入所者の人数が約 6000 人なので、回答率は約 18%となりました。
回答いただいた高校生の背景としては、各学年の比率、学年ごとの男女比率ともに、バランスの良い結果になりました。学年において高 1、高 2、高 3 の他には、未記入と高校 4 年生という回答がありました。性別に関しては男、女の他には、未記入がありました。

2、調査項目

1.回答者の学年、性別
2.自己肯定感の度合い
3.今後の進路について
　1)希望職種の有無
　2)希望する進路
　3)予想する進路
　4)希望進路と予想進路のギャップの理由
4.貯金、アルバイトについて
　1)現在・目標の貯金額
　2)貯金の理由
　3)一週間あたりのバイト時間
5.退所後に心配なこと
6.自由記述

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.

3、施設で生活する高校生の自己肯定感について

(1) 一般高校生との比較

図表 2、施設で生活する高校生と一般家庭で生活する高校生の自己肯定感

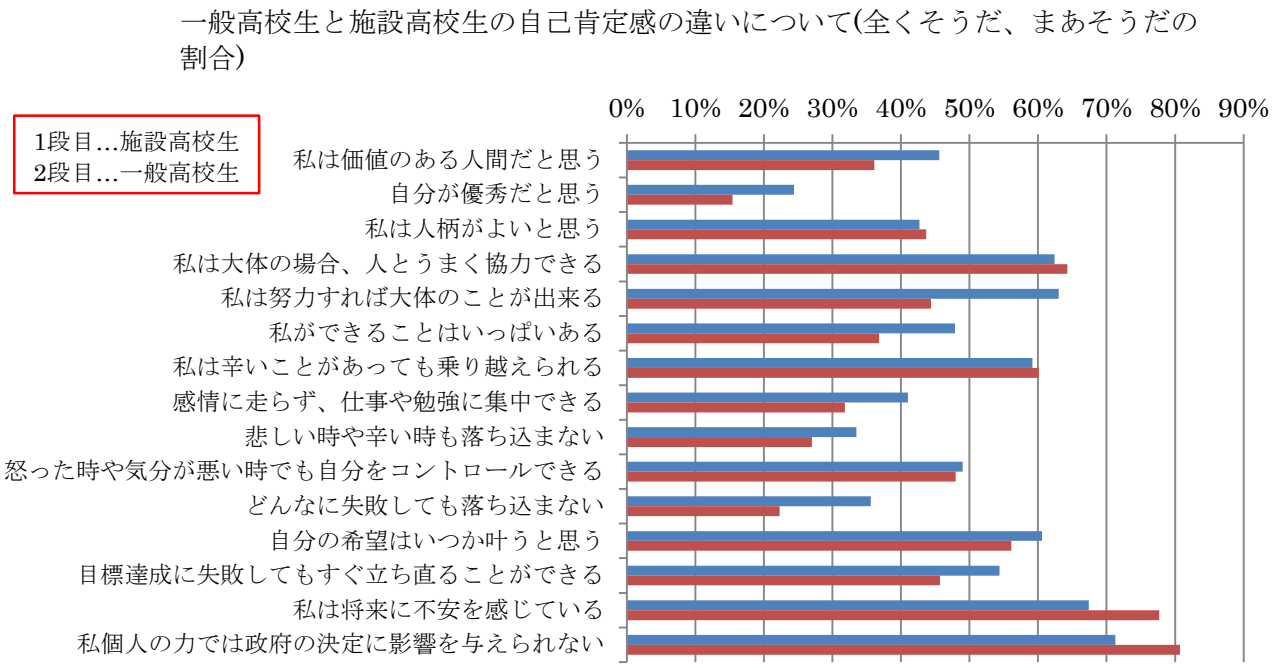

「全くそうだ」、「まあそうだ」の割合の差(“施設高校生” ― ”一般高校生”)

1、私は価値のある人間である。	9.5pts
2、自分が優秀だと思う	9.0pts
3、私は人柄がよいと思う	-1.0pts
4、私は大体の場合、人とうまく協力できる	-1.9pts
5、私は努力すれば大体のことが出来る	18.6pts
6、私ができることはいっぱいある	11.1pts
7、私は辛いことがあっても乗り越えられる	-0.9pts
8、感情に走らず、仕事や勉強に集中できる	9.2pts
9、悲しい時や辛い時も落ち込まない	6.5pts
10、怒った時や気分が悪い時でも自分をコントロールできる	1.0pts
11、どんなに失敗しても落ち込まない	13.3pts
12、自分の希望はいつか叶うと思う	4.5pts
13、目標達成に失敗してもすぐ立ち直ることができる	8.7pts
14、私は将来に不安を感じている	-10.3pts*
15、私個人の力では政府の決定に影響を与えられない	-9.4pts*

*注 1：14、15 はネガティブな質問

各質問の 2 段目の結果は、財団法人日本青少年研究所「高校生の心と体の健康に関する調査」(2011 年 3 月)、「中学生・高校生の生活と意識」(2009 年 2 月) http://www1.odn.ne.jp/youth-study/reserch/index.html 参照。

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.

自己肯定感を表す質問に対しては、ほとんどの質問で、一般の高校生に比べて、施設高校生の方が、「全くそうだ」、「まあそうだ」の割合が高い結果となっています。ただ、アンケートに答えてくれている施設高校生は優等生が多く、自己肯定感が高くなっている可能性も考えられます。また、今回回答していただいた施設に、入所している高校生の総数は 1602 人*であることを考えると、67.4%の回答率となっていますが、回答していただいた施設の偏りということも、生じている可能性としては考えられます。

以上の 2 点のバイアスがかかっている可能性はありますが、施設の子の自己肯定感が高いというのは、今までの認識とは異なるもので、興味深い結果となっています。施設職員による養育の成果が出ているのか、逆境に置かれているが故のレジリエンス(精神的回復力)なのか、今後のより深い考察が求められます。

*注 2：高校生の総数(1602 人)は、今年度の「社会的自立に向けた支援に関する調査」(幣団体実施)のデータを引用しています。

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.

4、施設で生活する高校生の進路について

(1)希望職種の有無と希望進路

図表 3、希望職種の有無と希望進路の関係

・希望職種の有無

就きたい職業	度数	割合
有	785	74.6%
無	268	25.5%
欠損値の度数=26		

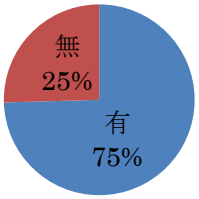

・希望する進路

希望進路	度数	割合
進学	381	36.2%
就職	524	49.8%
わからない	147	14.0%
欠損値の度数=27		

・予想する進路

予想進路	度数	割合
進学	292	27.9%
就職	546	52.2%
わからない	208	19.9%
欠損値の度数=33		

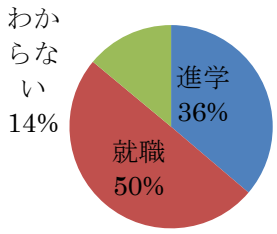

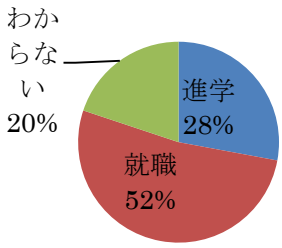

・希望職種がない人の希望進路

希望進路	度数	割合
進学	54	20.8%
就職	120	46.2%
わからない	86	33.1%
欠損値の度数=8		

・希望職種がある人の希望進路

希望進路	度数	割合
進学	319	42.0%
就職	392	51.2%
わからない	49	6.5%
欠損値の度数=22		

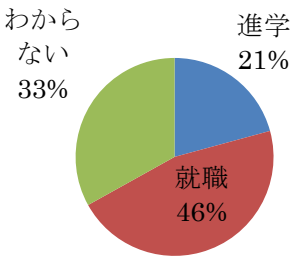

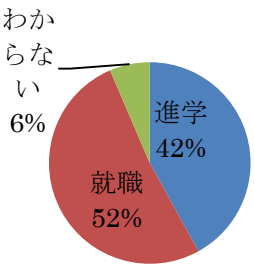

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.

全体として、希望する進路も予想する進路も、進学の割合は低くなっています。一般的な進学率は、全国最低の沖縄でも 38.2%*(専門学校を含まない)でこの値よりも、低い結果となっています。今回のアンケートでは、専門学校が進学という選択肢に含まれているのか曖昧なため、単純な比較はできませんが、それでも、施設入所者の進学希望率は明らかに低いといえます。

また、希望職種のある高校生の希望進路と、希望職種のない高校生の希望進路を比較すると、希望職種のない高校生の進学の割合が低くなっています。つまり、施設に入所している高校生にとって、「将来の具体的な夢がないからとりあえず進学」という考え方はあまりないといえます。

注 3：文部科学省「学校基本調査」(2013 年 12 月)

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1342607.htm 参照。

(2)性別、学年による進路の違い

図表 4、性別、学年と希望進路、予想進路の関係

・進路と学年の関係

希望進路	学年					
	高 1	高 2	高 3	その他	未記入	合計
進学	132	131	110	2	6	381
	39.5%	38.5%	30.5%	40.0%	50.0%	
就職	140	156	220	3	5	524
	41.9%	45.9%	60.9%	60.0%	41.7%	
わからない	62	53	31	0	1	147
	18.6%	15.6%	8.6%	0%	8.3%	
合計	334	340	361	5	12	1052
欠損値の度数=27						

予想進路	学年					
	高 1	高 2	高 3	その他	未記入	合計
進学	92	97	95	2	6	292
	27.7%	28.7%	26.5%	40.0%	50.0%	
就職	140	173	226	2	5	546
	42.2%	51.2%	63.0%	40.0%	41.7%	
わからない	100	68	38	1	1	208
	30.1%	20.1%	10.6%	20.0%	8.3%	
合計	332	338	359	5	12	1046
欠損値の度数=33						

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.

・進路と性別の関係

希望進路	性別			
	男子	女子	未回答	合計
進学	162	217	2	381
	30.3%	42.6%	28.6%	
就職	296	224	4	524
	55.3%	43.9%	57.1%	
わからない	77	69	1	147
	14.4%	13.5%	14.3%	
合計	535	510	7	1052
欠損値の度数=27				

予想進路	性別			
	男子	女子	未回答	合計
進学	129	161	2	292
	24.2%	31.8%	28.6%	
就職	306	236	4	546
	57.4%	46.6%	57.1%	
わからない	98	109	1	208
	18.4%	21.5%	14.3%	
合計	533	506	7	1046
欠損値の度数=33				

・希望する進路と性別・学年

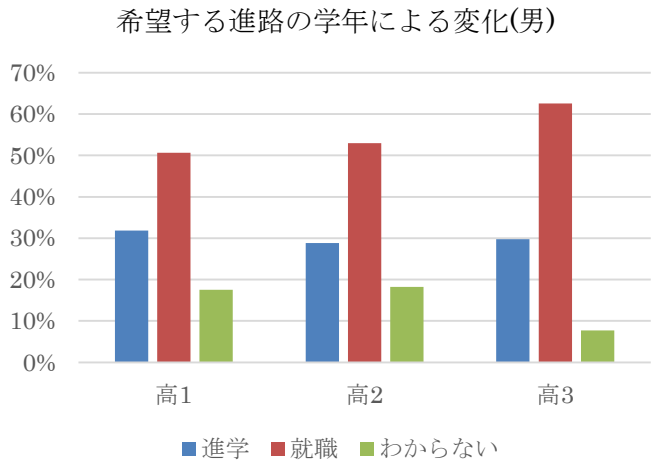

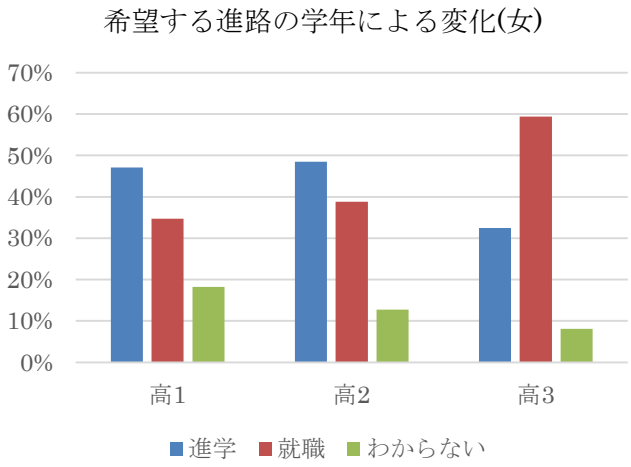

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.

・予想する進路と性別・学年

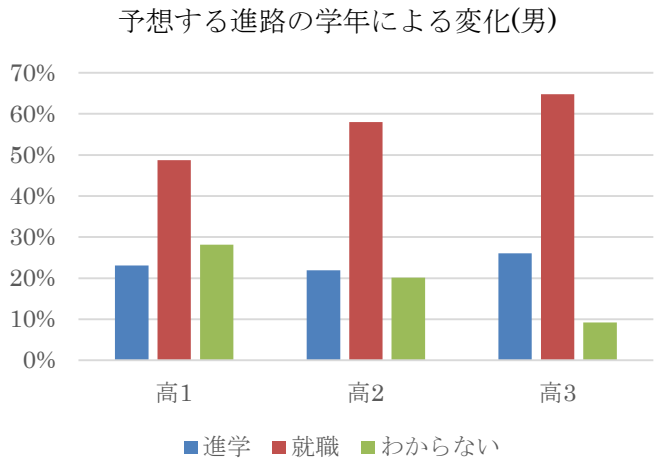

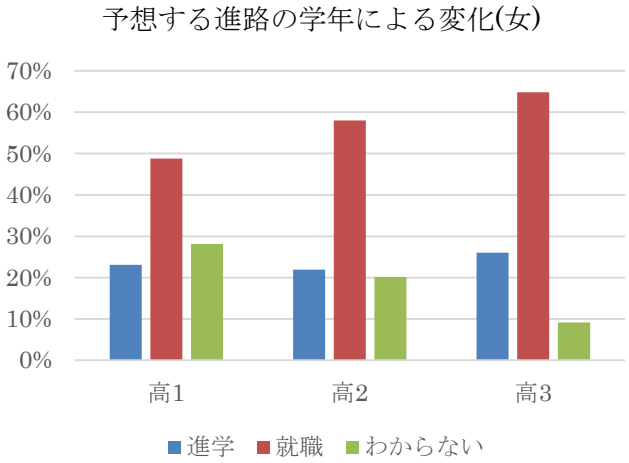

希望進路と予想進路ともに、学年が上がるにつれて、就職が増えています。性別に関して見てみると、女子の方が進学の割合が多くなっています。性別によって、将来の職種が違ってきて、それにより進学の割合に違いが生じているのかもしれません。

学年と性別両方に関して見ていくと、女子の希望進学の割合は高校 3 年生になると、かなり減少していることがわかります。その他は、男女ともに学年があがるにつれて、就職の割合が増え、わからないの割合が減っています。

また、予想する進路と希望する進路の違いに関して、希望する進路が進学で、予想する進路が就職の高校生の自由記述では、お金に関する問題で、進学が厳しいという意見が多く見られました。

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.

5、施設で生活する高校生のアルバイトと貯金について

(1) 実際の貯金額と目標貯金額

図表 5、実際の貯金額と目標貯金額の違い

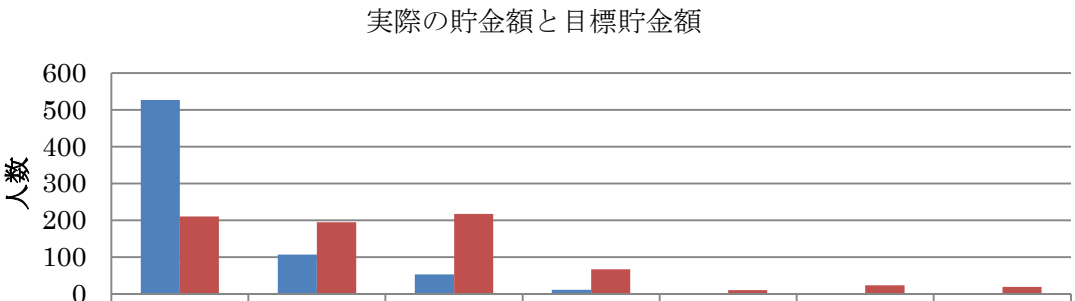

	25万円以下	25万円-50万円	50万円-100万円	100万円-200万円	200万円-300万円	300万-10000万円	10000万円以上
実際	527	107	53	11	2	1	1
目標	210	195	217	67	10	23	19

貯金額に関しては、目標貯金額と実際の貯金額との間に大きなギャップが生じています。弊団体でも述べている、「卒業までに 50 万円」という額を貯めている高校生は少ないといえます。退所後親を頼れない子どもが多い中、進学という選択の難しさがわかります。

(2) 貯金をしている理由

図表 6、実際に貯金をしている理由

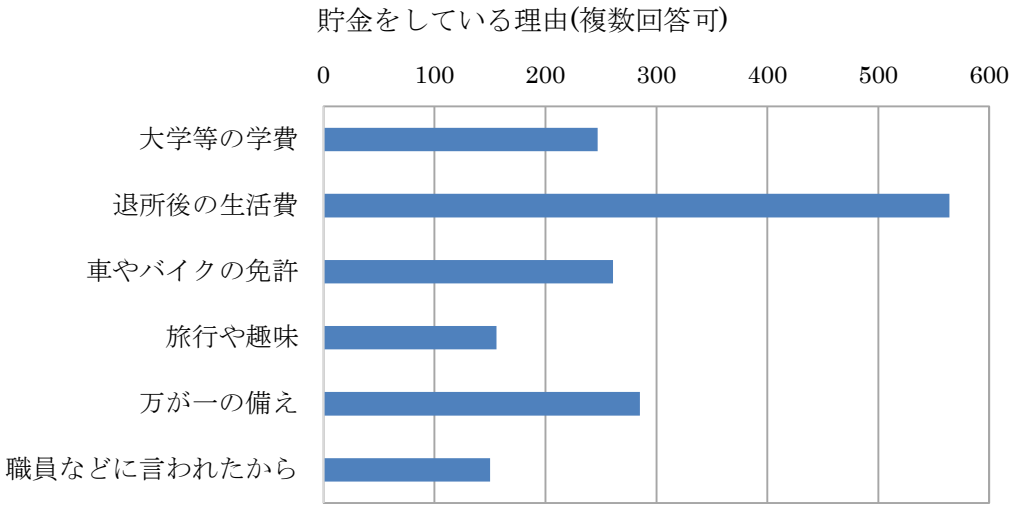

貯金の理由としては、退所後の生活費が一番高い結果となりました。

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.

(3) アルバイトの現状

図表 7、1 週間におけるバイト時間

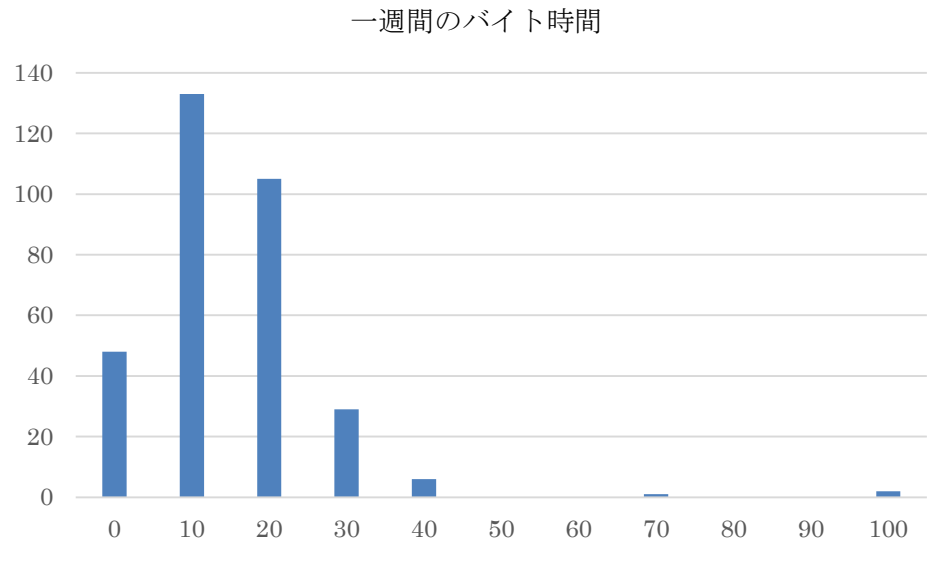

欠損値の度数=761

一週間のバイト時間に関しては、平均は 14 時間で、最頻値は 20 時間です。時給を 850 円としたら、およそ月 5 万の収入となります。しかし、回答していない高校生も多いため、バイトをしていない高校生も多いと言えます。

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.

6、施設退所後の生活について

(1)退所後の生活で心配なこと、実際に困ったこと

図表 8、施設で生活する高校生が、退所後の生活で心配なこと

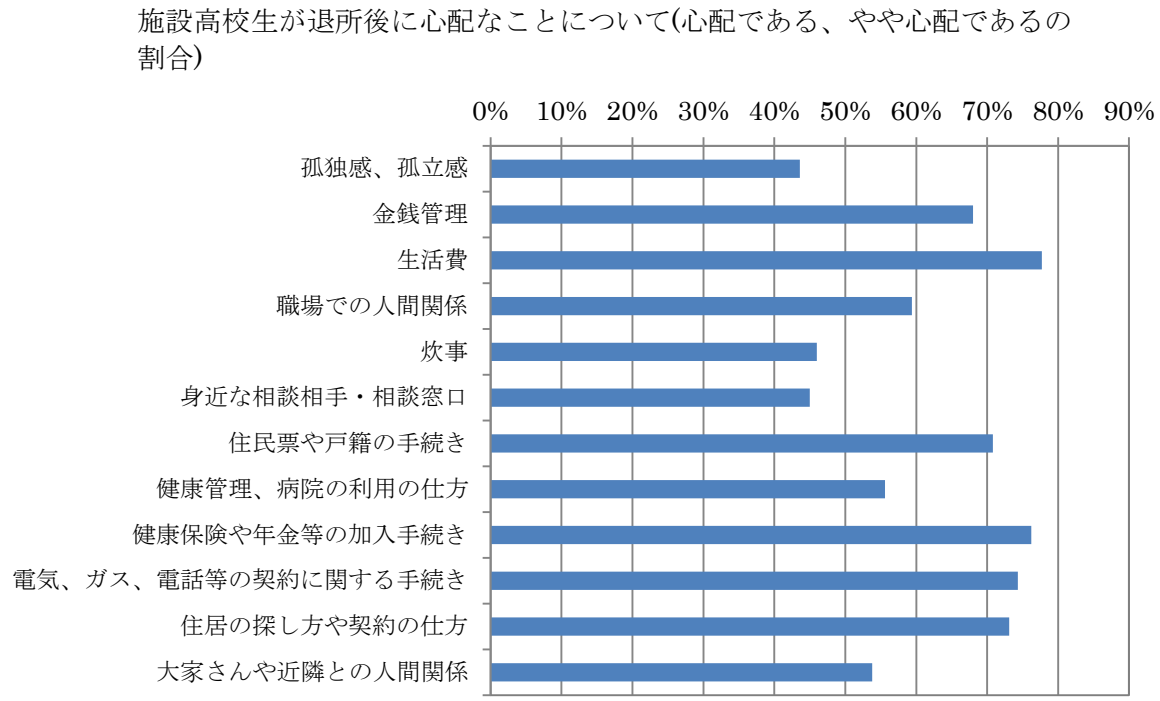

図表 9、施設退所者が、退所直後にまず困ったこと*

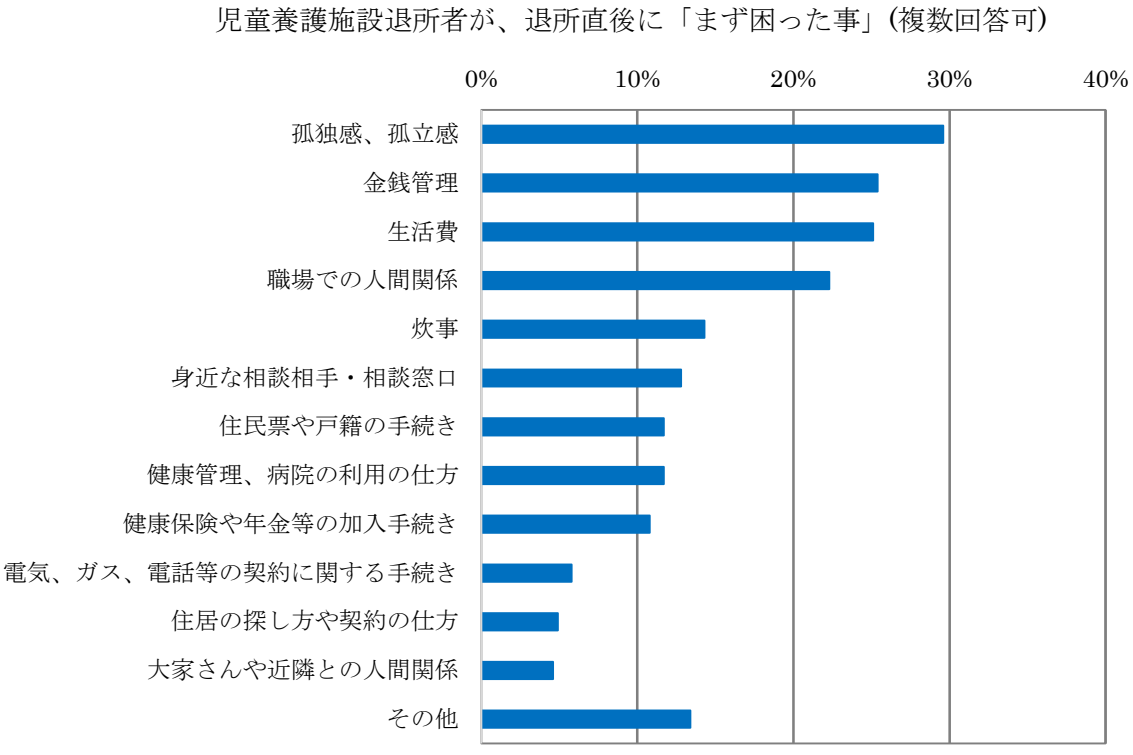

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.

*注 4：東京都福祉保健局「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書」(2011 年 8 月)http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2011/08/DATA/60l8u200.pdf 参照。

施設高校生へのアンケートの結果としては、「金銭管理などのお金の問題」、「保険などの手続きや契約の問題」などが、退所後心配である割合が高い結果となりました。逆に、「孤独感、孤立感」の割合は、他の項目に比べ、一番低い結果となりました。しかし、東京都の調査によると、施設退所者が退所直後にまず困った事として、「孤独感、孤立感」の割合が一番高い結果となっています。つまり、施設退所後と退所前では、心配な事と困った事のギャップが起きているといえます。
幣団体の行っている支援を考えてみると、「保険などの手続きや契約の問題」や身近な相談相手などは、巣立ちプロジェクトや個別サポートにより支援できています。したがって、これから幣団体としては、ギャップの生じている「孤独感、孤立感」や、心配なことにおいて割合の高かった「金銭管理の問題」を支援していく必要があるのではないかといえます。

Copyright(c) 2014 Bridge For Smile All Rights Reserved.